

## 平成27年第1回長瀬町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
3月10日(火)	
○開 会	5
○開 議	5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	5
○諸般の報告	5
○町長挨拶	6
○議事日程の報告	7
○会議録署名議員の指名	7
○会期の決定	8
○町長の施政方針	8
○町政に対する一般質問	11
5番 関口雅敬君	11
1番 岩田務君	23
2番 村田徹也君	28
7番 齊藤實君	39
9番 新井利朗君	43
3番 板谷定美君	47
6番 大島瑠美子君	49
○町長提出議案の報告及び一括上程	55
○議案第1号の説明、質疑、討論、採決	55
・議案第1号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	
○議案第2号の説明、質疑、討論、採決	57
・議案第2号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	
○議案第3号の説明、質疑、討論、採決	61
・議案第3号 長瀬町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例	
○議案第4号の説明、質疑、討論、採決	62
・議案第4号 長瀬町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例	
○議案第5号の説明、質疑、討論、採決	63
・議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律	

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

○議案第6号の説明、質疑、討論、採決	6 5
・議案第6号 長瀬町行政手続条例の一部を改正する条例	
○発言の訂正	6 6
○議案第7号の説明、質疑、討論、採決	6 7
・議案第7号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例	
○議案第8号の説明、質疑、討論、採決	7 0
・議案第8号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例	
○議案第9号の説明、採決、討論、採決	7 1
・議案第9号 長瀬町立学校図書購入基金条例を廃止する条例	
○議案第10号の説明、質疑、討論、採決	7 2
・議案第10号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算(第5号)	
○議案第11号の説明、質疑、討論、採決	7 7
・議案第11号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第12号の説明、質疑、討論、採決	7 9
・議案第12号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算(第2号)	
○議案第13号の説明、質疑、討論、採決	8 0
・議案第13号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	
○延会について	8 1
○次会日程の報告	8 2
○延 会	8 2



3月11日(水)

○開 議	8 5
○議案等の説明のため出席した者の紹介	8 5
○議事日程の報告	8 5
○議案第14号の説明、質疑、討論、採決	8 5
・議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計予算	
○東日本大震災の犠牲者に対する黙祷	1 2 9
○議案第15号の説明、質疑、討論、採決	1 4 4
・議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計予算	
○議案第16号の説明、質疑、討論、採決	1 4 7
・議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計予算	
○議案第17号の説明、質疑、討論、採決	1 5 0
・議案第17号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算	

○議案第18号の説明、採決	152
・議案第18号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○議案第19号の説明、採決	152
・議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任について	
○総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件	153
○閉会について	153
○町長挨拶	154
○閉    会	154

○ 招 集 告 示

長瀬町告示第12号

平成27年第1回長瀬町議会定例会を次のとおり招集する。

平成27年3月5日

長瀬町長 大 澤 夕 希 江

1 期 日 平成27年3月10日（火）

2 場 所 長瀬町役場議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤	實	君	8番	野	原	武	夫	君		
9番	新	井	利	朗								

不応招議員（なし）

## 平成27年第1回長瀬町議会定例会 第1日

平成27年3月10日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

- 1、開 会
- 1、開 議
- 1、議案等の説明のため出席した者の紹介
- 1、諸般の報告
- 1、町長挨拶
- 1、議事日程の報告
- 1、会議録署名議員の指名
- 1、会期の決定
- 1、町長の施政方針
- 1、町政に対する一般質問
  - 5番 関 口 雅 敬 君
  - 1番 岩 田 務 君
  - 2番 村 田 徹 也 君
  - 7番 齊 藤 實 君
  - 9番 新 井 利 朗 君
  - 3番 板 谷 定 美 君
  - 6番 大 島 瑠美子 君
- 1、町長提出議案の報告及び一括上程
- 1、議案第1号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第2号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第3号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第4号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第5号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第6号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第7号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第8号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第9号の説明、採決、討論、採決
- 1、議案第10号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第11号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第12号の説明、質疑、討論、採決
- 1、議案第13号の説明、質疑、討論、採決
- 1、延会について
- 1、次会日程の報告
- 1、延 会

午前9時開会

出席議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤		實	君	8番	野	原	武	夫	君	
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平		健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君		会計 管理 者	大	澤	彰	一	君
総務課長	福	島		勉	君		企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君		町民 課長	野	原	寿	彦	君
健康福祉 課長	染	野	真	弘	君		産業 観光 課長	中	畝	健	一	君
建設課長	横	山	和	弘	君		教育 次長	若	林		実	君

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	枿	原	秀	樹
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開会の宣告

(午前9時)

○議長(野原武夫君) 皆さん、おはようございます。

本日は、平成27年第1回長瀬町議会定例会に当たり、何かとご多忙のところ、議員各位にはご健勝にてご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成27年第1回長瀬町議会定例会を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(野原武夫君) これより本日の会議を開きます。

上着の着脱は、ご自由に願います。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野原武夫君) 本定例会において、本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎諸般の報告

○議長(野原武夫君) ここで、諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成26年11月から平成27年1月にかかわる現金出納検査の結果報告を受けております。その写しを皆様のお手元にご配付してありますので、ご了承願います。

12月19日に、秩父地域議長会正副議長・事務局長合同による「関口昌一総務副大臣への表敬訪問」、「埼玉伝統工芸会館視察研修」及び、秩父地方庁舎で「秩父地域議長会第3回定例会」が開催され、副議長関口雅敬君、事務局長ともども出席いたしました。

12月24日に、長瀬町役場で「第23回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたしました。

12月26日に、秩父ミューズパークで「国道第140号秩父中央バイパス建設促進期成同盟会定期総会」、「定峰トンネル開削促進期成同盟会定期総会」が開催され、出席いたしました。

1月6日に、秩父消防本部で「消防出初式」が開催され、副議長関口雅敬君、秩父広域市町村圏組合議会議員齊藤實君ともども出席いたしました。

1月14日に、埼玉県知事公館で「県と市議会議長会・町村議長会との新年懇談会」が開催され、出席いたしました。

1月22日に、浦和ロイヤルパインズホテルで「市町村トップセミナー」が開催され、出席いたしました。

1月26日に、秩父市歴史文化伝承館で「第24回ちちぶ定住自立圏推進委員会」が開催され、出席いたし



ました。

2月10日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村会、埼玉県町村議会議長会による「町村長・町村議会議長会合同研修会」が開催され、関口雅敬君ともども出席いたしました。

2月26日に、埼玉県県民健康センターで埼玉県町村議会議長会による「平成26年度定期総会」が開催され、出席いたしました。

2月27日に、町役場庁舎駐車場で「電気自動車用急速充電器開始式」が開催され、出席いたしました。  
以上で諸般の報告を終わります。



### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 本定例会の開会に当たりまして、町長から挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） おはようございます。3月定例会開会に先立ちまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、平成27年第1回長瀬町議会定例会を招集申し上げましたところ、何かとご多忙の中をご出席賜りまして厚く御礼申し上げます。

ことしの宝登山ロウバイ園は、開花時期や天候にも恵まれまして、ハイキングやロープウエーの利用者が例年になく多く、皆さんにロウバイの花と香りをご堪能いただくことができました。聞くところによりますと、宝登山ロープウエーの1月、2月の乗降客数は、記録的な大雪のあった昨年と比較しますと2倍、また例年と比較しましても3割増ということで、冬場の観光振興の一助になったと確信しております。

さて、政府は、人口減少克服・地方創生への取り組みとして、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」と、これを実現するための「総合戦略」を策定し、始動いたしました。

この総合戦略では、1、地方における安定した雇用を創出する、2、地方への新しい人の流れをつくる、3、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる、4、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するという4つの基本目標を掲げ、若者にとって魅力ある町づくり、人づくり、仕事づくりを進めるとしております。

それに取り組む地方におきましては、みずから考え、みずからの責任を持って課題解決に取り組むため、「地方人口ビジョン」と「地方版総合戦略」を策定し、実施することになっております。

将来にわたって活力ある地域を維持していくため、これらの策定、実施に当たり、議員各位のご指導、ご協力をお願いする次第です。

さて、去る2月14日、我々の大先輩である岩田義和氏がお亡くなりになりました。岩田氏は、5期20年にわたり議会議員として、長瀬町発展にご尽力いただきますとともに、長瀬町グラウンドゴルフ協会会長として協会の設立、グラウンドゴルフの普及にご尽力されました。ここに謹んでお悔やみ申し上げます。

ここで、12月定例会以降における主な事項について、ご報告申し上げます。

最初に、町民課関係について申し上げます。2月27日に、限られた資源を有効利用し、環境を守るため、役場駐車場に設置準備を進めてまいりました電気自動車急速充電器の利用開始式に関係者のご列席をいた

だき開催いたしました。この充電器は、4月1日から24時間ご利用いただくことができます。

次に、産業観光課関係について申し上げます。3月1日に、秩父路に春を告げるお祭りとして恒例となりました「長瀬火祭り」が宝登山山麓で行われました。大勢の見物客の中、盛大に開催されました。

次に、教育委員会関係について申し上げます。1月11日に、成人式が行われ、新たに71名が成人の仲間入りをしました。議員の皆様にはご出席いただき、ともに成人の門出を祝っていただき、ありがとうございます。ありがとうございました。

去る7日に、「長瀬町スポーツ賞授与式」が行われ、今年度活躍された個人、団体、功労者が表彰されました。

次に、小中学校の卒業式、入学式についてですが、今年度、中学校を卒業していく生徒は63名、来年度入学予定の新1年生は、中学校67名、小学校42名でございます。年度がわりの何かとお忙しい時期ではございますが、ご参列いただき、児童生徒の成長した姿をごらんいただきたいと思います。

以上、今定例会までの主な事業等の報告を終わります。

なお、町政の基本方針等は、施政方針の中で述べさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。存じます。

さて、本定例会でご審議いただきます案件は、新規条例案や予算案、人事案などの合わせて19議案でございます。これらの案件につきましては、各議案が上程されましたその都度ご説明申し上げますので、ご了承いただきたいと思います。存じます。

いずれも、町政進展のため重要な案件でございますので、十分にご審議いただき、ご承認、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

以上、開会に当たりましてのご挨拶といたします。本日はよろしくお願い申し上げます。



### ◎議事日程の報告

○議長（野原武夫君） 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元にご配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、よろしくご了承願います。



### ◎会議録署名議員の指名

○議長（野原武夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、議長からご指名申し上げます。

6番 大 島 瑠美子 君

7番 齊 藤 実 君

9番 新 井 利 朗 君

以上の3名をご指名いたします。

---

◇

### ◎会期の決定

○議長（野原武夫君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12日までの3日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日より12日までの3日間と決定いたしました。

---

◇

### ◎町長の施政方針

○議長（野原武夫君） 日程第3、町長の施政方針。

町長の施政方針をお願いいたします。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 平成27年第1回長瀬町議会定例会の開会に当たり、平成27年度の予算の編成方針と町政運営に関する基本的な考え方、主要施策の概要などをまとめました施政方針を述べさせていただきます。

我が国の経済は、政府が公表する月例経済報告によりますと、「景気は、個人消費などに弱さが見られるが、緩やかな回復基調が続いている」と報告され、先行きについては「雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される」と指摘されており、長年続いているデフレ経済からの脱却が見え始めています。

当町に目を向けますと、平成25年度決算において、実質公債費比率は前年度と比べて低下しましたが、経常収支比率と将来負担比率については悪化しており、財政の硬直化が進行しており、今後も厳しい対応が予測されます。

また、自主財源の柱である町税収入は、平成21年度から減収の傾向にあります。現下の経済情勢でも当面は大幅な回復を見込むことは難しいと考えております。

さらに、一般財源として活用できる財政調整基金は、繰越金の一部を積み立てているとはいえ、町税収入や地方交付税、臨時財政対策債の決定状況によっては、相当額の取り崩しを行う必要があることから、安定した財政運営に不安を抱かざるを得ない状況にあります。

歳出については、少子・高齢化の進展に伴う扶助費などの社会保障制度に関する費用や老朽化した施設の維持管理経費などの経常的経費が増加していることに加え、災害への備えや安全で安心なまちづくり、生活基盤の整備、観光振興、教育福祉の充実など、今後取り組むべき課題が山積しておりますので、これらの課題を解決するため総合振興計画に基づき、効率的かつ継続的に施策を実施していく必要があると考えております。

さらに地方創生や社会保障・税番号制度の導入、子ども・子育て支援新制度など国の施策に係る財政需要の増にも対応していく必要があります。

このような厳しい財政状況が見込まれる中、現状のままこうした事業に取り組んでいくことは極めて困難であり、引き続き事務事業の見直しを強く進めるとともに、町税収納率の向上などの財源確保を進める必要があります。

それでは、平成27年度の当初予算編成に当たりまして決めました予算編成方針の概要について述べさせていただきます。

まず、前提としましたのは、基本構想に掲げられた、当町が施策を実施する上で5つのまちづくりの基本理念、「若い世代が定住するまちづくり」、「安心と安全に暮らせるまちづくり」、「美しい自然を生かしたまちづくり」、「地域の支え合いと思いやりのあるまちづくり」、「町民との協働と参画によるまちづくり」に基づき「はつらつ長瀬」の実現を目指し、効率的かつ重点的に重要度の高い事業に集中して、まちづくりを推進することです。

また、町民の視点に立ったより質の高いサービスを提供するため、これまでの取り組みや成果を踏まえながら、町民満足度の向上を図り、町民の参画と協働によるまちづくりの展開を図るとともに、関連する事業間での調整や新たな手法の積極的な導入やコスト削減など、効果的・効率的な事業運営に努めるよう求めました。

さらに、先例や慣例にとらわれることなく全ての事業の見直しを行い、新しい観点で判断するとともに積極的な財源確保に努め、将来の財政負担に十分配慮するよう求めました。

このような方針に従い予算編成を行いました結果、平成27年度の当初予算案の規模は、一般会計32億5,655万8,000円、対前年度比0.2%の減、国民健康保険特別会計9億8,341万1,000円、対前年度比9.1%の増、介護保険特別会計7億4,875万8,000円、対前年度比3.9%の増、後期高齢者医療特別会計8,863万2,000円、対前年度比2.6%の減となりまして、一般会計と特別会計を合わせ50億7,735万9,000円、対前年度比2.1%の増となりました。

続きまして、平成27年度予算案に計上した事業のうち、特に力を入れて取り組みたい事業についてご説明いたします。

初めに、定住促進対策事業ですが、少子・高齢化の進展する当町に若者世帯を呼び込むことで地域社会の活性化を促すため、引き続き町内に新たに住宅を取得する若者夫婦世帯等に対して補助金を交付するとともに、旧雇用促進住宅野上宿舍跡地を活用して若者の定住化を推進します。

次に、蓬莱島公園整備事業ですが、埼玉県から譲与された蓬莱島とその周辺地域について、平成27年度については、遊歩道、トイレ、駐車場などを整備いたします。公園として整備することで新たな観光資源として活用できると考えております。

また、これまでの長年の懸案事項となっておりました通称「南桜通り」の改良を進めてまいります。町道化することにより、適正かつ安全な道路管理を図ってまいります。

ただいまご説明いたしました事業のほか、平成27年度もさまざまな事業を予定しております。総合振興計画の後期基本計画の項目に沿って、施策の概要についてご説明します。

初めに、「快適な環境と安心して暮らせるまちづくり」について。町道の整備では、南桜通りを含めた町道5路線の改良事業を初め、舗装修繕などの維持管理を行うほか、新たに道路法の改正に伴う道路施設点検事業を進めてまいります。

交通安全対策では、危険箇所へのガードレール、カーブミラー、道路照明灯を設置するなど交通安全施設の整備を図ります。

町営住宅については、塚越団地の外壁等の改修を引き続き実施します。

防災、危機管理については、地域防災計画改定事業や避難行動要支援者名簿作成事業を新たに進めるほか、消防団資機材の充実、消防施設や防災行政無線の維持管理を図るなど、災害に備えた事業にもこれまでと同様に取り組んでまいります。

環境衛生の推進については、上下水道、し尿処理、市町村整備型浄化槽、ごみ処理経費を負担するほか、秩父圏域内の水道事業統合に向けた経費や新火葬場建設経費を負担いたします。

また、温暖化対策事業として、住宅の太陽光発電システム設置に引き続き助成してまいります。

このほか、役場庁舎に再生可能エネルギー等導入推進事業補助金を活用し、太陽光発電システム、蓄電システム等設備の整備を行ってまいります。

次に、「健康で生きがいのあるまちづくり」について。社会福祉の充実においては、障害者自立支援給付費事業を初め、子育て支援事業や放課後児童クラブ事業などを進めていくほか、こども医療、ひとり親家庭等医療、重度心身障害者医療、いわゆる福祉3医療の医療扶助についても、引き続き進めてまいります。

また、地域で住民と行政が一体となって支え合う総合的な地域福祉に取り組むため、地域福祉計画の策定を行います。

健康づくりでは、各種事業を実施し早期発見、早期治療の機会を提供するとともに、健康維持や生活習慣病の予防を推進し、引き続き町民の健康増進を図るほか、国民健康保険及び後期高齢者医療保険加入者を対象とする人間ドック助成金額の引き上げを実施します。

さらに、ちちぶ医療協議会による救急医療や予防医療等の地域医療の維持、向上を図ってまいります。

国民健康保険や後期高齢者医療保険、介護保険については、医療給付費等の増加など制度の運営は厳しい状況にありますが、安心して医療や介護が受けられるよう、安定した財政運営を行う基盤づくりに努めるとともに、国や県に対して制度の見直しや充実の要望を行ってまいります。

次に、「活力のある産業を育てるまちづくり」について。農林業の振興については、地域農業の活性化と農業経営の効率化を図るため農道整備を実施するほか、生産者団体及び観光農業の施設整備並びに農作物の種苗費等に対して補助金を交付するなど、農業の振興を図ってまいります。

商工業については、中小企業者が経営に必要な資金を借り入れた場合の利子補給や住宅リフォーム等、資金の助成を引き続き行ってまいります。

また、当町は埼玉県を代表する観光地ですが、観光客のニーズの多様化などに対応するため、観光情報館を中心に多彩な観光情報の提供を行うほか、桜や観光施設の維持管理等を行い、さらなる観光地としての魅力アップを図ってまいります。

次に、「心豊かな人をはぐくむまちづくり」についてといたしまして、学校施設・設備の充実や国際社会に対応できる子供を育てるための外国人講師による語学指導、特別支援教育支援員の配置など、引き続き小中学校の教育環境の充実に向けた取り組みを図ってまいります。

また、新たに社会科副読本の作成を行ってまいります。

就学への援助については、保護者の経済的負担の軽減を目的とした小中学校入学祝金の支給、育英奨学金と入学準備金の貸与、学校給食費の一部助成について、引き続き行ってまいります。

生涯学習の推進と生涯スポーツの振興については、中央公民館や総合グラウンドなど、生涯を通じて意欲的に学習やスポーツに親しめる施設の維持管理を行うほか、歴史と文化の伝承については、町内に残る

伝統文化を後世に伝えるため、民俗芸能の継承団体への活動支援を初め、旧新井家住宅の施設整備を行うなど、引き続き文化財の保護・活用を図ってまいります。

学校給食については、給食の充実を図るため、給食用食缶等の更新を行うほか、引き続き給食費の一部を公費負担とし、保護者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

最後に、「町民と行政との協働によるまちづくり」について。住民の行政への参画、コミュニティ活動の支援などについて引き続き進めてまいります。

開かれた行政の確立については、広報紙の発行やホームページの運営管理に関する事業を引き続き進めてまいります。

計画的な行財政運営の確立については、町政運営の基本的な方針となる次期総合振興計画策定のための調査を新たに行うほか、公共施設等の状況を把握し、将来の見通しを分析した上で更新・長寿命化などを計画的に行う公共施設等総合管理計画の策定を行います。

また、町税の適正な賦課徴収等を推進し、自主財源の確保を図ってまいります。

広域行政の推進については、秩父広域市町村圏組合で進めている新火葬場の建設など、スケールメリットを生かした広域的な行政課題の解決に引き続き取り組んでいくほか、ちちぶ定住自立圏構想に基づいた各種事業を進めてまいります。

以上、平成27年度当初予算編成に当たりましての施政方針を述べさせていただきました。

今後、国や県の政策判断や経済情勢の変化に影響を受け、当町を取り巻く情勢にも変化が生じる状況もあろうかと存じます。しかし、そうした時勢にあるときこそ、地方公共団体の長は行財政を堅実に運営する手腕を発揮しなければならないと思っております。

それには、私を初め職員一人一人が、継続的に事務改善する気概を持って事に当たることが重要だと考えております。

町民には、町政に対するご理解と一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（野原武夫君） ただいまの町長施政方針について、町長より写しをお預かりしておりますので、後ほど事務局に配付いたさせます。



### ◎町政に対する一般質問

○議長（野原武夫君） 日程第4、町政に対する一般質問を行います。

お手元に配付してあります一般質問通告一覧の順序に従って発言を許可いたします。

なお、質問並びに答弁に当たりましては、要領よく、できるだけ簡単明瞭にご発言いただきまして、議事の進行にご協力いただきますよう特にお願い申し上げます。

それでは、最初に、5番、関口雅敬君の質問を許します。

関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、通告に沿って質問をさせていただきます。

1番、小学校の統廃合について町長に伺います。町長は、「第二小学校の統廃合は絶対にしません」と選挙公約に上げています。少子化等により、当町の児童生徒数は年々減少しています。今後、学校の統廃合

の前提となる児童生徒数の将来人口を推計した上で、地域住民や保護者等に統合について意見を聞き、検討していく必要があると思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

第二小学校の統廃合に関するご質問でございますが、結論から申し上げますと「第二小学校の統合は絶対にしません」という私の公約は、私の任期中に変える気はございません。理由といたしましては、第二小学校を統合した場合、やはり地域の中心である学校がなくなることは地域にとってマイナスであり、その地域が子育てに関する環境が悪くなり、第二小学校地域のなお一層の少子化や人口減少を招くことが十分に考えられます。ほかの自治体でも、地域から学校がなくなると人口減少や高齢化が進んでおります。長瀬町は細長い地域であり、現在、小学校が2校、中学校1校という数は、地域別に見ましても、一番よい配置ではないかと考えております。

国では、統廃合がしやすい制度に改定するようでございますが、各自治体の地理的条件や人口などそれぞれの市町村により条件が違うものであり、一概に何人になったら統廃合を考えなさいというのは、少し違うのではないかと私は考えております。統廃合は、最終的には町の判断となっておりますので、私の任期中は統合は行わない方針で進めてまいります。

また、どんな理由でありましても、学校の統廃合を検討する場合は、議員のおっしゃるとおり地域住民や保護者との話し合いを実施することは当然のことと考えております。

繰り返しになりますが、私の任期中は第二小学校の統合は考えておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 私の任期中は絶対にしません。第二小学校を統合した場合に、第二小学校地域が悪化したりそういう悪くなるようなそんな考え方は、町長もう既に捨てて、子供たちのために、子供の教育が一番大事だと私は思ってこの発言をしております。町長は誰に意見を聞き、どんな場面でどんな話を住民から聞いているのか。

私も議会報を新聞折り込みで出していますけれども、特に第二小学校区域には手配りで私は伺っているところ、必ず出てくる話が、子供たちがかわいそうだ、あの人数をこれから、町長は統計なりを見てご存じなのかどうか。今の子供たちが、あんな小さな学級で6年間同じ子供たちとずっとやっていて、急に今度は中学校で大勢の子供たちと交じわうときに、子供たちのことを考えてあげてくださいよ。あなたの考えはあなたの考えでいいです。私は、この長瀬町の子供たちの代表として声を大きくして訴えたいと思いますが、町長はこれからも、では意見を聞かない、国がどうこう言おうが私は意見を聞かない、それでいいのですね。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えいたします。

地域の意見を聞かないのかというお話でございますが、先ほども申し上げましたとおり、そういった声が高くなった場合には、当然意見は意見として聞かせていただきたいと思いますと思っております。

ただ、昔から「地域が子供を育てる」という言葉がございます。第二小学校は、日ごろ学校活動の中で先生方と地域の方々がお互い顔見知りになり、お互いの教育活動を理解し、連携を図って現在まで来ております。いわゆる、地域住民が先生方の強い味方であり、頼もしい味方であると私は思っております。校

長先生からお聞きいたしましても、素晴らしい地域だと、いつもお褒めの言葉をいただいております。このような環境の中で子供たちが非常に素直によい子に育っているというのが、今の第二小学校の実情でございます。これを大事にしないといけないというのが、私の考えでございます。

第二小学校は、豊かな心の子供、よく勉強する子供、健康で明るい子供ということで職員が一丸となって学校運営に努めていただいておりますが、それにはやはりまちづくりの基本理念である地域の支え合いと思いやりのあるまちづくりということに、まさしくこれは合致しているなと思っております。

文部科学省は、小中学校の統廃合の基準を見直して、広範囲での統廃合をしやすくする手引をまとめたようでございますが、しかし今現在学校がなくなった地域は、人口流出がどんどん進んでおります。これは関口議員もご承知のことだと思います。そういった中で、やはり私は、何でも数字で判断をするのではなくて、やはり地域に合った経営をするのが一番よろしいのではないかと考えております。

そういったことで、意見を全く聞かないとは私は申しておりませんが、私の任期中はその考えはないということを申し上げております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 町長が今おっしゃることは、第二小学校が今なくなると地域が衰退すると、私はそんなことないと思いますよ。子供たちは統合した学校に通って、帰るのは自宅へ帰るのだから。学校に行っている間は、それは向こうの第二小学校地域からは声が聞こえないかもしれないけれども、子供たちの環境を考えて、私は今回この質問を出している。

先ほどから国がどうかこうとか言っているけれども、私は国が言っているから言うわけではないですよ。今のこの長瀬町を考えたら、第二小学校で勉強している子供たちをまず児童の本当の立場になって考えれば、人数がふえることによりさまざまな場面で切磋琢磨できる環境が整い、友人関係が広がっていく。それから、クラスがえをすることにより学習環境、生活環境の変化に対応する力もついてくるのですよ。今のまんまだったら、今何人ですか、15人としても、そのまんまでずっと1年生から6年生までクラスがえのない、それはいいこともあるでしょう。けれども、やっぱり子供たちを成長させていくためには、時には北風にも当たったり南風にも当たったり、雨が降ったり雪が降ったり、それをカバーしてあげるのが我々地域住民ではないですか。

だから、私は学校を統合して子供たちが本当に、子供たちの環境をつくってあげる、それが今の時の町長の私の考えで、私の任期中はやりません。意見も聞いてくださいよ、親の。もう結構いろんな意見ありますから。

先ほどの町長の施政方針の中でも、最後の文言ですごくいいことを言っているけれども、そこでぺらぺらと言っただけで、実際はやっていないではないですか。もっといろんな人の意見を聞いて、学校の問題は私は、デメリットもメリットもいろいろあるでしょう。経済のこともいろいろあるかもしれません。だけれども学校の子供たちの立場になって、子供たちが意見が言えないから私がかわりここで言っているであって、地域の皆さんの意見を聞いて、私の任期中はやりませんではなくて、子供たちの立場になって考えてあげてくださいよ。私、今回3つ質問してありますから、すらすらすらと流して、3つ目まで時間足りなくなると困るので、町長、最後にまとめてください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。



ただいま関口議員のお話を伺っておりますと、児童数が減少すると、減少をするのをどうとめたらよいかという前向きなお話が出てまいりませんでした。私たちはやはり、人口が減少するのをそこに歯どめをかけて生徒をふやす、この施策を考える、そういう前向きな考え方でいくべきだと私は思っております。

そういった中で、先ほどの施政方針でも申し上げさせていただきましたが、若者の定住促進を図りたいということで、ただいま頑張っているところでございます。特に第二小学校区に関しましては、なかなかこの若者定住が進んでおりません。そういった中で、今後は、住宅取得奨励補助金ですが、これを第二小学校区に定住された場合には加算金を設けるなど、これからはそういったことも検討しながら子供をふやす、そういった施策を考えてまいりたいと思っております。

それから、子供さんが少ない子供さんの中で、急に中学校に行って大勢の中に飛び込んでというお話がございましたが、今の子供さんたちは、かなりの人数の方たちが学童保育に入っていると思います。今若いお母さんたち、かなりの方たちが働いておりますので、そういった中でもまれると申しますか、子供さんたちは子供さんたちに、そういった学童保育の大勢の中でいろいろなことを勉強しているのではないかと思います。学校につきましてはそういった中で、これからは子供さんの数をふやすという施策をしっかりとやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） それでは、もう一回質問しますよ。

○議長（野原武夫君） もう再々質問は終わりましたので。

○5番（関口雅敬君） 今町長が前向きな考えがないと言うから、もう一回、議長、それは4回目お願いしますよ。まとまらないから、これでは。

○議長（野原武夫君） 3回ということで皆さんと話し合いができておりますので、そのとおりに遵守願います。

○5番（関口雅敬君） ではいいよ。では、2番目に移ります。

平成27年度当初予算編成について町長にお伺いいたします。平成25年度決算審査結果報告で、監査委員から不用額について指摘がありました。平成27年度当初予算は、この指摘事項を踏まえて予算編成されたのか伺います。

また、財政健全化を進める中で、総花的でなく、重要課題を中心に予算配分されたのか、その項目と内容について伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

平成27年度当初予算の編成、最重要課題についてのご質問でございます。

1点目、監査委員からの不用額の指摘を平成27年度当初予算の編成に生かしているのかとのご質問でございますが、平成27年度当初予算編成に当たっては、枠配分から各事業ごとの査定を行い、平成25年度や平成26年度の不用額、流用額、補正額などの実績を見ながら検証を行い、全ての事業を1から査定させていただきました。

不用額が多くなることはよくないことではありますが、大きい金額である扶助費や補助費などの医療費等は、そのときにならないとわからないという部分が多くあり、年度末にならないと金額が確定しないものがたくさんありますので、どうしても不用額が多くなってまいります。

また、入札による差金や節減による経費の抑制等も図っていることも、ご理解いただきたいと思います。今回の予算編成では、不用額について各課で再検証し、減額できるものは減額をするよう指示し、今回の予算編成となっております。

2点目、総花的な配分ではなく、重要課題を中心に予算配分を行っているのか、その項目と内容についてとのご質問でございますが、まず魅力あるまちづくり総合整備計画の推進では、幹線1号線、いわゆる南桜通りの整備、蓬莱島公園周辺整備、旧雇用促進住宅跡地の分譲を継続して実施し、新たに長瀬地区公園の整備に向け、設計、用地取得を実施するための配分を行っております。

防災関係では、地域防災計画の見直しや避難行動要支援者名簿作成事業の実施。施設面では、災害時に防災本部が設置されます役場庁舎に太陽光発電施設の整備や、町が所有する施設の状況を把握し、管理の基本的な方針を定める計画である公共施設等総合管理計画策定に配分を行いました。

また、子育て支援では、保育所の運営や放課後児童クラブの充実を初め、子供の健全育成を図るための子育て支援事業を実施するための配分をし、建設面では橋の状況の把握や診断を行う道路施設点検事業の実施や、生活道路の整備等を重点的に実施するための配分を行いました。

町の経常収支比率は、平成25年度で93.3%となっております。現在の財政状況では、毎年度経常にかかる経費の配分で目いっぱいのところもございますが、中でも何とか工夫をしながら、できる範囲で優先順位を決め、政策の実現に向け予算配分を行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） では再質問をさせていただきます。

予算編成に当たり、町民の方々は道路を整備をしてほしい、側溝のふたがないからふたをつけてほしい、救急車が入れないから救急車が入れるようにしてほしい、いろいろな要望があるわけです。そういう要望は毎年毎年優先度がどうのこうなので、着工できてません。本当に細かいところに、こういう道路整備だとか側溝にふたをかければその道幅が広がる、こんな細かいこういう要望等は無視、無視というか後回し後回しですから、この町内を回って歩いて不満が結構町民にある、これはよく皆さんもご承知をしております。

そこで、私は、この質問の中で、財政健全化を進めるという町長の公約でもありますから、再質問をさせていただきますけれども、経常支出が93.3%という数字を今話をしてもらいました。これは相当硬直化していると、財政が。本来であれば75%ぐらいまでに持っていかななくてはいけない、それを九十幾つまでもう進んできているのにもかかわらず、本当に雇用促進住宅は安い買い物だと町長は議員時代から話してました。それから蓬莱島、これも約6,000万かけて公園にする、南桜通りは安全な町道にする、そういう話で大きなお金をかけてやろうとしているけれども、本当にこれは皆さんが欲しいと要望した事業ではないように私は感じるのです。

特にこの長瀬町の魅力あるまちづくり総合整備計画は5カ年でやるという話の中で、もう5カ年でもう変更変更でしょう。例えば井戸の公園も27年度に測量、用地買収までいっていたのが先送り、今度長瀬地区の公園は前倒しでやる、この雇用促進住宅だってそうではないですか。1,300万で買って安い買い物できたと言っている町長は議員時代に言っているのです、では今、雇用促進住宅は現在の状況あるいは今後の予測、本当にどのぐらいお金が安い買い物できて、長瀬町にどういったメリットができてきているのか、ちょっと伺いをいたしましょう。

それから蓬莱島に関しては、地域住民説明会は私も出ました。ある地域の人は、私にこう言いました。関口さん、これは反対しないほうがいいよ、選挙があるから。「ええっ」ではないよ町長。だからよく聞いてくださいよ。本来であればこんなこの地域にこの蓬莱島を整備したって観光客がどのくらい来るのだろうか、これ町長答えてくださいね。どういう、この蓬莱島に将来どのくらいの事業効果があるのか、これも発表してください。地域の人は、地元こんないいのができるのだったらいいではない、つくってもらったほうが、そのぐらいな地域説明会なのですよ。他の地域からも意見をやっぱり聞いたほうがいいと、私は思います。そこで、南桜通りも同じ。あの町道を町が管理して、安心した道路ができると言っているけれども、あれは持ち主が秩父鉄道だってそれは変わらないのではないですか、買わなくなつて。

そういうことからして、財政健全化を進める上にはこの3つの事業、先ほどから若者定住、若者定住と言っているけれども、第二小学校地域に若者定住でやれば、そっちはおまけ、あめがつく、そういう税金の不公平な使い方は、町長これから考えるのだったらしっかり公平に考えてやらなかったら、おかしいですよ、向こうだけというのは。

再質問をこの3つを特に重点的にやってもらいますけれども、雇用促進住宅、安い買い物、建物を壊した、そういういろんなコストをやって事業効果がどのくらい出たのか、それで今後はどうなのか。はっきりと答えてもらいたいと思いますよ。特に、蔵宮住宅の跡地は完売しているわけではなく、虫食い状態で売れていると。この雇用促進住宅だって、住宅で分譲にして売るとなれば、虫食いになったら使い道がもっと悪くなる。だったら、そんな分譲はしないで、私もこの議会前に市民運動の方から、あそこへ公園をつくってほしいというご意見も伺いました。町長も聞いたというお話をお聞きしましたので、そういうことを勘案しながら、あの雇用促進住宅も分譲地にして売ったら、虫食いになったら、もっと価値が下がってしまう。

蓬莱島もそうです。観光客があそこへ本当に、それだけの事業対効果が上がるぐらい観光客が本当に行くかどうか。以前の町長の答弁では、愛着があるからやる。愛着なんて、町長の愛着なんて関係ないですよ。よく考えてやってくださいね。南桜通りも同じです。本当に事業対効果があるのか。両方の出口、入り口、両方の踏切が広がらないであの中を広げたって、全然私は効果ないと思いますよ、かえってスピードアップして事故が起こったりするかもしれない。

そういうことを兼ねて、一番最初に言った本当にいろんな地域の人が、この道路を直してほしい、この側溝にふたをかけてほしい、救急車が入れないから救急車が入れるような道路にしてほしい、そういったところのサービスを低下させて、こんな大きな事業を、経常支出がこんなに悪化している中でやるべきことではないから、町長、勇気が必要ですよ、とめたほうがいいと思います。どうですか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問でございますが、いろいろお話をいただきましたが、突き詰めていくと、魅力あるまちづくり総合整備計画についての反対意見と申しますか、そういったご質問のようでございます。

26年度の12月議会でもお話をさせていただきましたが、27年度の予算編成につきましては、魅力あるまちづくり総合整備計画を最重要課題として考えておりますというお話をさせていただいております。これにつきましては、議員さんたち全員協議会の中で再三ご説明はさせていただいているわけでございます。

確かに議員ご指摘のとおり、町の財政は硬直化している現在ではございますが、だからといってお金がないから道路の補修ですとかそのようなことをしてればいいのだというのでは、町も発展性がないと思

ます。まして、長瀬町は観光地でございます。観光客が来たときに、やはりたとえわずかでもあっても、きれいなまちづくりですかね、だんだん長瀬は変わっているねというような方向に持っていけないと、どんどん長瀬の観光は衰退してしまうのではないかと、私は思っております。

そういった中でただいま、まず最初に雇用促進住宅、あれをそのままに、公園にでもしろというお話でございますが、これは子供たちの声が聞こえるにぎわいのまちづくりをつくりたいという今までの方針に沿って、やはりこれは若者、なるたけ若い人たちに入っただいて、虫食い状態になったらどうするのだというお話がございましたが、もし若者で埋まらなかった場合には、またその次その次というようなことで、しっかりとこちらのほうでも考えはございます。それはそのときになってみないとわからないことで、もしもこうだったらどうするのだ、もしもこうだったらどうするのだという全く否定的な意見ばかりでは、やはりまちづくりはできないと私は思っております。そういった中で進めさせていただきたいと思っております。

それからまた、蓬莱島公園に関しましては、観光客が来るのかというお話でございますが、私も、愛着があるからというお話でございますが、それ以前に今現在、あそこにあります桜が非常にすばらしい桜が咲いております。その中で、関口議員も井戸にお住まいですのでわかると思っておりますが、桜のシーズンにはあそこは非常に大勢のお客さんにおいでいただいております。その方たちが、蓬莱島がきれいになったということで、1年を通じておいでいただけるようになれば、これは長瀬の観光に寄与できるのではないかと思っております。

また既に、先日にも視察に行っただけですが、どちらの方だかちょっとわからなかったのですが、何名かあの中で体操をしたりしておりました。町全体で蓬莱島はどこにあるのだというような方もいらっしゃるというようなお話も伺っておりますが、やはり整備することによって、だんだん、だんだん口コミでよいところだということで、おいでいただけるのではないかと思っております。どのくらいのお客が来るのかと言われても、そここのところは私もちょっとその部分はこれから検討していかないとわかりませんが、多分、長い目で見るときにすばらしい観光地になるのではないかと、私は期待をしているところでございます。

それからまた、南桜通りにつきまして、秩父鉄道の地所なのだからそのままいいのではないかとというお話でございますが、今現在、長瀬町と秩父鉄道は大変良好な関係にございます。秩父鉄道もしっかり経営をしていただいております。しかしながら、そういうときだからこそ、今だからこそあそこをしっかりと町道として整備する必要があると思っております。この先どういうことになるかわかりません。そういったときにやはりそのチャンスというものがあると思っております。今がその一番の町道にするチャンスだと私は思っております。

本当に財政が厳しいという中で、救急車が入れない道路もあるのだとか、ふたをかけてくれとかというお話でございますが、側溝にふたをかけるという話は町のほうでいただいたときには、即とは申しませんが、建設課のほうから私のほうに上がってまいりまして、なるべく早くにそちらについては側溝整備させていただいております。

また、救急車が入れない道路を早くしろというお話でございますが、やはり道路をつくるというのは、地権者があって、地権者の同意をいただかないと道路ができないという、これは一番本当に大変なことでございます。執行者として私がこの中でやってまいります中で、あの道路をもっと広くしたい、この道路も広くしたいという思いはたくさんございます。しかし、お話を伺ってみますと、やはり地権者の同意が

なかなか得られないというのが実情でございまして、そういったものがたくさんございます。

土地を持たない方は、あそこが広がると便利になるからいいとか、こっちが広がると便利になるから早くやってもらいたいとかいろいろなお話をされますけれども、それではということで取り組んでまいりますと、なかなか地権者の同意が得られなくてうまくいかないという、途中で頓挫してしまったというような、過去にはそういったこともございます。そういったことも勘案しながらご質問いただけたらありがたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今言うように、町長が言うのは本当に全然先の統計もいろいろ検証もできていなくて、この魅力ある総合計画が推し進められているというのが明らかに出てきている。財政が厳しいからこそ、こんなに一遍に大風呂敷を広げないで、1つずつでもいいではないですか。事業を1つずつやっていくそのぐらいな、今財政がもう本当にこれだけ厳しい、普通民間人だったらもうこれは買えないですよ。給料がこれっきりのない、これだけ欲しい、ではやるか、そんなことはできないのだから、給料を考えて買う物も考えなくてはなのだから。町長が任期時代に大風呂敷を広げて、はい、次また2期目もいってきちんと責任とるのならいいけれども、よしてしまって次の人をお願いしますで、次の人は前の人が出たのだからって言ったのでは、誰も責任とる人がいなくなってしまうのだ。

だから私は、今財政が厳しいからこそ、先ほどから町長言っているではないですか、あなたが。優先度、緊急度、それをやればいいのですよ。雇用促進住宅を分譲地にして売れなかつたら次の手、その次の手と言っているけれども、完全に売れてしまうならいいですよ。「たら」、「れば」の話は私もしたのでは困るから、もっとみんなで真剣に議論をして、議論を重ねて、みんなが納得がいくように説明をするのが執行部の責任ですから、あそこをあの住宅を使うのだとって始まった話を、もうここへ来るに一転二転して、長瀬町の5カ年計画も先ほど言うように井戸の公園は先送り、長瀬の公園は前倒し、こんな計画性のない事業は、すぐでも全部やめたっていいと思いますよ私は。これで観光にマイナスがあるとはちっとも思いません。観光は観光で、前に齊藤課長が地域整備観光課長のときに言ったではないですか、ゆるキャラは要らないのですと。風光明媚なこういう地形があるから、その地形を見てもらえば観光につながると言った。そういうことからすれば、緊急度、優先度から考えたら、思い切って全部ここで撤回して、この予算書ももう一回見直して、修正を出すぐらいの町長リーダーシップを発揮したほうがいいと思います。

先ほど言うように、小さな道路が欲しい、救急車が入れない、地権者の理解が得られないと、もたもた、もたもたしているから、先の人が出なくなってしまって相続ができない、それで困っている。こういうことなのです、はっきり言えば。もっと早くスピードを上げて、ここが欲しいといったときに、みんな元気なうちに登記、判こをつけばできるのに、やらずにいたからお年寄りが亡くなって、相続ができないで判こが押せないのですよ、押したくたって。

そういうことなので、町長、でははっきり早く聞きますけれども、この南桜通り、蓬莱島、それから雇用促進住宅、これは財政が厳しいのだから、こんなに一遍にやらずに、1つぐらいいいでしょう、町長がどうしてもやりたいのだから。そういう考えはないですか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。

1つぐらいいいですよというお話をいただきましたが、この整備計画は国の4割補助をいただいて行

う事業でございまして、1つというわけにはいかないのですね、これが。5カ年計画ということですので、6,000万かかるというお話でございしますが、予算配分を5カ年の中でやらせていただき、そこは前後するのは、これは国のほうからいろいろなご指導をいただく中で、これは先にやるか、優先度をどういうふうに決めるかというのが、これが当初とは変わってきてはおりますが、5カ年の中でやらせていただく事業でございまして。

これが今、関口議員はやらないほうが良いというお話でございしますが、私はこれから今現在、国で進めております地方創生、この中で観光というのは最重要度だという国のほうからのお話も来ております。そういった中で、やはり少しずつではあっても、町全体を観光地にという私の思いの中で、先ほど町全体に公平性に欠けるのではないかというお話でございしますが、こちらが終わりました時点でまた矢那瀬のほうをやるとか、そのようなことも考えさせていただいております。

それからまた、私の任期のお話もございました。今現在、私は次のことを考えるのではなくて、今一生懸命、私に与えられた仕事を一生懸命やらせていただき、またその次に進められればと思っております。ですので、今現在の仕事を私はしっかりとやらせていただきたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 3番目に行きますから安心してください、議長。

公園整備について町長に伺います。魅力あるまちづくり総合整備計画の井戸地区公園整備内容は、徒歩圏内に居住する方の利用を目的とした公園で、備蓄庫や耐震性貯水槽の整備、整備面積約1,200平米となっておりますが、誰がどの程度、どのような利用を想定しているのか伺います。

また、子供を安心して遊ばせながらお母さん同士で育児など情報交換や相談ができる公園を整備してほしいという声をよく聞きます。地域ごとに整備するのではなく、町内1カ所にできる限り要望に沿って、何度でも利用したくなるような充実した公園を最優先に整備し、親も子も伸び伸びと楽しむことができる育児環境づくりが血の通った魅力あるまちづくりになるとと思いますが、考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

まず、井戸地区に計画をしております地区公園は、誰を、どの程度、どのような利用を考えているのかとのご質問でございしますが、住民の身近な憩いの場、子供の遊び場、また災害時の一時避難場所などとなる公園として整備を考えております。地区公園でございしますので、地域の方がふだんから、車で移動しなくても徒歩で行けるような身近な公園は必要であると考え、計画をさせていただいております。

この公園整備は、公園としての利用はもちろんでございしますが、災害時の一時避難としての機能も考えております。そのために、備蓄庫の整備や地震にも強い耐震性のある防火水槽を整備するものでございまして。

また、町内1カ所、充実した公園整備を整備し、親も子供も伸び伸びと楽しむことができる育児環境づくりをしたらどうかとのご質問でございしますが、現在、長瀬地区に計画をしております公園予定地の面積が約5,800平米、1,750坪程度あり、ここを大きな公園として平成27年度から3年をかけ、公園整備を考えております。

町としましても議員と同じ考えでございまして、子供から高齢者まで誰でも楽しめ、健康が増進され、子育ての場としての公園としてよりよい公園ができますよう計画をしまいたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 今、町長が私と同じ考えで、そういう大きな公園をつくるのがよろしいという考えを持っているということで、多少安心しているのですけれども、長瀬地区に公園をつくるあの場所は、一方が国道、一方が線路、そういう挟まれたところで、前大澤芳夫町長は、安心、安全だったらつくってもいい、安心、安全ではなかったらつくらせない、こういう発言をしていました。今、町長があそこを考えているのだと、あのブドウ園の跡地を利用する公園をつくるのだったら、私は新井家の前の花の里の公園、あれを公園にして、あの新井家を背景に子供たちが伸び伸びと遊べる公園をつくってやったほうがいいと思いますよ。安心、安全そういうことを考えて、車で多分皆さんが集まるのだから、あそこのところにそれだけの駐車場をつくったら、遊び場が狭くなってしまいますよ。

町長が、私ちょっと聞いたことがあるのだけれども、皆野のみ～な公園を町長も推進していますよね。あそこに私も孫を連れて遊びに行くと、あそこで選挙運動すれば結構長瀬の人がいますよ。そのぐらい長瀬の人が集まっているのです、あそこに。だったら、あのブドウ園の跡地を公園にしようなどと考えないで、もっと広々とした場をやったらいいではないですか。しかも南桜通り、雇用促進、蓬莱島、このお金全部集めて1カ所にやったら、相当すばらしい公園ができますよ。そのぐらい、観光地長瀬でつくるのだったら、よそにないようなものをつくりましょうよ、公園を。喜ぶのだから。そうすれば若い人がこの長瀬に引っ越してきますよ。町長は、若者定住、若者定住、若者が引っ越してこいと言って、私はそういう公園がないから長瀬から出ていってしまう。こういうことをよくわかってもらいたくて、今新井家のところも具体的に出したのだけれども、あんないい背景があるところで子供たちが伸び伸び遊べたら、すごくいい子供ができます、私みたいなのではないのが、本当に。そうですよ。

そういうことを考えてあげて町長も、町長の公約の公報というのですか選挙のあれに、町長1歳の赤ん坊の人と約束したのでしょうか。すぐつくってやるからね、早く遊べる場をつくってやるからね、待っててね、町長これに書いているのですよ。私は1歳の子と約束をするときに、その1歳の子供が私につくって下さいねと言うのは信じられないけれども、そのぐらいに熱を持って子供たちのためにつくってやろうというのだったら、そういう大きな公園が先ですよ。先ほどから言うように、優先度、緊急度からいったら。

執行部の皆さんも、岩田の公園つくったときに、私はプランニングが悪いという発言をさせてもらいました。失礼だけれども。でもはっきり言わなくては、この議会ははっきり言わなくては、遠回りではだめなのだからはっきり言いますけれども、今回の優先度、緊急度を重要視するのだったら、まずこの公園をつくることを私は提案したいと思います。町長、いかがですか。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再質問にお答えさせていただきます。

新井家住宅を公園にというお話を今初めて伺いまして、「はあっ」と思いました。私たちは今現在、魅力あるまちづくりのこの事業を進めさせていただいているわけですが、この事業を進めるに当たって、魅力あるまちづくり推進検討委員会というものを持っていただき、その中でこの公園、それから雇用促進住宅の跡地利用、それから南桜通り、蓬莱島、そういうものを全て練っていただき、私のところに答申をいただいたわけでございます。

その答申に沿って私も今やらせていただいているわけですが、その中で新井家住宅の前という話は、私

は何っておりません。もう計画が進んできているわけでごさいます、これを変更できるかどうかは国のほうに伺ってみないとわからないわけですが、5カ年という中でもう既に進めておりますので、これはちょっと不可能かなと思っております。

それからまた、プールの跡地ですね、あの辺を公園にしたらよいのではないかというお話も大分伺いますけれども、そこはほとんどが秩父鉄道の持ち物でごさいます、鉄道は鉄道なりにあその計画は立てているようでごさいます。いずれ、またあその整備ができますと、あの一帯はまたすばらしいところになるのではないかなと思っておりますけれども、今現在、突然そういうお話をいただいたもんですから驚いているところでございます。

それからまたみ～な公園につきまして、私も議員になりまして、そうですね、蔵宮団地を壊すという計画が持ち上がったときですかね、長瀬町には公園がないので蔵宮団地をぜひ公園にしてほしいという質問をしたことがございます。しかしその当時は、長瀬は全体が公園みたいなものだから、公園は不要だよというようなお話でまいったわけでごさいます、今回この選挙をやるに当たりましていろんなところに参りましたらば、やはり若いお母さんから公園が欲しいというお話がたくさんございまして、それではやはり公園をだんだん整備していくのがいいかなという思いに至ったわけでごさいます。ただ、その中で、2つも3つもまとめてできるだけだけの財力はございませぬので、順次進めさせていただきたいという思いがいたしております。

そんな中でみ～な公園を見させていただき、確かに私も孫が参りますと必ずみ～な公園に行きます。み～な公園で遊ぶ中で、大勢の長瀬の方たちも来て利用しているよというお話もたくさん聞いております。しかし、み～な公園的なものをつくりたいという思いはございませぬけれども、あれと全く同じものであつてはやはり魅力がないのではないかなと思っております。そこのところをモデルとして使わせていただき、これはこれからの課題になると思いますが、若いお母さんたち、それからまた中学生の方たち、若い人たちのご意見を伺いながら、この公園はつくるのがいいかなと思っております。

また、下は線路上は国道で場所的によくないというお話でごさいます、駐車場を設けるに当たりましては、そのようなことにも配慮しながら駐車場はつけさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 早くやらないと、時間になって切られてしまうとストレスがたまってしまうので、あと4分と聞いたので、ゆっくりやりたいと思います。

町長、み～な公園の話、私はみ～な公園のそっくり同じものをつくれというのではないですよ。ああいっただ公園ができれば、お母さん方があそこに行って、育児の相談をやったり子供の相談をやったりいろいろできるというのでみ～な公園を出したのであって、あれをまねしろと言っているわけではないから。

地区ごとにつくる公園は、私は以前言いましたけれども、ドラえもん公園でいいですよ。本当に何もなくて広場で、ヒューム管でも1個置いておいて、そこへ子供が入って遊んだりなんたりするぐらいな、そういう小さな公園でいいのです。

だって、井戸の公園どうこうと、私も井戸の公園をあそこへやるのに、備蓄庫といっても備蓄庫は必要ではないですか。総務課長が、管理はこの役場庁舎が管理するのが一番いいと言っているのだから、備蓄庫なんかつくる必要はないですよ。貯水槽は、つくることは必要かもしれないけれども、下水道の水道管から引けるようになっているのだから。もっとシンプルな公園でいいわけです。ドラえもんに出て



くる公園、皆さん、金曜日に放送しているから見てください。あの公園でいいのだから。で、大きな公園を1つ欲しいというのは、今、新井家と私勝手に言いましたけれども、町長、私はもう以前からそういう、どこへつくったらいいのかなというのは自分なりに考えてたから今例で出ただけで、そんなにたまげることはないですよ。ああ、いいなと思ってあそこへつくれば簡単なことなのだから。

そういうことで公園整備、特に町長、先ほどから1番、2番、3番目の質問で出てくる話でいけば、緊急度、優先度といったら、もう本当にこれ優先ですよ。ほかは取りやめて、取りやめる勇気も必要、突っ走る勇気も必要。だけれども町民のものを考えてやったら、公園をまずつくること。

学校も、さっき学校の話をしたけれども、学校のことを考えるのなら子供の立場になって考えてあげる。そういうことで、予算編成も同じ、緊急度、優先度をやっていけば、町民が本当に求めているものを作ってあげてください。

総まとめで言えば町長、この3つの中で私がきょう特に感じたのは、町長はみんなの意見を聞く場を余りつくりたがらないというのが実感できました。学校の問題もそう、予算のときも、予算もこれ役場のみんな全部の人たちが共有して、これをつくるのがいいねといってやっているとは、私は思えません。プロの役場の職員を見ていけば。だけれども、一部の意見で突っ走っているようにしか思えないのですよ。そんな一部の意見に惑わされず町長は、町民のために、財政も大事にしながら、若いお母さん方の味方になってあげる、子供の味方になってあげる、これが大事なので、町長、最後にまとめて緊急度、優先度をやって、考えを言ってください。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の再々質問にお答えさせていただきます。まとめということでございますので。

私が一部の意見しか聞いていないというお話でございますが、それは関口議員の考えであって、町民全体の考えではないのではないかと、私は思っております。

〔「いや、みんなの考え」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 町民の全員の声ではないとは思っております。そのような形の中で私は町政運営を進めさせていただいておりますので、ご安心ください。

それから、27年度予算編成については、先ほども申し上げましたとおり、魅力あるまちづくり総合整備計画を最重要課題にするということで、12月議会でも申し上げております。皆さんにそういったお答えをしているわけございまして、これを進めさせていただくのが今現在の私の立場だと思っております。その中で、5カ年計画でございますので、それが前後するような事業もあるかもしれません。しかし、5カ年の中にはしっかりと整備をさせていただくつもりでおります。

私の任期はあと2年ちょっとでございますので、私の任期中には全部できないかもしれませんが、またその後は、職員もこのお話を聞いているわけでございますので、もしものときには進めていただくように私からもお願いをさせていただきます。

いずれにいたしましても、これからの長瀬町の将来をどうにしようかといったときに、一番重要な案件でございますので、しっかりと進めさせていただきます。よろしく願いいたします。

〔「じゃ、パンクしないように頑張ってくんな」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時50分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） それでは、通告に従って質問をさせていただきます。

空き家対策について、町長に伺います。全国的に少子高齢化が進む中、一層核家族化や単身世帯の増加、高齢者の施設入所などにより空き家がふえており、老朽化した危険な空き家や管理されていない空き家が社会問題となっています。平成25年の総務省住宅・土地統計調査によりますと、長瀬町の空き家率は10.2%となっています。

空き家が放置されますと、倒壊等により住民への被害につながるほか、火災や不法侵入などの犯罪が起こる可能性も否定できません。このようなことから、多くの自治体では空き家条例を制定するなど、空き家対策に取り組んでいます。また、空き家を利活用することで、若者世代を呼び寄せる一手段としている自治体もあります。

当町では、危険性のある空き家や空き家の有効活用等についてどのように考えているのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の空き家対策についてのご質問にお答えをいたします。

昨年の11月27日に空き家等対策の推進に関する特別措置法が公布され、2月26日から一部を除き法律の施行が実施されたことに伴う質問と思われま。

昨年の9月議会におきまして同様の質問があり、町民課長から回答させていただきましたが、空き家は地域特性やかつての利用状況、空き家になった事情が異なり、生じている問題は、防災、衛生、景観等多岐にわたっております。また、法令により、指導及び対処方針が明確にされ、県におきましても条例制定を予定しているようではありますが、その動向をうかがいながら、当町ではこれから空き家をどうするかについて、条例制定を含め検討を進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 非常に簡単に答弁をいただきましたが、空き家関連の質問はほかの議員からも出ておりますが、私もこの問題を放置しておいても、今後必ずこの町の負の遺産になると思いますし、次世代へ問題を先送りにしてしまうだけになるので、早急な対策が必要だと思い質問しました。

そういった中で、以前、課長からの答弁では、特定の人所有、管理物、財産になるので、町が直接かわるのが難しいとおっしゃってございました。難しいとおっしゃってございましたが、危険性のあるものを放置しておきました。それにより、事故に遭いました。それでは遅くありませんでしょうか。ほかの自治体ではさまざまな対策を始めているのに、なぜ当町ではできないのでしょうか。

私は、いろいろな件について言わせていただいておりますが、大変なこと、面倒なことを後回しにする

ということは、次世代にツケを回しているだけだと思います。棚上げ状態ではいけません。町としては、どういう方向で今後考えていくのか。子供が成長し、新しい家を建て、世帯分離され、高齢者世帯のみになり、その家を使う方がいなくなるという状態が繰り返される以上、空き家の増加は避けては通れません。

空き家対策には、問題のある空き家の除去と、まだ活用できる空き家の利用の2つの方向性が考えられます。空き家が増加し、放置されることは、周辺環境の悪化はもとより、地域コミュニティや町の活力の低下につながります。その一方で、空き家の有効活用を考えれば、住居としてではなく、さまざまな形で活用できるまちづくりの資源にもなります。こういったことから、さまざまな自治体では空き家条例を制定するなどして、空き家の活用を初め予防や適正管理等に関する取り組みを進めております。

平成22年7月、所沢市で全国で初めて空き家条例が制定されてから、昨年4月には300件を超える自治体で空き家に関する条例が施行されたようです。こういった動きを受けて、先ほどお話も出ておりましたが、国において議員立法で空き家等対策の推進に関する特別措置法が昨年11月に設立し、ことしの5月中には全面的に施行されるようです。

この措置法では、空き家の所有者に対して撤去命令などの行政処分、公の施設の使用許可などの形だけの行政処分だけではなく、本当の意味での権力的な行政処分を行う権限を自治体の規模に問わず全ての自治体に与えており、少なくとも町村では実際に行行使する可能性が十分にある行政処分の権限を法律から与えられるのは初めてではないかとも言われております。また、土地に係る固定資産税は、住宅が建っているならば本来6分の1に軽減されますが、今後自治体が危ないと判断した特定空き家を軽減の対象から外すことを検討しているようです。

先月の新聞にも出ておりましたが、空き家法の基本方針では、空き家の目安として、1年間を通じて使用されていない、倒壊の危険など著しく迷惑をかけるおそれがあるもの、さらに行政による解体勧告や修理、指導などの対象となる特定空き家については、倒壊の危険がある、ごみの不法投棄がある、景観を損なっているなどとしているようです。長瀬町の観光のことを考えると、今言ったことも当てはまる空き家も思い当たると思います。

管理等について、再質問になりますが、この法律が施行されれば町としても事務等を進めるに当たり処分基準などを曖昧にせず、しっかりと決めておく必要があります。経済的事情で難しい場合は、市町村が対応するなどが上げられております。

以前には、特定の人の所有なので難しいとおっしゃられておりました空き家の適正管理等ですが、今まではできないでしたが、今後はできる状況になるわけです。当町では、今後、空き家に関してどのような方向で考えていくのでしょうか。今までも、空き家に関する問題がなかったわけではありませんで、もう少し具体的な対策等は考えていないのでしょうか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再質問にお答えさせていただきます。

この空き家問題というのは長瀬町だけに限ったことではなく、今現在、全国的な問題になっているところがございますが、昨年の9月議会でも質問いただき、回答させていただきましたときは、また事情が変わってまいっているわけがございます。

その中で、再生可能な空き家かどうかですとか、すぐに使えるお家かどうか、倒壊寸前のお家なのか、そういった空き家の状況によっても違ってくるわけございまして、また持ち主が手放す気があるか、そういうこともかかわってくると思います。

その中で、今若者定住というお話が、先ほどもございましたが、中古住宅をお求めになるというので、そういう方に対しても補助を出しておりますので、年間では何点かそのようなお家も上がってまいっております。そういったところに住んでいただければ、手放していただいて、ほかの方が買っていただき、住んでいただければ非常にありがたいのですが、やはりそれは先ほど申し上げましたとおり、事情が違ってくると、手放したくないという方もたくさんいらっしゃいます。

特に、今長瀬町で空き家になっているというのは、核家族と申しますか、親たちと住まないで、隣に新しいお家を建ててお住まいになっていて、親たちが亡くなってしまうとそこが空き家になってしまうというようなお家が大分あるようでございます。これに対して、古いお家を壊しますと、税金がたくさんかかってしまうというような状況の中で、壊さないでそのままに置いたほうが税金の面でよいということで、壊さないというのが結構あるようでございまして、これは私は日本全国の課題だと思っています。

今、遊休地がたくさんあるというお話が出ていますけれども、私の考えとして申し上げさせていただきますと、1軒のお家を建てて、その敷地内に昔は庭畑というのがあったわけでございますが、そういった庭畑のみたいなものを小さな農園、そういったものをその中につくった場合に、そこは農地として認めるとか、そういった税制を優遇するとか、そういった形をとれば、遊休農地、不耕作地の解消にもなるし、また古いお家を壊すという気持ちにもなるのではないかと考えております。

これは、ここで私が申し上げていてもなかなか進まないわけですし、私もこれは町村会のほうにでも行ったときには、ぜひ私の意見として上げさせていただき、国のほうに持って行っていただいて、そのような形、大きなところは違いますが、こういう中山間地ですと兼業農家が多いわけですし、そういった観点からも兼業的なことを考えさせていただき、不耕作地、遊休農地を減らすということもこれからは考えていくべきではないかなと考えております。

それからまた、空き家バンクというのが、今現在進められているわけです。議員もご承知のとおり、定住自立圏の中でこれも進めさせていただいておりますが、これはやはりそういった資格をお持ちの方でないとその売買ができないというようなお話も伺っております。

ですので、町で登録していただいて、町が中に入って売りますというわけにはいかない、やはりそれは不動産鑑定士ですとかいろいろなあれが絡んでまいりますので。しかしながら、今現在この制度を使って、長瀬町の方も6件申請をされているようでございまして、2件売買が成立したというお話も伺っております。そういったものも活用しながら、これから空き家対策を進めていきたいと思っております。

また、これから処分について町でも考えなくてはいけないのではないかなというお話ですが、これからの制度で、町のほうで壊してもいいですよというような制度になるようですが、これを壊した場合に、結局町の持ち出しになるわけですね。所有者に後から請求はできるようですが、なかなか東京都あたりのお話を聞いていますと、そのお金が戻ってこないというようなお話も伺っておりますので、これはそれをどうするかということもこれからの検討課題だと思っております。

そういった中で、これからますます進むであろう空き家対策について前向きに検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

1件について、所有権の関係ですが、もし所有者がおられるのでしたら当然放置はしないで、この前1件お話ししましたけれども、1件の方を見つけて、所有者責任もあるから早く片づけてくださいというこ

とをちゃんと書いています。もう一件についてしなかったというのは、所有者が限定できないという場合、できなかったのも、実際の所有者でそういうお困りの方があつたら当然行って、所有者がわかれば所有者責任もあるからということをお断り言いますし、そのまま放置することはなるべく避けたいと思います。

それで、先ほどの空き家問題なのですけれども、埼玉県においても法律ができて、県のほうでも動いていただけるということで、埼玉県空き家対策連合専門部会というのを設置しまして、県内全域で同じような空き家指導や空き家対策が図れるよう、これから専門部会として動いていくのですけれども、その中の検討内容といたしまして老朽危険空き家部会ということで、空き家の相談窓口、国のガイドライン、空き家を含めたまちづくりの方策の検討、空き家実態調査方法の検討、空き家問題の啓発と、それともう一つ、空き家活用部会というものをつくりまして、安心住宅バンクのスキームについて、安心管理サポーター制度について、安心3要素についての検討、これはまだ仮称なので正式名称ではございませんが、このようなことを埼玉県全域で考えていくというお話がありましたので、今後埼玉県においては県の主導で全市町村ともこれに向けて進まれていくと思うので、空き家対策は決して遅くはないと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 岩田務君。

○1番（岩田 務君） 空き家対策等については、今後少しずつ進んでいくのかなと思います、今のお話を聞いていますと。

そういった中で、まず解体工事とかにもお金がかかるということでございますが、長瀬の場合は倒壊の危険性のあるといっても、都会とは違って密集しているところではないので、そういった部分も違うところもあると思いますけれども、景観というところでは観光地のいいところにあるようなところというのは、ある意味それは観光のためのお金をそちらで使って、そこを観光として整備するというのもいいのかなと思いますし、その辺は後々考えていかなくてはいけないのかなとは思いますが。

また、利活用とか、そういった部分についてなのですが、先ほども空き家バンクの話も出てまいりました。こちらについて、少し前に秩父郡市内の関係者の方からもお話を伺いましたが、余りうまく進んでいるようなお話ではありませんでした。その内容をこの場では公表しませんが、例えば長瀬の空き家数が、世帯数約2,900から団地やアパート、2世帯住宅等をざっくり400引いて、その1割と考えると、おおよそ250件ぐらいはあるのかなと思いますが、空き家バンクへの登録物件は全部で7件です。

内容は、販売中の物件は土地が2カ所、あとの5件は、以前から成約済みになっている土地1件、建物4件です。これらの建物については比較的新しいものが多く、昭和の物件は一つもありません。では、長瀬の現状、空き家はいかがでしょうか。多分、空き家のほとんどが昭和もしくは昭和に近い建物が多いのではないのでしょうか。こういったことから、空き家バンクで空き家を利活用できているとは到底思えません。

そういった中で、比較的成功していると言われている空き家バンク、こちらは先ほども町でやるのは難しいとおっしゃっていましたが、島根県の雲南市では、情報収集から定住後の相談までワンストップで提供する専門担当を配備し、空き家改修費用の一部負担なども行っています。また、ホームページ上で公営住宅と空き家情報を一緒に掲載し、安い物件であれば一軒家でも下は月額2万円以下から、高くても4万円程度となっており、売却の場合でも100万円程度からと、かなり低価格となっております。

また、住まいの紹介だけではなく、最近ではちちぶ空き家バンクにも多少掲載されておりますが、移住

体験や仕事や暮らしの情報等も一緒に掲載することで、移住できる環境を紹介しております。

実績のある空き家バンクでは、所有者による自発的な登録を待つだけではなく、不動産業者やNPO、地域の協力員と連携して積極的に物件情報を収集しております。定住自立圏で取り組んでいるのであれば、しっかりとこちらに意見をさせていただきたいと思います。

また、各地域では、空き家についてさまざまな手段で有効活用を考えております。以前もお話ししましたが、私が合宿に参加した鹿児島県鹿屋市のやねだん、こちらの集落では地域の方の手で空き地に公園をつくったり、空き家を迎賓館、美術館などと称して改装したり、若い芸術家の移住希望者を募るなどして移住者をふやし、高齢化率47%の準限界集落だったものを33%にしました。さらに、その集落に移住した芸術家が個展を開くことで、集落に人が集まるようにもなりました。

また、最近では、借りる人が手を加えたりリフォームしても、原状復帰の義務がない、もとに戻さなくていいという物件、DIY型賃貸物件を空き家対策に生かそうという自治体も出ております。自分の好みに改装できるDIY型物件は、若い世代が集まり、借り主側がリフォームの負担をしているので、長く住み続けてくれるようです。

さらに、空き家の活用事業をノウハウを持った市民活動団体に委嘱するためのアイデア募集を行政が行うといった事例や、空き家の有効活用のための支援を行う自治体もあるようです。

こういったことのように、ほかの地域や自治体でできているのに、なぜできないのでしょうか。このまま何もしないでいれば、まだ利用できる可能性のある空き家も全て廃屋と化してしまうのではないのでしょうか。

最後の質問になりますが、空き家法では空き家等の活用を促進するものという文言も含まれております。空き家の有効活用という部分で、もう少し具体的な案や、今後どう考えるのかについて、さらには町が主導で空き家の有効活用を行っていく気持ちはないのか、お聞かせいただき、質問を終わりたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 岩田議員の再々質問にお答えさせていただきます。

ただいま日本全国、いろいろな事例をお話をいただきました。特にやねだんにつきましては、いろいろなところで取り上げておりますので、私も承知はしております。

しかし、いろいろその地域で成功している事例をお聞きいたしますと、そこにリーダーがいて、リーダーが引っ張っていつてまちづくりをしていただいているわけですね。ですので、町でそういうリーダーを見つけないから、つくらないからというまたご指摘をいただくと、それは答弁に困ってしまうわけですが、本当に町を思ってくれて、この町をこういうふうにしようという方が出てきていただいて、その方がやっていただけると非常にありがたいなと思っております。

その中で、長瀬町はそばの町ということでやっているわけですが、そば屋さんをやりたいというお話を結構聞きます。空き家を、そういった昔の民家を借りて、できたらやりたいなというお話で、どこかないですかというお話を伺うのですけれども、私も今二、三当たってみました。この家ならば、そば屋さんにちょうどいいなというような家がたまたまあったものですから。しかし、やはりそこは持ち主さんが手放す気もないし、貸す気もありませんということで、ちょっと無理だったわけでございます。本当にでき得ればそういった形で、いろいろな活用ができればいいかなと思っております。

この間もちょっとお聞きしたのですけれども、本当に小さな村であっても、空き家でパン屋さんを経営されていて、地域的には非常に過疎地だそうなのですが、そのパン屋さんが全国的に有名になって、

予約をしておいても買えないというような状況のパン屋さんがあるそうでございます。そういったものが本当に長瀬町にもできたら、また町も違ってくるのではないかなと思っております。

町が何もする気がないというようなお話だと思いますけれども、町といたしましてはできることとできないことがあるわけですので、できることに対してはしっかりとやらせていただきたいと思いますと思っておりますので、ぜひいろいろなお意見、アイデアがございましたら、アドバイスいただけたらありがたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

---

○議長（野原武夫君） 次に、2番、村田徹也君の質問を許します。

村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、まず第1点目、地方創生総合戦略策定について町長にお伺いします。

国の施策の大きな柱である地方創生は、平成27年度から実施され、まち・ひと・しごと創生実行には、住民、NPO、関係団体、民間事業者等の参加協力が必要であり、推進組織で審議するなど広く関係者の意見が反映されなければならないとしています。

そこで、当町では、地方総合戦略策定に当たり、推進組織を立ち上げて、町の進むべき道を審議し、方向性を出すような方策はとられているのか。役場職員の英知を酌むような努力は行われているのか。これらを含め、住民の認識を共有するための方策はどのようにとられているのか、お伺いします。短く答弁をお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

地方版総合戦略策定は、住民や各種団体を含めた推進組織を立ち上げ審議するのか、役場職員の取り組みは行われているのかとのご質問でございます。住民や関係者で組織する委員会等の設置でございますが、今回の補正予算に計上させていただいており、仮称ではございますが、長瀬町地域創生推進会議を設置し、広く意見をいただく組織を立ち上げる予定でございます。その委員報酬として、18名分を計上させていただいております。

また、役場内での取り組みでございますが、この2月に長瀬町地域創生本部を設置し、地方創生の共通理解や、平成27年度に策定する総合戦略の素案の作成を進めていくための準備に入ったところでございます。

地方版総合戦略の策定は、国がまず策定をし、国の戦略を勘案し、県が総合戦略を策定をします。町は、県の戦略を勘案し、町の戦略を策定することとなっております。現在、国の戦略が策定され、県が策定を進めているところでございます。町としましては、平成27年度に国の中期ビジョンに当たります地方人口ビジョンの策定のため、今回の補正予算にその経費を計上させていただいております。

いずれにいたしましても、町の政策としても重要な事業でありますので、県や関係機関等との連携を密にし、また関係者を交えた推進会議の設置を初め、人口ビジョン、総合戦略の策定など、27年度に入り、早急に実施してまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 町当局のほうに、多分、石破大臣からこのようなもの、それからこんなもの、まだたくさん資料が配付されて、説明会が12月29日にさいたま市で行われたということは聞いております。

私も、前回の議会でも質問したので、再度質問ということになりますが、1月9日付で地方創生担当大臣石破茂名で、地方創生の推進についてという内容の説明文が出され、その中で、地方が自立につながるようみずからが考え、責任を持って戦略を推進することと示されています。もう一回、言いますね。地方が自立につながるようみずからが考え、責任を持って戦略を推進することということではありますが、このことをどう捉えるかということなのですが、推進委員会を立ち上げた、これは確かに必要なことと私も判断はします。その前提として、町民の総意はどうなるのだろうかということが、まず非常に気になります。

確かに、推進委員さんが町民の総意を全て代表するということになるのかなと、申しわけありませんが、今までの私の委員会構成を見ていると、各種団体の長の人とか、そういう方が多いような気がするのですよ。ですから、そういう形をなしにして、地方創生については新しい考えでやっていくというふうな考え方に立って町民の意見を吸い上げていただくと、ぜひそのことをやっていただけたら、地方創生、長瀬町の総意が活かされるのではないかなというふうな気がします。そのために、まずやはり公聴会を開くなり、住民協議会を開くなりということについて、住民の意思を尊重するという点で行う予定があるか、まず1点お伺いします。

次に、地方創生につき、役場内で全職員に提案して意見や案などを集約したかどうかということについて、先ほどちょっと触れられましたが、お願いしたいと思います。

特に、この地方創生の中で言われている言葉、あるものを探し、ないものをチャンスと捉えるような具体策、先ほど岩田議員がやねだんの話がされましたが、これはあるものをチャンスと、ないものをチャンスとすると、これが町政執行の技量ではないかなと私は思います。その点についてどのようなお考え、または進めているのか。

特に、町職員全体につきましては、いろいろ有能な方、意見もあると思いますので、それを酌むような方策等、ぜひやっていただいたらいいかなと思いますので、答弁のほうをお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の再質問にお答えさせていただきます。

推進組織の構成につきまして、従来型ではなくてというお話でございしますが、やはりこれからこの推進をするに当たりましては、それなりの知識を持った方にも入っていただかないと進められないのではないかなと思っております。その中で、当然一般公募もさせていただきます。今までですと、一般公募が少なかったわけでございますが、できれば従来どおりではなくて、一般公募のほうの人数をふやせばよいかなという思いでおります。

また、住民に対しての公聴会ですとか、協議会ですとかというお話でございしますが、まだそこまでは計画には至っておりません。ただ、庁舎内といたしまして課長会が立ち上がったところでございまして、その下部組織でございます主幹の皆さんにもお集まりいただいて、これから会議を進めていきたいと思っております。

職員全員からのご意見をという話、ありがたいお話でございまして、町政に対しての職員から、昨年、一人一人からご意見をいただいておりますが、その中に長瀬の将来についてのご意見もたくさんいただいております。たしか全職員にお願いをしたわけですが、119ご意見をいただきました。その中にも、いろ



いろな今後のまちづくりについてのお話も伺っておりますので、それらも勘案しながら、これから進めさせていただきますと思っています。

それからまた、やねだんのお話がただいまございましたけれども、私のところにいろいろな資料ですとか冊子ですとか、いろいろ入ってまいりますけれども、その中で「企業戦略」という本が毎月送られてまいります。これが地方をどうにするかという本なのですが、私も全てを理解するわけではございません。理解できないところもたくさんあるのですが、その中でやはりこれからの地方創生は観光が一番重要だということがたびたび載ってまいります。また、本日の読売新聞でしたか、オリンピックを観光に持っていきたいというような読売新聞の見出しもありましたけれども、観光なども何もないところに光を当てて、何もないからいいのだというようなことも書いてございます。

そのような中で、いろいろとこれから検討をさせていただき、まだこれから始まる段階でございますので、皆様方のご意見を伺いながら、これからの長瀬町はどうしたら自立をしていけるかということで進めさせていただきますと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ここに、「地方人口ビジョンの策定のための手引き」という資料があります。それから、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン、国民の「認識の共有」と「未来への選択を目指して」という資料がございます。これは町当局でも持っていると思うのですが、特にその中でも、今町長が当町では観光というふうなお話だったのですが、それを変えていただけるかは難しいのですが、1点目として、国のほうでは東京一極集中を是正すると、これがまず第一だと。第2弾は、若い世代の就労、結婚、子育ての希望を実現すると、これが2つ目ですね。3点目は、地域の特性に即した地域課題を解決する、特に中山間地域では人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、地域の特性に生かしてというこの3つの柱があるわけです。その柱からすると、観光も当然ですけれども、これが重要課題であると国のほうで打ち出した施策だということから考えると、もう少し、例えば先ほど関口議員からも出ましたが、子育て支援とか、そういうものが十分これで活用できるのではないかなというふうに思います。

それが本来の姿だと私は思うのですが、その中で手引の4ページの2の2、起草作業の中で、戦略策定調査を民間コンサルティング企業に委託することは差し支えないが、戦略の起草作業自体は住民や産、官、学、労、言、言というのは報道ですね、の参画を得ながら、地方公共団体みずから行うようにとされています。

人口ビジョン策定の手引はここにあります。これは当然町にもあります。これを見れば、360万円出さなくて、人口ビジョンの策定ができるのではないですか。というふうに、大もとについては主体は町であると、枝葉の部分についてコンサルティング企業にというのが当然だと思いますが、やはり町としての柱というのですか、これをしっかりつくって、それを枝葉を委託という形が正当なのではないのかなと私は思います。

その点についてどうかという点と、もう一点、地方版総合戦略策定につき複数の市町村が共同して策定できるとありますが、本年度360万円予算を計上されていますが、近隣地域がおのおの似たようなものをつくることは、コンサルティング料の無駄と思えます。ですから、例えば横瀬町、皆野町、小鹿野町、長瀬町、多分ほぼ同じような状況にありますので、人口ビジョンであるとか、同じようなものを策定すると思うのですよ。それには、少なくとも財政健全化という面で、秩父地域としてコンサルティング会社に委託するとかそういうことは考えていないのか。ぜひそういうふうに進めれば、予算の削減につながると思

いますので、地方版、以前にふるさと創生事業というのがありまして、長瀬でも歩道のれんがを敷いたりということをやったと思うのですが、日本でそのときの遺産が大分傷んで、もうどうしようもないと、これ撤去するにはお金がかかってしまうとか、そういうことになっていると。

今回、ぜひこれについては、特に低所得の人について手厚いというふうな文言もうたわれていますので、そのところを加味してもう一度、今のちょっとわかりにくい質問だったと思いますが、主に2点ですけれども、お願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員の質問に対してお答えさせていただきます。

計画策定について、他町村も同じようなものをつくるのではないかというお話でございます。全く私も同感の意見を持ってはいるのですが、こういう計画につきまして、国のほうからこのようにやりなさいというものがおりてまいりますので、実際金太郎あめみたいなもので、私としてもこれは無駄だなといつも思いますが、やはりそれをやらないと、国のほうのこれは施策でございます、予算がおりてこないというようなものもたくさんございます。その計画につきましてもそのようなものでして、やらざるを得ないというのが実情でございます。

私も、本当に実際のところよく職員ともそういう話をするのですが、同じようなものをどこの町もつくるというのはおかしいという話をさせていただいてはおりますが、なかなか、国のほうの施策としてそのようなものがおりてきているというのが事実でございます。ここをだんだんと変えていかないと、無駄なお金を、税金を使っているなとつくづく思っているところでございますが、まだ今のところそれを払拭することはできない、不可能な状況にあるということも事実でございます。

それからまた、若い世代に対しての就労ですとか、子育て支援ですとかというお話でございますが、当然これにつきましては、若い人たちに入ってもらえるには、働く場所がなければ若い人が入ってこない、これが事実でございます、それに対してそれでは企業を誘致できるかという、なかなかそのような状況にはなっていないということも実情でございます。

定住自立圏の中でも、秩父市に1つ大きな企業を誘致すれば、秩父地域の全体の方たちがそこで就労できるからというような話が持ち上がりはしますが、なかなかそういった企業が、それなりに皆さん相当な努力をさせていただいております。しかし、なかなか来ないというのが実際のところでございます。

定住自立圏の中で、いろいろな秩父地域の課題というのがある中で、いろいろと問題提起をさせていただいておりますが、長瀬町はそういった中で観光というものが、これが今現在観光で町がやっているのかというご質問をたびたびいただきますけれども、しかしながら就労にはある程度の貢献をさせていただいているのではないかと私は思っております。

そういった中で、先ほど空き家の話もございましたが、長瀬町においでいただいて、観光に関するような事業でも進めていただければありがたいですし、長瀬町といたしましてもそのようなことに対してお手伝いをさせていただけたらばいいと思っております。

ですので、先ほどのコンサルティングの無駄というのがございましたが、今現在そのような状況の中でこれから進めていくわけでございまして、なるだけコンサルティングの予算というのは最小限にとどめながら、今予算書には出ておりますが、その中でできることは職員がやるということで、やらせていただきたいと思っているところでございます。

2点ですので、それでよろしいのでしょうか。

〔「はい、いいです」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） それでは、その後、企財のほうからもご説明を申し上げますので。

〔「いいです、わかっていますから」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、次の質問に移りますが、先ほどの件に関しましては、町民の総意をぜひ酌む努力をしていただきたいと思います。

まず、2点目ですが、農業施策について。我が国の農地面積は、農林水産省調査によりますと、この50年で約25%減少し、そのうちの51%は耕作放棄地という現状です。当町においても例外ではなく、耕作放棄地化した農地が数多く見受けられます。その原因は、農業従事者の高齢化や主となる商品作物がないことなどの理由が考えられます。そこで、当町の耕作放棄地の状況と、その歯どめ対策をどのように行っているのか伺います。

また、平成26年度農業振興費のうち、農業振興補助金がおよそ280万円程度支出されていますが、この程度の補助金だけでは耕作放棄地解消の手だてになるとは考えられません。今後の農業振興計画と、その履行の道筋をお伺いします。

これを行っている、あれを買っている、これを行っているではなくて、簡潔にお願いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、当町の耕作放棄地の状況と、その歯どめ対策をどのように行っているかについてのご質問でございます。町の耕作放棄地の状況は、農業委員会が行っている平成26年度の荒廃農地発生解消状況に関する調査によりますと、その耕作放棄地の面積は13万4,818平方メートルとなっており、ここ二、三年の面積の推移はほぼ横ばいか、若干の減少となっています。

対策については、農地法で食料生産基盤である農地の永続的な確保と有効利用の徹底が求められており、このため農業委員会では、年1回、その区域内にある農地の利用状況についての調査を行わなければならないと定められております。

当町におきましても、町農業委員会が中心となり、毎年11月、12月に農地の利用状況調査を実施し、耕作放棄地や遊休農地と判断された農地の所有者に対しまして、個別に該当農地の農業上の利用増進を図るため必要な指導を行っているところです。農業委員会の努力もあり、一部の耕作放棄地や遊休農地について営農再開及び除草等が行われ、解消もされてきているところですが、耕作再開につながるケースが少ないのも事実でございます。

今後、耕作放棄地や遊休農地の解消には、さまざまな問題、時間と費用がかかる上、個人の所有地でもあることから、行政が直接介入することは難しい状況にもあります。関係機関と協力し、現在の法制度を活用しまして、解消に努めてまいりたいと考えます。

続きまして、今後の農業振興計画と、その履行の道筋についてでございますが、長瀬町農業振興計画と称するものは平成16年度に制定され、長瀬町農業振興対策事業補助金の交付を受けようとする事業について適用されたもので、内容は脆弱なものとなっております。

また、平成14年度には長瀬町農村環境計画がまとめられ、町全体や地域別に整備の方向、また推進方策が示されております。最近では、平成25年度に人・農地プランが決定され、これからの5年、10年先の就

農者や農地の集積についてまとめられております。それぞれの計画やプランには方向性などが示されておりますので、その実現に向けて鋭意努めてまいりたいと考えております。

また、補助に伴います具体的な内容については、現実性やその時々ニーズ、農業施策などにより変化することが考えられますので、直売所部会や生産団体、JAちちぶなどの農業団体、農業委員会や秩父農林振興センターなどの関係機関と連携し、調整を図りながら、その地域に合致した農林振興に対する助成を検討してまいりたいと考えております。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 今の答弁では、私は全く理解することはできません。一般的なことを述べていただいたと、ちょっと思います。

農林水産省の調べでは、日本の農業の従事者は現在239万人だそうです。基幹農業従事者は147万人だそうです。それぞれ50万人、23万人、5年間で減っているという状況です。平均年齢は66歳を超えていると、今後さらに高齢化が進むであろうと。また、遊休農地の比率は、これも農水省の調べですが、中山間地域では14.6%だそうです。大体一応調査上はそんなものかなと思います。

まず、具体的なことについて、今資料がありましたらお答え願います。長瀬町で専業農家数はどのくらいで、従事者の平均年齢はいかほどか、わかれば結構です。実際のといいますか、統計とは違って、耕作をされていないという農地、農地ではあるけれども耕作されていないという比率がもし、およそでも結構です。これなかなか発表しにくいと思いますが、ある程度わかったらお願いします。

もう一点、今後農業面での、高付加価値商品作物という面での地域資源を生かす農業施策を展開する予定はあるのか。また、雇用促進できる農業施策というものについて考えているのか、これも簡潔に、前半は資料があったら結構です。お願いします。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） 3点ばかりご質問があったと思います。

1点目の専業農家の数と農家を行っている方の数については、ちょっと把握しておりません。26年の12月、昨年12月に農林業センサス等を調査しておりまして、そういうものができ次第、農家の方の意見とか、そういうのが反映されていると思いますので、参考にしていきたいと思います。

耕作放棄地の面積の推移ですけれども、先ほど比率というふうなお話がありましたが、私どもで把握しているのは、24年、25年、26年の遊休農地の農業委員さんが行う調査の結果をもとにした面積をお知らせしたいと思います。24年度が15万5,222平方メートルで、25年度が16万2,935平方メートルとなっております。26年度が、先ほどご説明いたしました、13万4,816平方メートルで、繰り返しのようになりますけれども、若干横ばいか減少ぎみというような傾向になっております。

高品質の農産物商品、それと特産品をいかほどにするかというようなご質問だと思いますが……

〔「雇用促進」と言う人あり〕

○産業観光課長（中畝健一君） 雇用促進。これについては、先ほどもお話ししましたけれども、農産物の直売所部会さんですとか農協さんによく話を聞きまして、どういう物産であれば育てやすいとか、加工しやすいとか、長瀬町に合った商品になるかというようなことを相談させていただいて、品目を決めていきたいというふうに考えております。

なかなか実際に町が植えるとか、そういうことはできませんので、実際にやっていただくのは農家さんになりますから、そういうふうなものを選び出しをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 私も農業面について何回か質問していますが、以前には長瀬の「とろ」をもじって、とろ芋はどうかというふうなお話も多分齊藤課長のときにしたことがありますよね。あと、以前から小麦を当地域ではつくっていたので、小麦を栽培したらどうかとか、提言はしたことはあるのですけれども、なかなかそういうのが高品質といいますか、商品作物として育てていないというのが現状かなと。このままでいくと、じいちゃん、ばあちゃんが野菜をつくって、自分ちで食べると、隣んちにくれらあと、うちもつくっているから要らないよと、そういう農業。それで、高齢化が進んでしまうと農業をやめて、草ぼうぼうになってしまうと。ある意味ひどい意味といいますか、これ畑を草ぼうぼうになってしまうので、シルバーさんに委託して草刈りをやっていくのだと。私も農業委員会のときに、これ10万円もかかるのだよと、これ何とかならないかなと、自分ちの土地だから何とかしろとか、そういうことも一概に言えない状況になっているというのが現状なので、これも発想の転換で、何とかしようではないかというふうなものが必要なのではないかなと。

特にきょう、1点ばかり、ちょっと調べたのですけれども、こういうことができると、やっているところもあるという話、これは不確かなことで申しわけありません。太陽光発電設置農地を農作物栽培と併用する場合においてのみ、その農地を雑種地とせず農地として認定することができるというものがあると。ただし、その場合には、足の場所だけとか、なかなかつくる作物によってと、これソーラーシェアリングということはご存じだと思います。ただ、これは逆手にとられて、太陽光をやったのだよと、農地なのだよと、実際には農業をしていなかったと。こういう点が出てくる可能性もありますけれども、こんなことも一つ必要ではないかなという気がします。この点についてどうかと。

2点目は、本年度、特産品開発事業補助金が100万円だったのが、来年度50万円に目減りしました。半減しました。これは、このことについても質問はしましたが、地域の特産品としてブルーベリー等を、今度はそのままでなくてジャムにしたり、そういう商品にして販売をできるようにしていきますよというふうなお話だったのです。ところが、その補助金が半額になったということは、もう長瀬町の特産品としてブルーベリーが根づいたと考えてよろしいわけですか。ちょっとそここのところについて。

それから、先ほども言いましたが、若い農業従事者のU I Jターンというのが、これはなかなか難しいことですが、そんなふうなことも考えていかないと、農業は本当に今のままという感じになってしまうのかなと。特に、やはり農作物の販売所の開設とか販売活路の開発、こんなふうなものがない限り、じいちゃん、ばあちゃんの農業はなかなか進んでいかないような気がしますので、その点について、次もありますので、簡潔にお答え願いたいと思います。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、太陽光発電と農産物を併用した施設についてのご質問になろうかと思います。この点につきましては、埼玉県の秩父農林振興センターからの指導もありまして、取り扱いについては慎重に行うということをおっしゃっておりますので、方向としては慎重に転用の手続をしていきたいというふうな考えております。

特産品の助成事業が、27年度、予算書の中で半減されているというようなその理由なのですけれども、26年度の事業で応募が一件もなかったというような状況がありまして、これについては担当のほうのPR

不足とか、そういうのもあろうかと思うのですけれども、実際の申請件数に合わせて予算化をさせていただいたということになります。

最後の質問が、これがもう一度確認させてもらいたいのですけれども、Uターン、Iターン、Jターンの関係になると思います。これについては、26年度におきまして、これも秩父農林振興センターの指導もございまして、担い手塾というふうなものを長瀨町に開設をしております。農業研修等を行った若い方が希望すれば、長瀨の担い手塾で受け入れをしましょうというような体制も整っておりますので、これについてもこれから積極的にPR活動等をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） これは途中で切れるような気がするのですが、そこを心配して、次の質問に移ってよろしいですか。

○議長（野原武夫君） はい。

○2番（村田徹也君） では、ちょっと課長が先ほどの農作物の販売所開設や販売活路の開発計画というこの答弁がなされていなかったの、後で結構ですので、お願いします。

では、3点目、魅力あるまちづくり総合整備計画の見直しについて。魅力あるまちづくり総合整備計画を策定するに当たり、整備検討委員会を設置し、会議3回、現地見学1回で検討されました。その後、当初計画の一部が変更された現変更計画では、予算総額、ちなみに6億2,000万程度では、変更等につき委員会での意見を聴取しなかったのはなぜなのか伺います。

また、本計画は地域が一部に偏っていて、公園整備が4カ所もあり、町全体が自然公園である当町では、旧雇用促進住宅野上宿舎跡地を子育て、高齢者中心の町民の憩える公園にして、他の公園整備や再検討の必要があると考えますが、いかがか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、計画の変更に当たり、魅力あるまちづくり総合整備計画検討委員会の意見聴取をしなかったのはなぜかのご質問でございますが、この委員会の設置は計画策定に係る基本的な方針を検討する委員会であり、設置要綱でも、魅力あるまちづくり総合整備計画が策定されたときにその効力を失うとなっておりますので、整備計画が策定された時点でこの委員会は解散となっておりますので、委員会の意見は聞いておりません。

また、計画の区域が一部に偏っているのご質問でございますが、以前にもお答えをいたしました、この計画自体、全町を対象とはできず、地区を決めて実施する事業でございますので、今回は長瀨地区、井戸地区、本野上地区にエリアを指定するものでございます。この計画は5カ年の事業であり、平成30年度までの事業であります、平成31年度からの事業は、今回実施しております地域以外を予定しております。

町全体が自然公園である当町では、旧雇用促進住宅野上宿舎跡地を、若者定住ではなく、公園を整備し、他の公園整備は再検討してはどうかのご質問でございますが、当町では少子高齢化や人口減少が続き、その対策として若者を定住させる事業を実施しております。今回の旧雇用促進住宅跡地利用につきましても、若者に定住してもらえするための施策として実施するものでございますので、公園の計画ではなく、予定どおり若者定住促進の推進のため、変更計画どおり宅地分譲をさせていただきたいと考えております。

公園につきましても、地域の方が気軽に利用できる公園として必要であると考えておりますので、計画のとおり整備をしてまいりたいと考えております。

なお、先ほどから申し上げておりますとおり、大きな公園は長瀬につくらせていただきたいと思っております。これもこの事業の中に入っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） この都市再生整備計画事業とは、「地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図る」ということを目標としています。ただし、この事業については、調べてみますと、目標の指標設定と事後評価実施、それにそれを公表するということが義務づけられていると思っております。

関口議員の質問の中にありましたが、蓬莱島は何人人が来るのかと、どのくらいなのかと、そのようなものが指標になるのではないかと思います。一度、ツツジが咲いたら5,000人ぐらいは来るだろうと、年間を通して2万人ぐらいの集客があるであろうというふうなものが、この途中のところの資料には載っています。その根拠というものは、よくわからないと。

私、けさも蓬莱島に行ってきました。散歩してきました。蓬莱島の北側3分の1はササがすごいです。あれは刈っても、またすぐ生えてきます。なおかつ、この蓬莱島は、埼玉県福祉部社会福祉課、埼玉県ということで、ここに立ち入らないと、キャンプをしないでくださいと書いてあるのですよ。あれっ、これは長瀬町のものではないのかなと思ったのですけれども、これは長瀬町のものではなくてまだ県のものなのです。そこをちょっとお伺いします。

それから、5年後には、またほかの地域という町長のお話なのですけれども、やはり以前にもこれ述べましたが、全体の長瀬町があります、そこで今回ここをやりましたと、次は矢那瀬のほうにというお話もあったわけですが、矢那瀬のほうといってもぴんどこないですよ。私が住んでいるのは本野上なのですが、本野上のほうはいつ来るのだろうと、多分私が死んでからだろうと想像します。どんなことをやるのだろうと、ちょっと想像しても想像できないのですよ。

ですから、ある程度もう少し長期全体計画を示していただいて、今長瀬はこれをやっているのだよというふうなのがないと、我々の地区も大分高齢化していますので、そんなときは私はいないやと、でもこうなるのか、孫がいるとこうなるのかと、そういう見通しというものは、やはり住民にとって説明責任が役場のほうにはあるのではないですか。こういう計画をする上では、今これをやっていますよと。

言葉は引用しますが、虫食いの的などということになってしまうような気がするのですよ。そのところは、これからでもいいと思うのですよ。今現在こうだけれども、そういうものをという、ぜひ示していただくようなもの、それからやはり目標指標というのはしっかり出していただきたいと。

だから、要するに南桜通りをこういうふうにしますと、そうなった場合には、これは一方通行になって流れがよくなるのですよと、バスは入れませんよとか、それも指標の一つですよ。だから、あとは蓬莱島に来たときにと、大体こういうふうに戻ってくるのですよというふうな指標というのをこれからでもしっかり出して、なるほどな、それは納得できると。ただし、来なかったという場合は、これは事業をやった上で仕方ないというか、これは失敗であったという言葉はちょっと語弊があるかもしれないけれども、税金を使ったり、国の交付金を使ったりした事業としてはちょっとと。

というのは、けさ、蓬莱島を歩いてみましても、コケむして、あれのほうがいいですよ、趣があって、コンクリートのところにコケむしています。これ自然とマッチしていますよね。あそこに木製の5年もた

つと腐ってしまうような木のベンチをつくるのかな、そんなふうなこともわからないから考えてしまうのですよ。だから、そういう点。あとネットもこんなので、傾いて危ない状態にあるしというようなことをいろいろ考えて、そういう指標というのですか、やはりこれは、余り長くしゃべると次がないので、まとまらない質問ですが、よろしくをお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） いろいろご質問いただきましたので、どういったことをお答えするのかなと、ちょっとわからない部分もあるのですが、お答えできなかった部分につきましてはまたご質問いただきたいと思います。

蓬莱島がまだ県のものなのかというお話でございしますが、もう手続は済んでおりますので、町のものになっております。

〔「それではまずいですよね」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） ですので、今測量をいたしまして、これから計画策定、議員の皆さんにもそれにつきましてはお示しをしていますけれども、現在は測量が終わったところでございしますので、これからそういうものも撤去させていただき、事業を進めてまいるところでございします。

それから、町の目標、指標と申しますか、設定をするようにというお話でございしますが、これから進めてまいります地方創生の中で、この町全体をどのような町にするかというものは必然的にこれは出てまいるわけでございまして、これからそれにつきましてはお示しできると思います。

また、本野上地区はそういう中に入ってこないというお話でございしますが、長瀬町全体を観光として持っていきたいという私の思いがあるわけでございしますが、やはり居住空間というものも必要でございまして、その中で本野上地区は住民の居住空間として、特に先ほどから申し上げております旧雇用促進住宅の跡地、あの辺は住宅地として整備を進めさせていただきたいと思っております。

特に、あの辺は学校にも近い、駅にも近い、お医者さんもある、薬屋さんもある、スーパーも近いという町の住民が住むのに最適な場所だと思っておりますので、だんだんとそのような町全体をこのように持っていきたいという、これにつきましては皆さんにお示しをおいおいさせていただきたいと思っております。

そのようなお答えでよろしいのでしょうか。あと、何かまだございしますか。

〔「結構です」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、関連して質問してまいります。

全体計画はぜひ必要だと思っておりますので、それを町民に示せば、町民も納得するのではないかなと。

今の町長の答弁について、1点だけ触れさせていただきたいと思いますが、本野上地区、旧雇用促進住宅は居住地域にふさわしいと、確かにふさわしいと思っております。ただ、居住地域には、やはり子育てに関して、袋地区は一番住宅が密集しているような感じがします、今現在。長瀬町の中心にもあるような気がします。ということから考えると、やはりあそこに子育て支援の公園というのはあってしかるべきかなと、そのように私は考えます。

聞くところによると、あそこを公園にしてくれというふうな署名活動やら、最低限説明会をしてほしいというふうな活動があると聞いていますが、建物を壊すときに、公園を整備するので解体するというふうなことで回ってきたよという話をちょっと私は聞いたのですよ。それはわからないですが、ある人が間違



ったのかもわかりませんが、住民から実際にそのように聞いたのですよ。ですから、うっかりしてそういう言葉が出たところもあるのか否や、そこをどう説明をしたのかということをお聞きしたいと思います。

私の記憶によると、旧雇用促進住宅は社会資本整備計画事業というので、ちょっと違う事業ではないかなと、このまちづくりと違うといえますか、ちょっと補助金とかの内容が違いますよね、と考えているのですが、そこが私はうろ覚えなので、もしわかったら教えていただきたいと思います。

なお、最後のところなのですが、もしここを若者定住を促進させるためということであれば、来年度以降もこのような分譲を毎年繰り返していくのでしょうか。そうでなければ、若者定住ということで人口をふやしていく、これが若者定住の長瀬町のやり方なのですよということであれば、これをやっていくのだらうと判断せざるを得ないのですが、当然工場は来ないと、家をつくる場所を提供すると、そうした場合に、確かにまだ今現在売れ残っている蔵宮とか、そういうところもあると。

蔵宮団地については若者定住ではないですよと、あそこですよと、10区画だか12区画だかだと思いますよね。では、本年度はいいですよ、来年度はどうするのですかね。来年度もまたつくるのですかね、若者定住のために。そこを聞きたいと思います。

人口増にかかわる若者定住は、先ほども言いましたが、地方創生事業の中で、12月27日以降の計画で策定し、やっていけるというふうなことなのですよ。ですから、そこに予算をとって、岩田議員が空き家バンクとか空き家の話もしましたが、今日本で平均すると7軒に1軒は空き家だそうです。これは1.48%だそうです、これは日本中のことだそうです。

多分、東京都の足立区だったかな、リフォームするのに200万円補助金を出すと、個人の家庭に。なぜかということ、空き家が要するに犯罪の温床になってしまっていると、東京だからの事情があると思います。そういう区も、これちょっと足立区かどうかはわかりませんが、そんなふうなのを打ち出しているというふうなことなのですが、若者定住ということであれば地方創生なんかで、そういう空き家を活用して、持ち主が誰だかわからないとか、そういうところはあろうかと思いますが、そのほうに長瀬町は若者定住でこれをやるのだというのを出したらどうですか。そうでないと、また来年、はい宅地分譲、宅地分譲と不動産屋のような行政になってしまいますので、その点についてお願いします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 社会資本整備事業の関連につきましては、課長のほうから説明をさせていただきます。私は、ただいまの長瀬町に公園を望む会のお話が出ましたので、こちらをちょっと触れさせていただきたいと思います。

実は、昨日、お二人、私のところに野上宿舎を公園にというお話でおいでいただきました。そのときにご説明させていただきましたが、先ほどから申し上げますとおり、あそこにつきましては公園にはできないのですというお話、当然公園も付随してつくりますけれども、全体を公園というわけにはいかないのですというお話をさせていただきました。

お帰りになりましたから、しっかりと署名のお願いについてを読ませていただきましたところ、親子がキャッチボールをしたり、お年寄りが散歩をするための公園がないので、みんなの憩いの場となる公園を整備してほしいということでございましたので、今現在、旧野上宿舎跡地につくろうとしております公園は268.23坪ということになっているわけでございまして、キャッチボール程度ならできるのではないかなという思いがしております。

また、先ほど……

〔「それ、私の質問ではないですよね」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そういう話で、公園というお話ですので、また関口議員からも先ほど来お話がございました、何もない公園がいいのだというお話をいただきました。

〔「災害用だよ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） そんなことも可能では、当然公園というのは災害時には利用させていただくわけですから、そういったものも考えてこれからいくべきなのかなという思いがいたしております。

いずれにいたしましても、社会資本整備事業につきまして、細かい説明は課長のほうからいたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

まず、社会資本整備事業と違うのではないかというご質問でございますが、社会資本整備計画というのは大きなくくりでありまして、その中に都市再生整備計画というのがございます。今、長瀬町で行っております魅力あるまちづくり総合整備計画につきましては、都市再生整備計画ということで計画をさせていただいておりますので、またこれも国、県と調整をさせていただきます、この事業は大丈夫であるということですので、この事業を実施しているものでございます。

それとまた、空き家の対策について、地方創生に入れたらどうかということなのですが、地方創生における国の総合戦略の中で政策パッケージというのがあるのですけれども、その中にも既存ストックのマネジメントという項目がございます。この中で、このマネジメントにつきましては空き家の利活用の促進となっておりますので、町の総合戦略を策定する段階で項目に入れることもできると思っておりますので、今後戦略策定の段階で検討してまいりたいと考えております。

来年度も引き続き分譲するのかということでございますが、分譲に当たりましては、今、野上宿舎のところ1件でございますが、今後、そういう物件が町の所有であれば、分譲を考えていきたいと。なるべく町の財産を売却しまして、収入に充てていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時11分

再開 午後1時15分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、7番、齊藤實君の質問を許します。

○7番（齊藤 實君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

この防犯カメラについてなのですが、我が町としては安心して暮らせるまちづくりというような

ことで、町長のほうからも先ほどお話がありました。そしてまた、観光優先という施政方針にもありましてとおり、次に災害の問題があったと思うので、災害ではなくて私は犯罪という観点からこの質問をさせていただきます。

1、防犯カメラ設置について町長にお伺いいたします。全国各地で痛ましい犯罪が相次いで発生していますが、防犯カメラが設置されているところでは、その映像を解析し、犯罪者の検挙に役立っているほか、犯罪を企てようとする者が防犯カメラの存在により犯罪行為を思いとどまる効果などもあるようです。そこで、長瀬町の公共施設等に防犯カメラを設置しているか、また今後設置していく考えがあるのかお伺いをいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員の長瀬町の公共施設等への防犯カメラの設置状況と今後設置していく考えがあるかとのご質問にお答えをいたします。

まず、ご質問に対する回答の前に、防犯カメラを設置することのメリット、デメリットなどについて一般論も含めお話をさせていただきます。防犯カメラを設置することのメリットは、齊藤議員もおっしゃっているとおり、犯罪の発生や不正を抑止したり、犯罪が発生した場合には犯人を特定するための証拠が記録されていることにより、早期解決につながるなどがあります。

そして、犯罪の抑止を目的とした場合には、カメラの存在を目立つようにする必要があり、犯罪発生時の記録を残して犯罪者の検挙を目的として設置する場合には、カメラの存在を目立たなくさせる必要があるかと思えます。しかしながら、カメラを目立つように設置すれば、カメラが設置されていない場所に犯罪の発生が偏る結果を招くおそれが懸念されますし、カメラを目立たなくすれば犯罪の発生を抑止する効力が薄れてしまいます。また、近隣住民や行楽に訪れる観光客等の肖像権やプライバシーの保護に反するという拒否感を生むデメリットもあるかと思えます。そのため、埼玉県では、道路や公園などの公共の場所の防犯カメラについて有用性に配慮しつつ人権を保護するため、防犯カメラの設置者に対して、その設置や利用に関して配慮する指針を定めております。

さて、長瀬町内の公共施設等の防犯カメラの設置状況でございますが、町の施設である役場庁舎、中央公民館、小中学校等には現在防犯カメラは設置しておりません。また、埼玉県の施設であります埼玉県立長瀬げんきプラザや埼玉県立自然の博物館は、担当者が確認したところ、館内、館外とも設置していないとのお答えをいただいております。

次に、今後設置していく考えがあるかとのご質問でございますが、町では町民等が安心して暮らすことができる住みよい地域社会の実現に寄与することを目的に、防犯のまちづくり条例を制定し、町の責務として安心して安全な環境を整備することを定めておりますが、幸いにして近年の当町の刑法犯認知件数は比較的低い件数で推移しており、町内に犯罪が集中して発生しているような場所も見受けられないことから、町として早急に整備する必要性が考えられませんので、防犯カメラの設置について現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 今設置することは考えてないというお答えなのですが、事が起きてからでは遅いので、ある程度犯罪というのは、やっぱり起こる前に防がなくてはいけないという観点から、近ごろ長瀬も観光ということに力を入れているようでございますので、そうするといろいろな方がお見えになるの

が事実ですね。そこで、いろんな人が来て何をするかわからないということが今後、だから私が言っているのは今すぐやれというのではなく、ある程度そういう物の考え方が10年先を見たときに、やはりいろんなことが発生するであろうということから私はこういう質問をしているのですけれども、何もなければいいですよ、そんな。大体災害と一緒になのですよ。何もなければ災害も同じなのですから、犯罪だっていつ起きるかわからないというのが、私の今回の質問になったわけです。

それで、近ごろ川崎でもありましたよね、子供の。あれも防犯カメラから見つかったのですよ。ご存じだと思います。あえてご存じだと思うから申し上げるのですけれども、あれだって防犯カメラがついていたから、あれによって発見されて、捕まったという犯罪であったわけです。

それとまた、この新聞にもあるのですけれども、これは2月の16日の新聞なのですから、母子を狙い強盗致傷容疑、浦和西署ですよ、これは浦和。47歳の男を逮捕したと。これも同署は防犯カメラの映像などを解析して容疑者を特定したと、こういう事実がやっぱりあるのですよ。これが起きる前に調べて、こういうことをやっておかないと。それでまたこれは、からかわれ決意というのは、和歌山県の小学校5年生の殺害、これも防犯カメラによって解析した結果、この犯人が逮捕されたという事件が今、全国各地でこんなことが起きているのですよ、事実。起きる前にやはりある程度のことをやる必要がある。

災害とはまた別に、犯罪というのは人間のやることですよ。刃物で、この間、きのうも新聞で、テレビで言っているでしょう、5人も殺害したと。そういうふうになんか起きるか分からない、今の人間のその社会では。ということから考えて、私はあえてこの質問をさせていただいております。

それで、近隣を調べました。皆野町役場、防犯カメラの設置、皆野町は4台設置されています。庁内の中に、庁舎の中ですよ。1階と2階に3台ずつあります。それからまた町内、町内には3カ所か4カ所あります。これも皆野町、皆野駅前、親鼻の駅の駅前とか町の中に3カ所、これはどういう予算でやったかという、町と商工会の予算でやりましたという答えなのです。

だから、これがあって未然に防ぐのだったらいいではないですか。これがあることによって。かえって目立ったほうがいいのではないですか。というようなことから、要するにこれは非常に起きる前の予防としては最高の防犯カメラだと思うのです。現実にはこれほど起きていることを踏まえて、我が町では何もなければいいやという考え方は、ちょっと納得できないです。ある程度、では公共施設はこの辺はやりましょうというようなことは、あつてしかるべきだと思うのです。

では、また実例を言いましょう。樋口で小学校の裏で殺人がありました。殺されました。そのときに樋口のほうでは警視庁から毎日来ました。何か防犯カメラみたいなのありますか、なぜかといったら、私はたまたま警視庁の刑事課の人に、たまたまガソリンスタンドにいたら、農協がやっていたときですから、会いました。この辺はないのですかと。だから、ちょっとあつたらある程度それが解析できたのだと。ところが、ないものですから聞き込みをしたのですと、毎日来ていました。だから、そういう例をとったときに、これは身近なことなのです。

それと、それがあって、その犯人がどうなったのかちょっと私は結果は知りませんが、相当苦労して警視庁は来てました。ということがあって、それは本当に間近な話なのですよ、第二小学校の裏なのだから。そういうことがあり、それまた近ごろです、近ごろ。樋口の駅のところで、先日、中学生の女の子が下半身を出していたという、それも警察騒ぎになりましたよ。樋口の駅の床屋のところですよ。それと高砂橋のところでもありましたよ。近ごろ、そういう行為が時々あるわけですよ。そういうものについてもある程度、例えば樋口の駅の近所でもいいし、どこでもそのような防犯カメラがあれば、ある程度

そういうことも防げるのではないかというので、本当に身近でそういうことがあるから、あえて私は災害でなくて防犯の立場からこれを申し上げたわけです。

ですのでそういうものを、あなたは考え方を、町長はないから安心だというそれは違うのですよ。これはあったら困るのですよ。ある前に防ぐのが我々の役目ではないかなという気がするものですから、いま一度ちょっとお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員の再質問にお答えいたします。

齊藤議員のお話しいただいたことは、確かにごもっともだと私も思っております。長瀬町の庁舎などは、警報機器による機械警備をセコムへ委託をしております、内容は防犯サービスと火災監視サービスとなっております。防犯サービス、こちらにつきましては、業務時間外に異常が発生した場合、緊急要員が急行し、異常事態の内容によっては警察に通報するとなっております。また、火災サービスにおきましては、終日火災異常が発生したときは、役場に連絡確認するとともに、消防署への通報、緊急要員の派遣ということで契約をさせていただいております。

これから大きな公園を整備しようという計画があるわけですが、やはりこれからはそのような公園には防犯カメラも設置を検討する必要は生じてくるのかなという思いはいたしております。

また、先ほど皆野町ではというお話がございました。何か監視カメラを戸籍コンピューター室出入口などに設置しているというお話ですが、これも警備会社との委託の範囲で行っているというようなお話も伺っております。

これからは要望などがあつたときには、町のほうで一部支援ということも考えてまいりたいと思っております。これから公共団体のほう、商工会ですとか、商店街組合ですとか観光協会、そういったところから設置したいという要望が出てきましたときには、これは当然考えていかなければならないことだとは思っております。

また、コンビニエンスストアですとかスーパーマーケットやホームセンターなどは、万引き防止や抑止のために、店内出入口や駐車場などにもお店のほうで設置をしているようでございます。ですので、町としてこれから必要な時期が生じたときには考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 前向きに検討していただきたいと思うのですね、事が起きてからでは遅いので。

それで、ましてや今後公園等ができたなら、人は来る、何が起きるかわからない、そういうときには予防策でもいいし、そういうものがあることによって防げることもあるだろうし、起きたときにはあつたおかげでこういう解析ができた、映像解析できたから捕まったよということもあるだろうし、ということで検討していただきたいなと思っております。

また、これは民間ではかなり、セブンイレブンとかそういうところについてはついています。だけれども、やはり公共団体としてもある程度そういう場所、場所には、これから観光ということであれば、ある程度宝登山の近所だとかいろんなところに、人が来るというところにはやはり必要かなと思うのです。

それで、実は私はちょっとカタログをとって見た。幾らぐらいかかるかなと。そうしたら、今これは折り込みで、毎週日曜日に入っている折り込みなのですけれども、ここに書いてあるのがアナログカメラによるハイビジョン画像というか画質ということで、18万、約20万ぐらいでできるというのです。それでま

たこのカタログをとってみたら、これにも全部一切をつけると、要するに解析ができるものがないと困るわけです。フィルムがあってそれを解析する、映像を解析するものがあるから、それには39万ぐらいかかるということなのです。だから、そういうものを考えると、そんなにえらい額でなく、ある程度、場所場所にはだからこれからは必要かなということ調べてみたのです。

それで、その中でやはり予算的なものを見ると、これにも書いてある地域防災計画というのが今度はあるわけですが、これは新しくありますが、833万8,000円というお金があるようです。これは町民の生命、身体、財産を災害から守るといふ、これは災害から守ると同時に犯罪からも守ってほしいのです。そういう立場から、これだけの予算があるのだったら、ある程度のことは町でも準備すればできるのではないかと。やはり安心して暮らせるまちづくりという観点も町長の施政方針の中にあるわけで、それで観光を守るといふことで進めるといふことであれば、やはり人が集まれば犯罪が必ず起きるのですよ、将来。人口は少なくなっても観光客が来れば、いろんな問題が今後発生すると思うのです。だから、私は起きる前に何かをしてほしいという要望なのです。何が何でも1台、2台どこかにつけてくださいよ。それでやらないとこれは進展しないので、やはり言ったからには私もどんどん進めたいと思うので。

やはりこれから町長の言う防犯的なもの、要するに今度はあそこの広場ができ、また蓬莱島が整備され、そうすると人が来れば必ず何か起きるはずですよ。だから蓬莱島近辺につけていく、どこかつける、そういうものが必要になろうかと思って、あえて災害でなく防犯ということを出したわけなので、ひとつその辺をいま一度お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員のご質問にお答えさせていただきます。

確かに齊藤議員が申しますとおりであると思います。埼玉県にも防犯共助県づくり推進事業補助金というのがございまして、この補助制度を使えば全額町で負担しなくても、半分ぐらいで何とか取りつけられると思いますので、これから進めようとしております子供の遊び場ですとかそういったところ、公園ですとか大きなものにつきましては検討させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

○7番（齊藤 實君） わかりました。ありがとうございました。

---

○議長（野原武夫君） 次に、9番、新井利朗君の質問を許します。

新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 通告どおり質問させていただきます。

1、魅力あるまちづくり総合整備計画について町長にお尋ねいたします。また、場合によっては、ケースによっては各担当課長への説明をお願いいたします。2月12日に議会全員協議会が開催され、魅力あるまちづくり総合整備計画の変更計画が示されました。そこで、①、旧雇用促進住宅野上宿舎の跡地を造成し、若者定住促進住宅地として分譲することですが、募集方法や若者たちが取得しやすい制度を取り入れていくのか。

2、幹線1号線（南桜通り）の道路整備事業は鉄道の所有地を町が購入し町道として整備することにより、住民や利用者の安心、安全な生活や通行にどのような影響や効果があるのか。

3、長瀬地区公園整備事業は、子供からお年寄りまで運動や遊び、憩いの場として、また災害などの非常時には一時避難所、防災、減災、救難場所などの基地として機能を発揮するためには、各施設の適正な配置が求められると思いますが、どのように整備していくのか。

以上の3点についてお考えを伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員のご質問にお答えいたします。

まず、1の募集方法や若者たちが取得しやすい制度を取り入れる考えはあるのかのご質問でございますが、募集方法につきましては広報紙や町のホームページに掲載をし、PRを図り、そのほかにも広くPRできる方法を考えてまいりたいと思っております。

また、若者が取得しやすい制度につきましては、現在検討中でございますが、まずは現在行っております住宅取得奨励補助金を最高100万円まで活用していただけること。また検討段階ではありますが、分譲地の取得に対し、新婚世帯や子育て世帯に対し、分譲価格の割引や固定資産税を年数を限定しての減免などを検討しております。最終的にどのようにするかは、今後詰めてまいりたいと考えております。

2つ目の幹線1号線、南桜通りでございますが、こちらの道路整備事業は住民や利用者の安心、安全な生活や通行にどのような影響や効果があるのかのご質問でございますが、南桜通りは全長1,270メートルのうち約700メートルの区間が幅員4メートル未満の狭い道路となっております。この土地のほとんどが秩父鉄道の所有地であり、町道認定もしていないため、道路改良を行うこともできない状況にあります。このため鉄道の所有地を町で購入し町道として整備することにより、緊急車両等の進入も容易となり、歩車道分離、側溝整備により、歩行者の安全や冠水対策を図ることができるようになります。

また、沿線住民の方は、町道認定されていない民間所有の公衆用道路に接して住宅が建っていることで、建築基準法上も不安定な状態となっております。このため住宅等の建てかえや増築の場合には、多くの問題が生じることも想定をされます。こうしたことから、住民や利用者の安心、安全な生活や通行のためにも、早急に町道化する必要がございます。国の交付金を利用し、整備できる機会を逸することなく整備を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

3つ目の公園や防災基地として各施設の適正な配置をどのように整備していくのかのご質問でございますが、長瀬地区公園は平成27年度当初予算で設計委託料や用地購入費を計上させていただいておりますが、詳細な設計は来年度になりますが、基本的には通常の公園整備に加え、一時避難所として使用できる公園として、防災備蓄庫や耐震性貯水槽の設置を考えています。特に防災基地としての施設整備は考えておりません。

公園整備の内容につきましては、皆野町にありますみ～な公園や秩父市のキッズパーク、他の公園などの多くの公園を参考に、誰もが使いやすい長瀬に合った公園としての整備を計画してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 雇用促進住宅地の跡地は非常に今、長瀬ではなくて野上駅周辺は新しく越してこられたり、また新築したりする家庭が非常に多く見受けられます。

今から50年前に、高砂団地として昭和40年にあそこに2棟の建物ができまして、80戸分ありました。それでいっぱい、九州であったり北海道からの炭鉱産業に従事していた人や家族、またほかの産業や何か

からも移転してきた人たちが住んでくれて、約80戸、1軒平均4人としても320人もがあそこで過ごしていたかなという、いわゆる長瀬町の非常に進展に寄与していた、また影響を与えたところであったかと思えます。

そういうふうな面から、あそこは役目を終えて今度解体され、これからは分譲地として若者の定住を促進していこうというふうな予定が立てられたことは、私は結構なことだと思うのです。というのは、今までかかってきた費用というのも大体5,000万から6,000万ぐらいまでかかっているかと思えますけれども、あの費用にいたしましても分譲することによってまた回収することもできますし、またこれから建物が建つということ、また人が住むということは、非常に長瀬町の税源の少ない中にありまして、大きな魅力の場所にもなります。確かに公園にして皆で楽しむところというのも必要かと思えますけれども、そういうふうな意味からも、50年前に長瀬の起爆剤になったような場所でもありますし、また平成27年の起爆剤になるようないわゆる場所として、大いに活用していただきたい。

先ほど町長は、少し優遇策も考えて若者の、また子供のいる家庭を歓迎していきたいということでありましたが、本当にそれにまさる考えはないし、ぜひぜひやっていただきたいというふうな思いでいます。できれば、それに付随する公園もありますけれども、本当に公園といっても広場的なものになるかもしれません。そういうふうなものが町内あちこちにあって、遊具の1つ、2つがあるところは町内にもあるのですけれども、大きな公園としては長瀬地区につくられるというふうなことでありますので、このところは野上の駅に近いというふうなこと、学校にも近い、そういうふうなことと、ちょっと私考えを大きくっていいですか、違うところから考えてみたのですけれども、この3月14日にJRを初め鉄道各社のダイヤが改正されます。それで、実際に3月16日月曜日に、野上駅から東京駅まで利用した場合にどのくらいかなと思ってコンピューターで探してみますと、普通電車だけですと2時間ちょっとなのですけれども、一番最短では、秩父線の急行と新幹線を組み合わせると正味70分、いわゆる1時間10分で東京駅と野上駅が結ばれると。その電車は熊谷駅で12分ぐらいの接続になっているのですけれども、そのぐらいに距離も縮まってきた魅力ある場所にもなってくるかと思うのです。

ですから、そういうふうなことからも、実際には長瀬駅を利用して東京に通っている人がうちの近くからも2名いるのですけれども、そういうふうなことも考えて、通勤はちょっと無理といたしましても非常に、遊びに行く、また遊びに来てもらうというふうなことにも可能なので、ぜひ野上の宿舎は非常に魅力ある場所になると思えますので、ぜひともそういうふうな優遇策をいろいろ検討した上で、早目に分譲していただきたいと思えます。

何か去年の12月の27日には閣議決定というのがあって、エコ住宅を建設すると30万ポイント付与されるというふうな制度もあります。そういうようなことで、新しくつくろうとしてくれる人に少しでもいろんな面でいい条件が整うように応援していくのもまた政策かと思えますので、その辺をお願いしたいというふうに思います。そのことについていま一度町長のお考えをそのところでお聞きしたいと思えます。

それから、2番の桜通りに関しましては、全部のおうちをお伺いできたわけではないのですけれども、非常に歓迎的な声を聞きます。実際に、やっと町道化してくれるのかというふうなことであります。そういうふうなことで、ほかにいろんな影響を心配する人、いわゆるスピードアップされて通行、出入りするのにちょっと不安になるというふうな方もいますけれども、町道化することについては非常に歓迎的な考えを持っているというのに、私は接しました。そのほか、不安な状態が幾らか言われているのかもわからないですけれども、そのところは私はスピードアップ化のことだけでした。



あとは、3番の公園整備にいたしましても、子供と遊びができる状況が主体になるかと思うのです。み～な公園のような健康づくりの拠点にもなっている公園でもありますけれども、そういうふうなことを含めて、ここの公園を起点にしたり、または野上駅でもいいのですけれども、とにかくいろんなところを起点にしながら、町民が、また訪れる人たちがいろいろ散歩できるようなコースを、そして何キロ歩いたと、どこからここまでは何キロありますよというような標識をつけたりしながら、同じ歩くのでも楽しめるような状況、そうすると今、長瀬アルプスというのも非常に山としては人気がありますけれども、里のアルプスと、アルプスではないけれども、里の散歩コースとして水管橋を渡って、蓬莱島を渡ってやるとか、いろんなコースも考えられるしするので、いろんなことを、距離を見たりとか、今はタブレットを使ったりして拠点を示したりすると、距離もすぐに出るような状態もありますので、そういうようなことも含めて、いろんなことが検討できてくるかと思うのです。

そういう意味で、ぜひいろんな面で長瀬が明るくて、住みよくて、楽しみな、元気のあるまちづくりをしていってほしいなという、魅力アップするまちづくりをぜひ進めてもらいたいというふうな思いでいるものです。ぜひそのことについて、いま一度町長から、また担当課長からお話いただければありがたいのですけれども、よろしく願います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 新井議員の再質問にお答えいたします。

新井議員からは、ただいまいろいろなアイデアをお出しいただきましてありがとうございます。これから進めていくについての参考にさせていただきたいと思っております。

若者定住促進というのは、私のマニフェストとして町民にお約束をしている施策でございますので、ぜひその立場の中からも、雇用促進住宅のよりよい活用方法はしっかりと進めてまいりたいと思っております。

それから、また野上駅に近いということで、野上から東京に通うことができるというお話、確かにそういった点で、町うちになかなか企業が呼び込めない中で、よそのところに通勤が可能であるという、これはこれからもぜひ町民の皆さんにもそういったことでご利用いただけたらありがたいなと思っております。

また、南桜通りにつきましても、これからあちらがきれいに整備がされますと、また長瀬の一つの目玉になると思っております。先ほどもどなたか議員さんの質問の中で話をさせていただきましたが、毎月送っていただく企業戦略という本の中に、これからの観光はやはりきれいでなくてはいけないという文言が出ておりました。確かにそうだと思います。これからは順次きれいな長瀬町の観光にしていきたいなと思っております。

また、長瀬地区につくる予定であります公園につきましても、町民の皆様方がご利用、大勢の皆様方にご利用いただける、そしてまた観光においでいただいた子供たちも遊んでいただけるような、そのような施設ができればいいかなと思っておりますのでございます。この公園につきましても、いろいろな皆さんからアイデアを頂戴し、これから計画を進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

以上です。

○議長（野原武夫君） よろしいですか。

9番、新井利朗君。

○9番（新井利朗君） 長瀬町でも子育て支援として、住宅建築に関しては住宅取得の奨励の制度もありますけれども、そのほかにもいろんな制度が、子育て支援というふうな制度もあります。そういうふうなことで、よその町村でも同じような状況の中でもやっていますが、ぜひそういうふうなことも含めて、支援策を1つ、2つだけではなくて、こういう子育てに関してはこういう制度もありますよ、ああいう制度もありますよというふうなことで、ぜひ盛り込んでいただきたいと思うわけですが、今具体的にどのような支援策があるか、少し気づいたところがありましたら、お答えいただきたいと思います。企財課長。

〔「通告書と合わんじゃない」と言う人あり〕

○9番（新井利朗君） いや、関連するところでいうことを言っていますので、お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、新井議員の質問にお答えいたします。

若者が定住するためのいろいろな補助制度ということで、先ほど町長も説明しましたが、まだ実は検討中でございますが、そういう新婚世帯や子育て世帯に対する割引や税制の優遇等を考えております。

また、ほかにもいろいろな施策としまして、子育て支援やそういうところで、お子さんがいる場合はこういったようないろいろな施策がありますということも、ちょっと詳しい内容はちょっとまだ覚えてないのですが、ホームページ等でも「長瀬で暮らしてみませんか」というようなところに総合的に載っておりますので、そういう支援ができるのではないかと考えております。

ただ、この野上宿舎に対する助成については、詳しいことにつきましては今後詰めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

---

○議長（野原武夫君） 次に、3番、板谷定美君の質問を許します。

○3番（板谷定美君） 3番。観光資源の開発について町長にお伺いしたいと思います。

長瀬町は、休日になりますと観光客の往来が非常に多く、活気のあるように見えます。秩父地域の方々からは非常にうらやましく思われているのが現状だと思います。しかし、当町の観光資源になり得るものとは考えたとき、風光明媚、花の長瀬、宝登山神社など、見る事が中心の観光資源ではないでしょうか。見る事の観光資源は、一生に一度は見たいものではありませんが、何度も足を運ぶといった性格のものではありません。たとえ素晴らしい観光資源を有していても、周辺環境や施設が旧態依然であれば、観光客に感動を与えることはできないと思います。また、見る事の観光資源のみに依存しては、リピーターの確保も難しくなります。今後、観光資源を開発し、リピーターをふやすための施策についてお伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員の観光資源開発についてのご質問についてお答えをいたします。

現在はロウバイの時期が終了いたしました。ことしはおかげさまで天候に恵まれ、1月中旬から2月末にかけて大勢のお客様がご来町いただきました。聞くところによりますと、ロープウエーの乗降客数が前年度比237.5%となったと聞いております。しかしながら、議員ご指摘のとおり、風光明媚な長瀬渓谷と川下り、桜を觀賞しながら花の長瀬散策、豪華けんらんな宝登山神社見学など、見る観光が中心であり、

全町的な新たな観光資源の開発をすることにより、何度でも訪れていただけるような観光地として成長させていく必要があると考えております。

具体的な例といたしまして、ハード面の整備では、来年度長瀬八景の一つである蓬莱島を住民の憩いの場や観光客に楽しんでいただく自然公園として整備する予定です。また、最近ハイキングを愛好する方が多くなってきていることや、長瀬周辺以外にもお客様を誘導させる手段の一つとして、長瀬アルプス、七草寺ハイキングなどに対応するため、中野上区の長瀬アルプス入り口付近、岩田区のコミュニティ広場付近に観光トイレを、長瀬駐在所跡地にはあずまやなどの休憩施設を設け、その充実を図ろうとするものです。また、建設課が進めている幹線1道路改良工事、通称南桜通りでございますが、こちらも観光客の誘客や利便性の向上に役立つものと考えております。

ソフト面では、観光協会が実施しているホームページの充実とWi-Fi事業による新たな事業展開について指導するとともに、昨年5月から始まりました教育旅行を積極的に取り組み、長瀬町のよさを理解していただいた生徒さんにリピーターとして来町していただけるよう努めてまいります。

以前、観光客の方から長瀬を訪れた際、中学校の生徒から路上で挨拶を受け感激したとのお話を伺ったことがございます。このようなことから、観光関係者のみならず、地域住民の方も含め、オール長瀬でおもてなしをすることがリピーターをふやす一つの要因であると考えておりますので、受け入れ態勢についてより一層の充実を図ってまいります所存でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ありがとうございます。

ハード面、特にいろんな施設をつくる、これも結構なことだと思います。ただ、長瀬は、課の考え方としては、つくればつくりっ放し、そういうような考え方ではなくて、それを維持管理するように、人がいっぱい来るような方法をいろいろ考えていただきたいと思います。

それと、北陸新幹線が今騒がれております。黒部宇奈月温泉では新幹線のフィーバーは一時的なものという考えの中で、やっぱりこれから先、1年先、2年先のリピーターをふやすための努力は、各温泉街、民間で一生懸命やっているというようなこともテレビでやっておりました。

長瀬町もやっぱり同様に、これから先1年、2年、また将来を見込んで、長瀬町が常に活性化、観光客で潤うような、またその観光客によって町自体が潤うような施策をやっぱり考えていただきたいというふうに思っております。

あと、その観光客を誘致するに当たって、やっぱり人材を確保することが一番重要だと思います。先ほど来から町長がリーダーの発掘とか、そういうような面をおっしゃっておりますが、この長瀬町の大きなリーダーは町長であると私は考えております、だからやっぱり町長がそういうような面で、あらゆる面のリーダーシップを持って対応していただければと、そういうふうに思っております。

あと、長瀬町は情報発信が下手ではないのかなというふうに感じております。例えばインターネットの使い方、例えば長瀬町にどういう公園があるのか、長瀬町八景がどういう形でどこにあるのか、それは一冊の本の中にあります。でも、やっぱり一つのパンフレットなり、そういうようなものが必要ではないのかなという感じがします。これから先、いろんな人が来る限りにおいては、やっぱりそういう情報発信も必要かなと。

ハード面、それとソフト面なんかでも、観光協会のほうにお任せではなくて、やっぱりリーダーシップ

は官にとってももらったほうがよろしいのではないかという気がいたします。その辺についてお伺いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員の再質問に対してお答えをさせていただきます。

町のリーダーは町長であるという、当然だと私も思っております。実は、ことし1月10日に読売新聞の気流欄に私の思いを投書いたしましたところ、読売新聞で掲載していただきました。その反響と申しますか、いろいろなところに行きまして、長瀬の町長さんですねというお話をいただいております。

また、大阪の大学の教授からお手紙もいただきました。いろいろなご助言、アドバイスを書いていただく中で、こうしたらいいですよ、ああしたらいいですよ、これからのまちづくりはこうなさいとかいろいろいただきましたけれども、その方は城崎温泉の出だということで、観光旅館の息子さんというお話でございまして、観光に対しても城崎温泉の実情、現状も書いていただき、そうならないように長瀬の観光はしっかりやりなさいという激励もいただいております。

それからまた、過日は奈良県からお手紙をいただきました。これにつきましては、奈良県の橿原市です。そこから電話が事前でありまして、町長の投書を見て感激をいたしましたということで、ぜひ長瀬に行ってみたいのですけれども、どのようにして行ったらよろしいのでしょうかという連絡があったということで、その方は何か障害者というお話でございしますが、絵本を書いている方だそうでございます。過日その方からもお手紙をいただきまして、これから長瀬に行くつもりでおりますというお手紙もいただいております。

私たちは長瀬の代表者でございます。皆さんも当然そうです。その中で長瀬ということをやそに出たときにぜひアピールしていただいて、長瀬、長瀬ってどこにあるのだろうということではなく、長瀬は、全国どこに行っても、ああ、長瀬ねと言われるような、私たちはそのような立場にあると私は思っております。そういった中でこれから、ただいま板谷議員からも情報発信が下手だというお話をいただきました。これはもう本当に以前から言われていることとございまして、これはやはり私たち執行部が変わっていかないと、やはりこの発信はできないのかなと思っております。これから職員一丸となって、ぜひ情報発信が全国津々浦々まで届きますようにしっかりと努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） ありがとうございます。

そういうような前向きなご答弁で、これから先、十分にやっていっていただきたいと思っております。

はっきり言いまして、行政と民間の役割分担をはっきりして、明確にしておいて、その役割分担のもと、できるだけ民間の力、人だとかお金だとか、そういうものをうまく利用して、そして知恵と創意工夫で、この長瀬町を魅力ある町に発展させていただきたいと思っております。

以上です。

---

○議長（野原武夫君） 次に、6番、大島瑠美子君の質問を許します。

大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） それでは、教育長に質問いたします。

まず最初に、文化財の保護と継承について。昭和45年9月に町指定無形文化財に指定された唐沢の獅子舞の後継者を育成するため、二十数年前に中央公民館で練習指導が行われていました。現在は、後継者がなく、獅子舞を舞うことのできる方が高齢となり、消滅の危機にあります。今でしたら二、三人の方が指導できると聞いておりますので、存続が可能と思われれます。唐沢の獅子舞の保護と継承対策について伺います。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 大島議員のご質問にお答えします。

唐沢の獅子舞は、290年ほど前の享保年間に現在の武野上神社の本殿の彫刻をした宮大工が獅子頭を彫り、獅子舞を伝えたのが始まりとされ、以来、町内唯一の獅子舞として唐沢地区の数十軒で継承されてまいりました。伝統行事は、地域文化の指標となり、地方文化の振興に寄与するとともに地域のコミュニティの維持と安定化のかなめになると言われております。しかし、伝統行事を支えている地域の高齢化や人口減少は深刻な問題として地域に横たわり、極めて弱体化せざるを得ない状況があります。さらに、地域に根差した伝統芸能の場合、その保存活動に携わる地域住民の生活様式と伝統芸能が乖離することによって、保存活動への参加者の減少や後継者不足が発生し、伝統芸能が衰退、廃絶してしまうことも危惧されております。

唐沢の獅子舞も同様の理由により昭和59年から活動を休止していましたが、伝統を絶やさないために唐沢子供獅子舞が発足され、県内のイベント参加や武野上神社秋季例大祭に奉納されるなど、積極的な活動により復活が期待されたところです。しかし、子供たちの進学や少子化に伴い、平成2年3月の浦山小学校での交流会を最後に活動を休止しております。現在の状況を継承者の方から伺ったところ、獅子舞をよく知る者は自分だけで、高齢になっていることから、継続することや指導をしていくことは難しく、衣装や道具の保存にも苦勞していると聞いております。

このような状況から、唐沢の獅子舞の保存継承を図ることは、郷土の文化についての理解を深め、受け継がれてきた伝統を絶やすことなく将来に引き継ぐことの大切さを周知することになり、継承団体に対する支援は必要ではありますが、地域住民に負担を課してまで地域芸能を保存継承しなければならないのかという根本的な問いかけもあれば、映像による記録などの方法で地域住民に負担をかけないようにする方向を探るべきではないかという考えもございます。

いずれにいたしましても、唐沢の獅子舞を支えてきた地域の方々と協議させていただいて、よりよい保存継承の方向を見出したいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 教育長のお話、よくわかりました。また、私が聞いているところと大体一致しております。

それで、長瀬町は本を2冊ほど出してございまして、野上の文化財、お読みになっていると思います。それから、「のがみ 文化財をたずねて」というのにも、唐沢の獅子舞が書いてございます。そして今、子供獅子舞の方たちの年齢が大体40歳になっていて、今長瀬町商工会だとか何かで、各事業所とかで活躍している方たちなので、すごく忙しく思っているの、多分無理かなということでもありますけれども、こういうことはどうでしょう。

郷土資料館がありますよね、郷土資料館に人が入らないから違うことでやったほうがいいのではないかなという話も伺っていました。ですけれども、郷土資料館に並べてあるものをひとまず片して、そして坂上秋彦さんのうちの2階にあります、まだ虫干しもできてないということですので、その獅子舞の道具をそこに陳列して、そしてそこのところにまず展示してあります。これはまずやってみたい人、募集なんていうのをちょこっと置いて、そうしますと細川和紙でも何でも、そういうところになってくると物好きな人もおりますし、それからやってみたいな、ああ、こういうこともあったのだということで、町の人たちも、ああ、そうだよな、おれたたちのときには武野上神社のところにはお店屋さんも二、三軒出て、そして唐沢の獅子舞をやってくれたいなというので、本当に今できる人というのが秋彦さんと、あと浅見和藏さんが少しできるぐらいかなということなのですよ。

そうですので、だから映像ですると、それからあと、よく考えますと獅子舞というのは、享保年間の分かされから一番、それからだんだんこういうふうに分かれてきていますので、国神の獅子舞とか、どこ獅子舞というのは大体系統が同じなのですよ。

そうですので、その方たちがやっているところで、秋彦さんなりなんなりができないところは教えてもらって、それを映像に撮っておくというのも一つのということで、後世に残す、こういうこともあったのだよというので、長瀬町指定の無形文化財がいろいろありますよね、風布の回り念仏なんていうのも、そろそろ高齢になってくるから、10人とか12人いたのが、6人とか何人かになっていってということもありますので、今の時代ですので、ビデオに撮ったりとかなんかということで、映像を残しておけば、こういうことがあったのだよなということで、また30年後にそれをやりたいという人があったときに、その映像があれば、またそれをできるのではないかなということですよ。

私は、郷土資料館がいろいろ、みんなが人が入らないのだよなと嘆いているばかりではなくて、そういうのを展示したり、それからあと、ちょっと話がそれてしまうのですけれども、郷土資料館の使い方、利用の仕方を、合達太郎さんが亡くなってあそこに置いてあります。それをまた、達太郎さんところに行けば入館料は、まあいいよ、いいよなんていつでも言われてましたのですけれども、そういうことではなくて、そこのところで200円払えばいろいろ獅子舞が見られる、合達太郎さん、それからあと絵画展もあります。

それから後は、この間、予算書を見ましたらですね、修理だとか何とかということで安心したわけなのですけれども、そういうこともありますので、そういう案もいいかなということなので、教育長にその活用ですね、郷土資料館でそれを展示してやりたい、やってみたい人とかやりたい人、募集なんていうのも一つの考えかと思しますので、どうでしょうか、それをお聞きします。

○議長（野原武夫君） 教育長。

○教育長（宮原利定君） 大島議員の質問にお答えしたいと思います。

教育委員会では、このたび改めて継承者の方にお話を伺ったところでございますので、どのようにしていくかというのはまだ話し合っておりませんので、今後協議させていただいて、方向が決まれば、それに向けて努力していきたいなというふうに考えています。議員のお考え等も参考にさせていただきたいと思っております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） くだいようですけれども、そんなふうな無形文化財につきましては、事務のほうも大変でしょうけれども、もう一度文化財というので、昔の方たちが一生懸命継承してきたことですので、

これで、こういうご時世だから途切れることなく後世に残して、できないものはビデオに撮っておいて、さっきも再々言いましたけれども、何十年後にはこういうのがあったから、ではこれを再現してそれでやろうではないかということもできれば、またそれがずっとまた継続というようなことになりますので、ぜひ前向きにするというような気持ちでやっていただきたいと思います。

それでは、教育長の力量と技量と、それから期待を込めまして、この質問よろしくお願いたします。

次に、2に進みたいと思います。太陽光発電システムの設置と補助制度について町長に伺います。地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しないことや、日々の電気料金の削減や売電、電力需要時間の電力削減に効果があることなどから、太陽光発電システムを設置している公共施設や家庭が年々ふえています。

そこで、次の2点について伺います。学校やひのくち館に、いつシステムが設置され、これまでどのくらい売電できたのか。また、今後も公共施設等に設置していくのか。

次に、住宅用太陽光発電システム設置者に補助金を交付していますが、これまでの補助件数と補助金額はいかほどか。また、今後も補助制度を続けていくのか伺います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の太陽光発電システムの設置と補助制度についてのご質問にお答えをいたします。

学校やひのくち館にいつシステムが設置され、これまでのどのくらい売電ができたのか。また、今後も公共施設等に設置していくのかとの質問でございますが、第一小学校と中学校が平成22年度に、第二小学校は平成23年度に設置し、ひのくち館においては、平成20年度に設置しています。

売電についての質問でございますが、1年当たり、第一小学校が1万6,000円程度、第二小学校が16万円程度、ひのくち館が14万円程度売電を行っており、中学校については消費電力が多いため、当初から売電を見込んでおりません。

また、平成27年度に役場に太陽光発電と蓄電池の設置を予定しておりますが、その後についての計画はございません。なお、この役場庁舎に設置する太陽光発電は、国からの事業で10分の10事業でございます、町からの持ち出しはありません。

〔「ん」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） この庁舎につきましては、庁舎と中央公民館、2カ所手を挙げましたところ、1カ所にしてほしいということで、役場庁舎につけることになりました。

続きまして、太陽光発電の設置者に対する補助についてですが、平成21年度から実施しておりまして、これまでに123件の補助を行っております。補助制度につきましては、電力需要等を加味しながら当面の間、補助を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） よくわかりました。

学校やひのくち館にということで、この売電ができたということです。それから、役場も今度10分の10ということで。まだ公共施設は公民館もありますし、それから給食センターもあります。あらゆるところに10分の10の補助金がもらえるのだったら、おいおい何年かかってもいいから取りつけるべきだと、私はそう思っていますので、ぜひそのほうへ進めてほしいと思います。

それから、住宅用太陽光発電の個人住宅なのですけれども、今ここのところ何件か随分目につくようになりました。ここのところ急速につくようになったのと同時に、この太陽光住宅は35円買い取り価格引き下げなんていう新聞が出まして、これはトーンが下がっているのではないのかなとも思うのです。ですので、この26年度までは順調に多分、だんだん、だんだんふえていきましたけれども、それからこのフジサンケイビジネスアイにも書いてありますように、風力発電なんていうのは本当は、この風力発電というのはね、すごい夢があって1基ぐらいあってもいいかなと思うけれども、どうも採算もとれませんので、これは仕方ないかなと思うのですけれども。

風力発電ではなくて太陽光の住宅の27年度については、伸び率はどうなのでしょうね、価格が下がるとかなんとかということになってきますと、買い取り価格案が出てしまうと、つくる人がすごくちゅうちょしますよね。それで、電気屋さんにお聞きしました。電気屋さんに聞きましたら、100人、100軒の方のところを訪問しまして、つけませんかと言うと、大体1人か、1軒か2軒、なぜかといいますと、二、三千万貯金があっても、それをつくって、そして純益が上がってというのは10年後あたりに、全部つぎ込んだ金を。そうすると、その前にうんとお金持っている方というのは、退職した方とか、退職金とかそういうのがまあいっぱいあるので、でもそれはもしいざというときになったら介護のほうに使わなくてはだから、使えないのだというのが大方の返事だそうでございますので、このところをだから町で補助金が5万円、1基当たり、ですからことしの27年度の見通しはどうか、わかったら教えてほしいなと思っております。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 大島議員の質問にお答えします。

現在、平成26年度中でございますが、現在のところ既に申請を受け付けて補助金を交付したものが14件、予約が2件ほど入ってしまして、現在16件です。27年度予算としましては、昨年、25年度は36件あったわけですが、当然件数は減っていますので、今年度27年度の要求額としては25件要求しております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 太陽光発電は、本当に原子力だとか何かということで、すごくこれがいっぱい広まればいいわけなのですが、何しろお金がうんとかかるということが難点です。ですけれども、よくこう見ますと、屋根の上にいっぱい載ったり、それから後、平地の畑の中にそういうのが見えているのですけれども、何だか黒いというイメージがすごくありますので、緑と清流、それから美しき郷土ふるさとというのから見ると、おいおい、あそこに行っても、あそこの広いところの畑に、だっと黒い物体があるよねとかと言って、夜なんかになると、あそこに隠れていたって、不審者ではないけれども、そういう人たちがというような感じも受けます。ですけれども、うんとこの東京電力なりなんなりいろんなところが、買い取り価格が引き下がると採算が合わないというようなこともあって、いつもだっただらうと、こういうふうがいいことなのだから、だっとこういうふうにくわけなのですが、それが少し36件か、今のところ25件あたりの予算をとっているということになってくると、まあまあそんなに、皆さんの意識が少し沈滞しているのかなとも思いますので、そこのところは、このご時世だと仕方ないのでしょうかね。町長、お聞きします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 大島議員の再質問にお答えさせていただきます。



先ほど来から若者定住促進ということで、長瀬町に若い人たちに住んでいただきたいというお話をしておりますけれども、そういう事業を進めてまいる中で、今エコということで多分この事業もこれからも進んでいくのではないかと、私は思っております。

それからまた、農地に最近ソーラーが大分並んでまいりました。実は私も1月に群馬県の榛東村を通りましたら、県道のはたにだともう本当に太陽光の設備が連なっておりまして、農村部には余り合わないなという思いがいたしてそこを通ったわけでございますけれども、長瀬町は幸いにして余り目立たないようなところにも大分つけていただいているようです。ただ、先ほど村田議員のほうからもお話ございましたけれども、美里町で農地に、下にサカキを植えて上を太陽光というような設備を進めているようでございますので、だんだんそういったものもこちらのほうにも入ってくるのかなと思っております。でき得れば、長瀬町は観光地でございますので、余り目立たないところにつくっていただければありがたいなと私自身は思っております。

今後はそのようなことで、不耕作地にそういったものが、美里町でこれが成功をすれば多分入ってくるのではないかなと思っております。

以上でございます。

〔「3番に進みたいと思います」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 認知症対策について、健康福祉課長にお伺いします。

全国で認知症の人と認知症予備群の人を合わせると1,000万人とも言われています。高齢になるに従い、日常生活に支障を来すような症状や行動が見られ、家族との意思の疎通がとれなくなるなど、日々の介護の困難さが増す状況です。

当町では、介護認定者のうち認知症の人は何人でしょうか。また、若年性認知症の該当者はいるのでしょうか。認知症の進行をおくらせるため各種事業を実施されていますが、より一層効果が期待される対策を考えているか伺います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 大島議員の認知症対策についてのご質問にお答えいたします。

当町では、平成27年2月末現在、471名の方が要介護、要支援認定を受けています。そのうち約6割に当たる285名の方に、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが見られるとされています。また、65歳未満の要介護、要支援認定を受けている方は11名おりますが、若年性認知症であることにより認定を受けている方はおりません。

認知症対策の各種事業でございますが、認知症対策には脳の活性化が有効であることが知られていることから、今年度、脳の活性化を目的として、脳トレ塾、手芸教室、健康マージャン教室、歌の教室を実施いたしました。特に健康マージャン教室では、多くの男性が参加しました。

来年度につきましても、このような事業を継続して実施する予定です。ほかに認知症対策に役立つ事業がございましたら積極的に検討をしてみたいと存じますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 脳トレ、手芸、マージャン、マージャンなんていうのは昔うんとはやりましたから、その年齢の方が年をとって認知症になって、でもこれで認知症が少しでも少なくなれば、すごくいい

ことだと思っています。いろいろ認知症とか何かねというので、違うところに行って、それで認知症だけがデイサービスとかなんとかというのではなくて、その認知症の方というのは、デイサービスとか何かに行っているのでしょうか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

〔「おおよそでいいです」と言う人あり〕

○健康福祉課長（染野真弘君） 認知症でデイサービス等に行っている方はいらっしゃいます。認知症だけで行っている方というのは、多少認知症で入っている、認知症があつて身体のぐあいも悪くて入っているという、デイサービスに通っているという方が、6割その症状が見られるものですから、多少は認知症がない方も一緒に行っているという状況になっているかと思えます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） 認知症もですけども、健康福祉のお仕事というのはすごく大変なのです。幾らやってもやっても底が見えないという仕事ですので、健康福祉課の職員さんはすごく大変だと思いますけれども、ソフト面での長瀬町の一番のメインでもありますので、ぜひこれからも頑張ってもらえるように言って、質問を終わりたいと思います。

○議長（野原武夫君） 以上で通告のあった一般質問は全部終了いたしました。

これをもって町政に対する一般質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時45分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



#### ◎町長提出議案の報告及び一括上程

○議長（野原武夫君） 日程第5、町長提出議案の報告及び一括上程を行います。

今期定例議会に町長から提出された議案は、議案第1号から議案第19号までの19件でございます。

議案は、お手元に配付してあるとおりでございます。個々の議案の内容報告は省略させていただきます。各議案に対する提案理由、その他内容説明等は、個々の議案が議題に供された際に求めることにいたしますので、ご承知おきいただきたいと思います。

それでは、これより日程に従って議事に入ります。



#### ◎議案第1号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第1号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第1号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 議案第1号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、子ども・子育て支援法の施行に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を定める必要が生じたものでございます。子ども・子育て支援新制度が発足するに当たりまして、市町村の条例により定めることとされたものでございます。これらは、国で基準が示されておりますが、長瀬町としては、この国の基準どおりでございまして、町独自の基準は設けておりません。

1ページの目次からごらんいただきたいと思います。第1章から第4章までの章立てになっております。第1章は総則、第2章が特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。第3章が特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。第4章が雑則でございます。

まず、第1章総則、第1条の趣旨でございますが、この条例は、子ども・子育て支援法の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものでございます。

第2条は、この条例における用語の意義を、第1号から2ページの第22号までにわたり定めるものでございます。この中で、2ページの第14号、この条例の題名にもございますが、第14号特定教育・保育施設、法に規定する特定教育・保育施設とは、具体的には幼稚園、保育園及び両方の機能をあわせ持つ認定こども園の施設型保育でございます。

また、第19号で、もう一つの題名にございます特定地域型保育でございますが、これは新たに新設をされるものでございまして、施設型保育より少人数で行う家庭定期保育、小規模保育、事業所内保育、居宅訪問型保育でございます。

第3条は、一般原則でございますが、これらの施策を推進するための事業者等は、法の趣旨にのっとり、子供の健やかな成長に資することを目指し、また地域や関係者と密接な連携に努める等の一般原則を定めるものでございます。

次に、3ページ中段でございますが、第2章、特定教育・保育施設の運営に関する基準でございます。第1節は、利用定員に関する基準でございます。

1枚おめくりをいただきまして、4ページ1行目をごらんください。第2節が、運営に関する基準でございます。運営に関する基準は、第5条から14ページの第34条まで、それぞれ定めるものでございます。

14ページ中段の第3節、特例施設型給付費に関する基準でございますが、第35条で特別利用保育の基準を、次の15ページの第36条に特別利用教育のそれぞれの基準を定めるものでございます。

16ページの第3章、特定地域型保育事業の運営に関する基準でございます。第1節は、利用定員に関する基準、同ページの下段、第2節、運営に関する基準は、第38条から22ページの第50条までをそれぞれ定めるものでございます。

同22ページの下から2行目、第3節、特例地域型保育給付費に関する基準でございますが、次の23ページ第51条で特別利用の基準を、第52条に特定利用の基準をそれぞれ定めるものでございます。

23ページ下段の第4章雑則でございますが、次の24ページをごらんください。附則でございますが、第1項、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2項及び次の25ページ下段の第7項は、特例及び経過措置の規定でございます。

以上簡単でございますが、議案第1号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第1号 長瀬町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第2号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第7、議案第2号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第2号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の提案理由を申し上げます。

児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めたいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 議案第2号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、先ほど町長が申し上げたとおり、児童福祉法の改正に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を定める必要が生じたものでございます。子ども・子育て支援新制度が発足するに当たりまして、市町村の条例により定めることとされたものでございます。これらは、国で基準が示されておりますが、長瀬町としては、この国の基準どおりでございまして、町独自の特別な基準は設けてございません。

1 ページの目次をごらんいただきたいと思っております。第1章から第5章までの章立てになっております。第1章は総則、第2章が家庭的保育事業、第3章が小規模保育事業、第4章が居宅訪問型保育事業、第5章が事業所内保育事業のそれぞれの基準を定めるものでございます。

まず、第1章総則、第1条の趣旨でございまして、この条例は児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものでございます。

この第1条から8ページの第22条までが、第2章以降の各事業の共通する項目を定めるものでございます。

8ページ下段、下から8行目でございまして、第2章は各事業のうち家庭的保育事業に関する基準を定めるものでございまして、第23条から10ページの第27条まででございます。

次に、同10ページの第3章は、小規模保育事業でございます。第1節は、小規模保育事業の区分でございまして、第28条におきまして、小規模保育事業はA型、B型、C型に区分するというものでございます。

次の第2節は、小規模保育事業A型に関する基準でございます。

13ページの下から4行目をお願いいたします。第3節は、小規模保育事業B型に関する基準でございます。

14ページの下から9行目からでございますが、第4節は小規模保育事業C型の基準でございます。

次に、15ページ下から4行目、第4章は、居宅訪問型保育事業でございます。

次に、17ページの2行目からが、第5章は、事業所内保育事業の基準でございます。

次に、22ページの下段、下から2行目の附則でございますが、第1項、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

附則第2号から第5号は、それぞれの経過措置の規定でございます。

以上、簡単でございますが、議案第2号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口君。

○5番（関口雅敬君） ちょっとわからないので教えていただきたいと思っております。

長瀬町家庭保育事業というのは、どういうものなのか。

それと、3ページの7番の家庭的保育事業者等は長瀬町暴力団排除条例第2条に規定する暴力団及び暴力団員並びに暴力団員がその事業活動を支配するものであってはならないという文言がうたっておりますけれども、このチェックの方法を教えていただきたいと思っております。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 関口議員のご質問にお答えをいたします。

家庭的保育事業の関係でございますけれども、この事業につきましては国で保育園等を実施している基

準がございますけれども、今回新たに家庭的保育事業という位置づけがなされまして、長瀬町においては、この周辺なのですけれども、こういう小さな保育園、こういう家庭的な保育事業というものはないわけがございますが、都市部のほうに行きますと、面積基準が足りないだとかということで、どうしても保育の事業をするに当たって、その用地面積、施設面積が確保できないということで、今回新たにこういう基準が設けられて実施に至るといって、こういった基準がなされたということでございます。

それに基づきまして、町のほうでもその基準を設けているわけがございますけれども、今のところ秩父の町村においても、こういった事業を実施するというふうな話自体はちょっと聞いておられないわけございまして、当然長瀬町におきましてこの事業を実施したいというふうな話は聞いておりません。この設置するに当たっての内容的なものはそういった内容でございます。

それと、もう一点の暴力団関係の規則がここにうたわれているということもございますけれども、この基準の中にこういった長瀬町の暴力団排除条例、町にございますが、そういったところがこういう事業に参入してきては困るということもございまして、この基準をこの中に入れさせていただいたということで、秩父郡市の町村で同様な形でこの条例を入れ込んでいるということでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、ちょっと基本的なところで。私も読んでみたのですが、小規模保育事業のA、B、Cの差は、ちょっと人数とかそんなふうな説明をいただきたいというところはあるのかなとは思いますが、よくわからないで、はいはい、いいですと。内容がわからなくて、はい結構ですというのちよっと思しますので、A、B、Cを簡単にわかるように。

あと1点、4ページのところで、家庭保育事業において従事する職員はというふうな健全なということできて、それを9ページにまたうたっているのです。そのところで、町長が認める者であってというふうなことがあるのですが、9ページの24条の2項ですか、家庭的保育者は、町長が行う研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有する町長が認める者であってということなのですが、これは有資格者でなくてもいいということですね。町長がそういう研修をしているからいいよと認めれば。

もう一回言います。9ページのこの24条の2項にそういうふう書いてあるのです、職員について。だから、有資格者ではなくても大丈夫なのかというところをちょっと。そのA、B、Cの基本的な違いと、その職員の資格というところで、わかったら回答をお願いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、小規模保育A型、B型、C型の違いでございますけれども、大きく違うところは、定員が一番大きく違います。A型につきましては、定員は1人以上5人以下、B型については6人以上19人以下、C型については6人以上19人以下で、ただし経過措置があるということでございます。

それと、先ほどの9ページの関係の22条のところでございますけれども、ここのところの22条の2項のところに、家庭的保育者は町長が行う研修ということで文言が書いてありますけれども、これを修了した保育士または保育士と同等以上の知識を有すると町長が認める者であって、他の各号全てに該当する者というところの規定でよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○健康福祉課長（染野真弘君） ここに書いてあるとおりの形になるわけですが、これでいきますと、保育士か保育士同等以上の知識、経験を有するという形になりますと、これを読み解きますと、保育士かそれ以上というふうになってきますと、それ以下の方を職員として充てるのはかなり難しいかなと思うのですが、その辺のところにつきましては、この条例条文を当てはめて考えるに、どこまでを保育士同等以上というふうに取り取るかというのは非常に難しいところがありますので、保育士でなくても大丈夫というふうな記述にはなっていますが、保育士でない方については保育士以上の知識だとかそういうものを有する人ではなくてはだめですというふうなことだというふうに解釈しておりますので、ほとんど保育士のほうが該当になってくるのではないかとこのように思います。よろしいでしょうか。

〔「これ、町長が難しいですね」と言う人あり〕

○健康福祉課長（染野真弘君） この辺のところの解釈を、想定をするのにちょっと難しいところがありますので、こういう回答になってしまうのですが、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 私、これ内容ではないのですが、この条例に関する文章を作成するときに、英語と英数字は、これ半角とか全角とかというのは決まりがあるのでしょうか。というのは、戻ってしまうのですが、先ほどの議案の場合は半角でABCとなっていた部分があるもので、ちょっと細かいのですが、一応確認になります。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

条例につきましては、国の基準が定められておまして、それに基づいて条例を作成させていただきました。町のほう審査を経て条例をここに提出させていただいたわけですが、特にその辺の基準というのは、私はちょっと聞いてはおらないわけですが、ちょっと2つの条例が一遍に出てしまいましたので、この参考にした条例案のところも、ちょっと違うところも参考になっているかと思っておりますので、その辺のところ、作成段階で違う数字を使ってしまったところもあるかと思っております。これが間違いではないとは思いますが、そろえられるところにつきましては、今後そろえていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案につきましては健康福祉課から上程させていただいておりますが、法制執務というか、用字の使い方ということで、ちょっと総務課のほうで説明を申し上げたいと思っております。

基本的に、長瀬町では半角にしろ全角にしろという規定はございませんが、運用といたしまして基本的には全角を使わせていただいております。（1）とかというのはまた別なのですが、確かに先ほどの中で、37条等であったかと記憶しております。基本的には全角ということですが、この辺はご了解いただければありがたいと思っております。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第2号 長瀬町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第3号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第8、議案第3号 長瀬町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第3号 長瀬町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を制定する必要性が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について教育次長の説明を求めます。

○教育次長（若林 実君） それでは、議案第3号 長瀬町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例について説明をさせていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成27年4月1日から施行されることに伴います条例の新規制定でございます。

今回の法律改正では、教育委員会制度の抜本的な改革が行われ、その中の一つに教育委員長と教育長を一本化した新教育長の設置がございます。その新教育長は、具体的な事務執行を行うことを鑑み、常勤とすることと、勤務時間中の職務専念義務が課されることが法律に明記されております。これによりまして、具体的な勤務時間についての規定を置き、これらを特定する必要がございます。

また、改正法に基づく新教育長に年次有給休暇等を付与するため、休暇を付与する日数等の勤務条件につきましても定めておく必要がありますので、この条例を制定させていただくものでございます。

第1条は条例の趣旨を規定し、第2条は勤務時間及びその他の勤務条件を定めるものでございますが、常勤の職員と同じとするために、職員の例によるとしております。

第3条は、勤務時間その他の勤務条件に係る命令及び承認は、教育委員会が行うと規定するものでございます。これは、新教育長の任命権者は町長になりますが、政治的中立性等を確保するため地方公共団体の長とは距離を置くという教育委員会制度の趣旨に基づいて、命令及び承認権者は教育委員会としております。



この条例の施行日でございますが、平成27年4月1日からとなっておりますが、経過措置によりまして現教育長が引き続き在任されますので、任期満了日までは現行制度が継続され、その後新制度に移行することになっております。

説明は以上でございます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第3号 長瀬町教育委員会教育長の勤務時間その他の勤務条件に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第4号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第9、議案第4号 長瀬町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第4号 長瀬町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることに伴い、教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を制定する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、議案第4号 長瀬町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について説明させていただきます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴います条例の新規制定でございますが、現在の教育長は、一般職の職員と同じく地方公務員法の職務専念義務が適用されておりますが、法律改正後の新教育長は、地方公務員法の適用から外れ、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条第5項に定める職務専念義務の規定が適用されます。

したがいまして、新教育長の職務専念義務の免除について規定する場合には、一般職とは根拠法が異なりますので、新たに条例を制定する必要があるわけがございます。

第1条は条例の目的を規定いたしまして、第2条で職務に専念する義務の免除規定を定めるものでございますが、職員と同様の規定となっております。

なお、政治的中立性を確保するため、教育委員会制度の趣旨を鑑みて、承認権者は教育委員会としております。

条例の施行日でございますが、平成27年4月1日からとなっておりますが、経過措置によりまして現教育長が引き続き在職されますので、任期満了日までは現行の制度が継続され、その後新制度に移行することとなっております。

説明は以上でございます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第4号 長瀬町教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第5号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第10、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の提案理由を申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申し上げましたとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、関係条例の所要の改正を行うものでございます。

この条例案につきましては、法律の改正に伴って関係する条例も改正する必要性が生じますことから、町の条例で引用等をしております6つの条例を整備に関する条例としてご提案申し上げたものでございます。

なお、附則の説明の際にも申し上げますが、この条例は、現教育長の任期間は経過措置が適用される規定を定めてございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんください。

最初に第1条の長瀬町議会委員会条例の一部改正でございます。新旧対照表、第17条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改めるものでございます。

次に、第2条の特別職の委員の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正でございますが、別表の教育委員会教育長、月額1万2,100円の項を削るものでございます。

次に、2ページの第3条、証人等の実費弁償に関する条例の一部改正でございますが、第1条の実費弁償を支給する者の範囲に第8号として、「総合教育会議に参加することを求められた関係者又は学識経験者」を加えるものでございます。

次に、第4条、町長及び副町長の諸給与条例の一部改正でございますが、教育長も加えた条例とするため、題名を「町長等の諸給与条例」に改め、第1条では、教育長の文言を加え、第3条では、教育長の給料月額を第3号として規定するものでございます。

また、3ページから4ページの第6条と第6条の2につきましては、期末手当の支給方法等に教育長も加えた規定に改めるものでございます。

次に、5ページの第5条、町長等の給与の特例に関する条例の一部改正でございますが、今までは町長、副町長の条と教育長の条、2つの条で本則が構成されておりましたが、給与条例が1つになりますことから、町長、副町長、教育長を合わせた条例に改めるものでございます。

次に、議案にお戻りいただきたいと思えます。2ページ下段の教育委員会教育長の諸給与に関する条例の廃止でございますが、町長、副町長、教育長の給与の条例を1つの条例にまとめさせていただきますことから、教育長の諸給与に関する条例を廃止するものでございます。

次に、附則の説明を申し上げます。3ページをごらんください。第1項は、施行期日を定めたもので、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項から第6項につきましては経過措置を定めたもので、現制度により現教育長が在職している間は、この整備に関する条例による改正後のそれぞれの条例の規定は適用しないで、改正前の規定が効力を有するものでございます。

以上で議案第5号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） このものだけではない、多分内規に入るのかなと思うのですけれども、教育委員会教育委員長職務代理というふうな文言が今まであったわけですが、教育委員長という名目というのですか、がこの条文の中でなくなったということで、そういう役職というのはないということよろしい

のでしょうか。

以上です。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、ご質問にお答えいたします。

新たな制度になりますと、今までは職務代理者がおりましたけれども、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときという場合、あらかじめ教育委員会で指名する委員がその職務を行うということになっておりますので、教育長の代理ということに新たな制度ではなるわけでございます。職務代理ということではないということでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第6号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第11、議案第6号 長瀬町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第6号 長瀬町行政手続条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

行政手続法の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 議案第6号 長瀬町行政手続条例の一部を改正する条例につきましてご説明いたします。

町長の提案理由の説明にもありましたとおり、行政手続法の一部改正を踏まえ、第三者などが、条例等

に違反する事実を発見した場合に、その是正のための処分または行政指導を求めることができる手続などを整備するものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんください。

最初に、目次でございますが、第4章の2 処分等の求めという、1つの章を加えるものでございます。

次に、第1条第1項は、行政手続法の引用箇所を適切な条に改めるものでございます。

次に、第2条から第28条までの改正は、5ページまでにわたりますが、適切な字句に改めるものでございます。具体的には、「名あて人」の「宛て」の字を漢字に、「かかわる」を漢字に、「剥奪」も漢字にと  
いう文言の字句の改めでございます。

次に、第34条、5ページ下段でございますが、行政指導の方式でございますが、1項追加いたしまして、第2項として行政指導等を行う際に、許認可等に携わる権限を行使できることを示す際には、相手方に根拠条項等を示すことを義務づける事項を追加するものでございます。

次に、第35の次に第35条の2として1条を加えるもので、行政手続法の改正に伴い、法律と同様に法令の要件に適合しない行政指導を受けたと料する者が、その中止等を求める手続を新設するものでございます。

次に、7ページでございます。第4章の2、処分等の求め、第35条の3でございますが、法律と同様に法令に違反する事実がある場合に、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと料するときは、その旨を申し出て、当該処分または行政指導をすることを求めることができる制度を、こちらにも新設するものです。

次に、議案にお戻りいただきたいと思えます。附則でございますが、第1項は、施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

第2項は、長瀬町税条例の一部改正でございますが、今回の長瀬町行政手続条例の改正に伴いまして、引用条文の条が改正されますので、改めるものでございます。

その他、適切な字句に今回改めさせていただくものでございます。

以上が議案第6号の説明でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 長瀬町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。



◎発言の訂正

〔訂正できますか。訂正をちょっと、議長〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 総務課長、訂正事項があるそうです。

○総務課長（福島 勉君） 大変失礼いたしました。

議案第6号、先ほどの施行期日でございます。私が、施行期日を「平成27年4月1日」と申し上げましたが、こちらに書いてあるとおり、この条例は「公布の日から施行する」ということで、よろしくお願いいたします。失礼しました。

---

○議長（野原武夫君） それでは、質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第6号 長瀬町行政手続条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第7号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第12、議案第7号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第7号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

介護保険制度では、財政の均衡を図るため3年間を一つの事業運営期間として設定しており、平成27年度から新たな事業運営期間に入ることに伴い、関係規定を改正したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 議案第7号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

介護保険制度では、財政の均衡を図るため3年間を一つの事業運営期間として設定しておりますが、平成27年度から29年度までの3カ年を第6期介護保険事業計画期間として事業を実施していくこととなります。この計画の策定につきましては、町の健康福祉推進委員会でご協議をいただきまして決定をいただいているところでございます。

今回の条例改正につきましては、所得水準に応じてきめ細かな保険料設定を行うため、保険料の改定と保険料の段階を現行標準6段階から標準9段階に改正させていただくものでございます。

まず最初に、第2条の改正でございますが、お手元に配付してあります参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思っております。

第2条でございますが、第5期計画期間が本年度で終わりますので、次の第6期、平成27年度から29年度までの3カ年に改め、保険料を介護保険施行令に定めている保険料率の算定に関する基準により算定した第1号から第9号の額に改めるものでございます。

保険料について、現行では標準6段階から標準9段階に改正するものでございます。現行の第2条第4号が基準額となりますが、年額5万4,000円、月額4,500円が、改正案では、第2条第5号が基準額となります。年額6万1,200円、月額5,100円となりまして、比較しますと、年7,200円、月額600円の保険料負担増となるものでございます。

議案に戻っていただきたいと思っております。第4条第3項でございますが、第2条の改正に伴いまして、条文の整理をするものでございます。

附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

また、附則の第7条でございますが、介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、総合事業への移行に当たり、多様なサービスなどの充実の受け皿の整備や地域の特性を生かした取り組み等のため、一定の時間をかけて準備していくために、地域支援事業の実施を猶予し、町長が定める日の翌日から行うものとするものでございます。

以上で、議案第7号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） ただいま課長の説明がありましたが、この平成27年4月1日、町長が定める日までの間には行わずというふうなことで猶予期間だと思うのですが、これは特に、またそのときというか、情勢を見て、いつからというのを示すということですか。だから、まだ予定は立っていないという。例えば、2年先、3年先とかそういうのはまだわからないということか、お願いします。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

ご質問の猶予期間のところでございますけれども、これにつきましては、埼玉県のうちでもこの4月から実施するところは数件ございまして、秩父郡市管内で、特に秩父郡の町では、1年を猶予して、今の予定ですと来年の4月1日から施行したいというふうに考えて、そのような予定で進んでるところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番(村田徹也君) 今の件に関してなのですけれども、これは介護費というのも上がっていくというところで、ほかの町村ではというお言葉があったわけですから、ほかの町村並みということを考えなくてもいいのではないかなど。長瀬町としては、介護予防とか日常生活支援事業、総合事業については、何とか、高齢化もあるけれども、町として、まだ1年ともう規定されてしまうと、ああ、上がるのだという感じを持ちますけれども、もう少し高齢者にかどうか、介護について考慮した町政を執行するのだよというふうな考えも示していただいて、ぜひ1年の予定であるということは繰り下げていただきたいと、要望でお願いします。

○議長(野原武夫君) 答弁要りませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(野原武夫君) ほかに質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番(大島瑠美子君) 今の話なのですけれども、はっきりちょっと聞きたいのですけれども、これは平成27年4月1日からではなくて、26年度分を27年度に使うというわけですか。そういうことになるわけ、そうすると。ちょっとあやふやなあれだったので、よく聞きたい。これは、お金のことだからなおのこと。

○議長(野原武夫君) 健康福祉課長。

○健康福祉課長(染野真弘君) 大島議員の質問にお答えさせていただきます。

保険料の関係につきましては、平成27年4月1日から施行になります。

〔「保険料は4月、これ改正しちゃうわけ」と言う人あり〕

○健康福祉課長(染野真弘君) はい。

それで、もう一つの総合支援事業がございますけれども、これにつきましては、今介護保険事業でいろいろと話題になっておりますけれども、要支援、要介護、この辺のところの要支援のところは町の事業に、介護保険から切り離されるというふうな形で動いております。

今回猶予するというふうになっているところは、まさにその要支援のところは主な内容のところになっておりまして、そこのところの介護予防事業の関係になりますのですけれども、そこのところを1年間猶予するという形になりますので、実際にはこの介護予防事業は1年間は介護保険の中でやっていくという形になりますので、今やっている介護予防事業は1年間は変わらないという形になるものでございます。

以上でございます。

○6番(大島瑠美子君) 保険料は、だからこのとおりに上がるのですか、4月1日から。上がるのですね、そうですね。はい、わかりました。難しいこと言われるから、頭こんがらがってしまう。

○議長(野原武夫君) ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(野原武夫君) これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(野原武夫君) ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第7号 長瀬町介護保険条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と言う人あり〕

- 議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。



◎議案第8号の説明、質疑、討論、採決

- 議長（野原武夫君） 日程第13、議案第8号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

- 町長（大澤タキ江君） 議案第8号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

消防団員の処遇改善を図るため消防団員の報酬額を改定したいので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

- 議長（野原武夫君） 議案の内容等について、総務課長の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（福島 勉君） 議案第8号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、町長が申しあげましたとおり、消防団員の処遇改善を図るため、団員の報酬額の改定を行う必要が生じたものでございます。

今回の改正は、交付税単価や近隣自治体の報酬額を参考に団員の年額報酬を増額させていただくものでございます。

それでは、内容についてご説明申し上げます。参考資料の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第12条の報酬でございますが、団員の年額報酬を3万5,000円から4万円に引き上げさせていただきたいものでございます。

なお、団長から班長までの報酬につきましては、交付税単価を上回っていることもございますので、今回は改正を予定しておりません。

議案にお戻りいただきたいと思います。施行日でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で議案第8号の説明とさせていただきます。

- 議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

6番、大島瑠美子君。

- 6番（大島瑠美子君） 今、交付税対象、交付税対象と言いましたけれども、団員で4万円では、交付税対象を上回っているのでしょうか、いないのでしょうか、それをお聞きしたいです。

- 議長（野原武夫君） 総務課長。

- 総務課長（福島 勉君） 大島議員のご質問にお答えいたします。

交付税の単価は各役職ごとに定まっております。団員につきましては3万6,500円という基準がござい

ます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第8号 長瀬町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第9号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第14、議案第9号 長瀬町立学校図書購入基金条例を廃止する条例を議題いたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第9号 長瀬町立学校図書購入基金条例を廃止する条例の提案理由を申し上げます。

平成6年3月制定の長瀬町立学校図書購入基金条例は、当初の目的が達成されたため廃止する必要が生じたので、この案を提出するものでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、教育次長の説明を求めます。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、議案第9号 長瀬町立学校図書購入基金条例を廃止する条例について説明させていただきます。

この条例は、町民の方から第一小学校の図書の購入にと500万円が寄附されたことによりまして、基金として管理し運用するために平成6年3月に制定いたしました。以来、毎年度20万円程度を取り崩し、第一小学校の図書購入事業に充ててまいりましたが、今年度の20万円の取り崩しをもって全て使い切ることになり、当初の目的が達成されますので、長瀬町立学校図書購入基金条例を廃止させていただくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第9号 長瀬町立学校図書購入基金条例を廃止する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時00分

再開 午後4時15分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎議案第10号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第15、議案第10号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第10号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,955万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を36億2,788万円にしようとするものです。

また、繰越明許や地方債の補正を行う必要が生じたので、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、企画財政課長の説明を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、議案第10号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）につきましてご説明を申し上げます。

まず、予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,955万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を36億2,788万円とするも

のでございます。

第2条、第3条につきましては、6、7ページをごらんください。第2表、繰越明許費でございますが、第2款総務費の地方創生事業でございますが、国の地方創生先行型の補助事業で、人口ビジョン策定に係る基礎調査業務の委託料で、年度内に事業を完了することができないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

第6款農林水産業費、農業振興対策事業につきましては、昨年大雪により被災した農業施設の再建が本年度2件完了していないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

第7款商工費の魅力ある観光地づくり推進事業につきましては、国の補助事業であります地域住民生活等緊急支援交付金の地方創生先行型事業として実施予定の観光トイレ、休憩所の設計、工事が年度内に完了することができないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

第7款商工費、プレミアム付商品券支援事業につきましても同様で、消費喚起・生活支援型事業として、プレミアム付商品券発行事業を予定しておりますが、年度内に完了することができないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

第8款土木費、幹線1号線（南桜通り）整備事業で、地権者との境界確認に時間がかかり、用地買収面積の確定に時間を要し、年度内に完了できないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

次に、下の第3表、地方債補正でございますが、事業が確定いたしました道路新設改良事業や魅力あるまちづくり総合整備計画の南桜通り整備事業、蓬莱島公園整備事業、雇用促進住宅野上宿舎解体工事等の入札差金などにより、それぞれ減額の補正をするものでございます。

その結果、合計欄でございますが、補正前の限度額3億1,488万5,000円が、右のページになりますが、補正後は2億7,098万5,000円となり、4,390万円の減額となるものでございます。

続きまして、補正予算の内容につきましてご説明いたします。12、13ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第1款町税、第1項町民税、550万円の増額で、第1目個人町民税は普通徴収の滞納繰り越し分の増額、第2目法人町民税は、第1目個人税では滞納繰越額が50万円の増額となり、第2目法人税につきましては、現年課税分が当初見込みより500万円増額となっております。

第2項固定資産税は、現年課税分は400万円の増額となりますが、滞納繰り越し分が200万円の減額となり、総額では200万円の増加となっております。

第10款地方交付税は、普通交付税146万円が交付決定に伴い、追加交付されるものでございます。

第12款分担金及び負担金、第1目民生費負担金244万2,000円の増額は、保育園保護者負担金の増額分でございます。

第14款の国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金は605万4,000の減額で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金467万円の減額は、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

次のページをごらんください。第5目総務費国庫補助金は4,016万8,000円の増額で、主なものとしまして、地方創生に伴う前倒し事業としての交付金で、消費喚起・生活支援型交付金1,600万円、地方創生先行型交付金2,400万円が増額となっております。

第15款県支出金、第1項県負担金、第2目民生費県負担金は112万円の増額で、それぞれの節とも交付決定に伴うものでございます。

第2項県補助金、第1目民生費県補助金は247万2,000円の減額で、それぞれの事業とも交付決定によるものでございます。

第2目衛生費県補助金は107万円の減額で、これも同じく交付決定によるものでございます。

第3目農林水産業費県補助金は1,628万9,000円の減額で、各節とも事業完了に伴う交付決定によるものでございます。

第6目商工費県補助金は1,000万円の増額で、プレミアム付商品券の発行に伴う県からの補助金でございいます。

第16款財産収入、第1項財産運用収入3万6,000円は、財政調整基金等の運用収入でございいます。

次のページをごらんください。第2項財産売却収入31万1,000円は、本野土地内の廃道敷を売却しました売却収入でございいます。

第17款寄附金、第1項寄附金、第2目総務費寄附金48万9,000円は、ふるさと長瀬応援寄附金で、町外にお住まいの14名の方からご寄附をいただいたものでございいます。

次に、第19款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料、第1目延滞金250万円の増で、町税に係る延滞金が当初見込みより増額となったものでございいます。

第5項雑入、第2目雑入30万4,000円は、自動車税取扱費交付金101万1,000円の収入及び予防給付ケアマネジメント介護報酬の減額でございいます。

次に、第20款町債、第1項町債、第1目土木債は4,390万円の減額で、先ほど第3条関係でご説明しましたとおり、各節とも事業確定による減額でございいます。

第21款繰入金、第1項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金4,144万6,000円の減額は、今回の補正予算では歳出の減額が歳入を上回っているため、財政調整基金へ4,144万6,000円繰り入れを戻すものでございいます。

第3目ふるさと長瀬応援基金繰入金2万円は、当初の予定より2万円増額となったため、基金へ繰り入れるものでございいます。

以上が歳入の補正内容でございいます。

続きまして、歳出の補正内容につきましてご説明いたします。18、19ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費2,484万2,000円の減額は、職員の人事異動等に伴う減額でございいます。

第4目財政調整基金費につきましては、基金利子が入ったため、財源の組み替えを行うものでございいます。

第6目財産管理費は50万6,000円の減額で、庁舎側溝修繕工事が終了したための減額でございいます。

第11目減債基金費につきましても財政調整基金と同様で、基金利子が入ったため、基金に積み立てるものでございいます。

第12目ふるさと長瀬応援基金48万9,000円につきましては、ふるさと納税に係る26年度分の寄附金を基金へ積み立てるものでございいます。

第2項企画費、第1目企画総務費は363万1,000円の増額で、国の補正事業で実施します地方創生先行型の事業の一つとして、第1節報酬は総合戦略の策定のため設置いたします組織の委員報酬、第13節委託料では、人口ビジョンの策定を行うための調査委託料でございいます。

第2項徴税费、第2目賦課徴収費212万4,000円の減額で、システムのクラウド化に伴い、電算委託料が

節減できたことによります減額や、事業完了に伴う減額でございます。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費838万7,000円の減額は、第13節委託料では各種計画策定の事業完了による減額や、次のページをごらんください、第19節負担金補助及び交付金は、臨時福祉等給付金事業の完了に伴う減額でございます。

第2目老人福祉費100万円の減額は、介護職員初任者養成研修受講者がいなかったため、減額するものでございます。

第3目社会保険費2,245万円の増額は、国民健康保険特別会計への繰出金額の決定に伴うものでございます。

第5目介護保険費201万2,000円の減額は、介護保険特別会計への繰出金額の決定に伴う減額でございます。

第2項児童福祉費、第1目児童福祉費317万1,000円の減額は、第13節委託料、保育所運営委託料では、低年齢の中途入所者が多かったための増額や、第20節扶助費では児童手当の減額などによるものでございます。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目環境衛生費60万円の減額は、それぞれの事業とも当初見込みより申請件数が少なかったため、減額するものでございます。

第3項上水道費、第1目上水道費3,237万4,000円の減額は、水道事業の広域化に伴い、高料金対策補助金が不要となったため、減額するものでございます。

第4項公衆衛生費、第1目予防費は355万円の減額で、主にかん検診や予防接種などの受診者が当初見込みより少なかったものが多く、実績によるものでございます。

次のページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費は252万8,000円の減額で、職員の人事異動に伴う減額でございます。

第3目農業振興費1,775万6,000円の減額で、当初見込みより申請件数が少なかったため、減額するものでございます。また、経営体育成条件整備事業補助金1,620万6,000円の減額は、雪害対策で農業施設の再建のための補助金で、当初予定金額より申請額が少なかったため、減額するものでございます。

第2項林業費、第1目林業総務費565万円の減額で、里山・平地林事業の完了に伴い減額するものでございます。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費2,532万5,000円の増額で、秩父地場産センター施設改修に伴う構成市町の補助金や、昨年の大雪被害を受けました中小企業が融資制度を利用した借入金の利子に対する補助をするもので、実績による減額でございます。

プレミアム付商品券支援事業は、政府の地方創生を目的とした交付金を受け、消費喚起及び町内商店の利用促進を図るため実施するものでございます。

第2目観光費2,627万5,000円の増額で、減額部分につきましてはイメージキャラクター製作を取りやめたことによる減額でございます。

次のページをごらんください。第13節委託料及び第15節工事請負費は、地方創生を目的とした国の前倒し交付金を受け、観光トイレを2カ所設置し、長瀨駐在所跡地に休憩所を設置する事業でございます。

第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費12万9,000円の増額は、道路照明灯の電気料に不足が生じたため、増額するものでございます。

第2目道路維持費は48万6,000円の減額で、事業完了に伴う減額でございます。

第3目道路新設改良費は、財源の組み替えを行うものでございます。

第2項河川費、第1目河川総務費205万円の増額は、県が井戸地内で行っております急傾斜地崩落対策工事の一部を町で負担するもので、実績によるものでございます。

第3項住宅費、第1目住宅管理費7万6,000円の増額は、町営住宅の浄化槽等の電気料に不足が生じたため、増額をするものでございます。

第4項都市再生整備計画事業2,093万7,000円の減額は、第1目道路整備費は219万3,000円の減額で、測量設計事業の完了に伴う減額、第2目公園整備は財源の組み替えで、第3目住宅等整備費は1,874万4,000円の減額、これは旧雇用促進住宅野上宿舎の解体に伴う設計委託、解体工事が完了したことによる減額となっております。

第9款消防費、第1項消防費、第2目非常備消防費69万4,000円の減額で、次のページにかけてでございますが、県消防ポンプ操法大会終了に伴います減額でございます。

第4目防災対策費58万7,000円の減額は、昨年2月の大雪で住宅等に被害を受け、改修工事を行った方への補助金で、実績による減額でございます。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費は73万4,000円の減額で、職員の人事異動等に伴う職員手当の減額でございます。

第6項社会教育費、第3目文化財費は55万円の減額で、旧新井家住宅、郷土資料館の管理、清掃業務の見直しを行ったことにより節減が図られたため、減額するものでございます。

第12款公債費、第1項公債費、第2目利子は150万円の減額で、借り入れの利率が当初の見込みより低利で借り入れすることができたため、減額をさせていただくものでございます。

以上で議案第10号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 2点あったのですが、1点どこかへ、急いでやられたのでわからなくなりましたけれども、企画財政課長の説明の中で地域消費喚起・生活支援型というのでプレミアム商品券というのがあるのはわかったのですけれども、もう一個のほうの地方創生先行型ということがありますが、これ場所がわからないから言いようがない、ちょっと説明が違ったのではないかなと。また後で、それでは課長、済みません、場所がちょっとわからなかったのです。

あともう一点なのですけれども、予算書の歳出、19ページの報酬というところで39万1,000円が総合戦略策定委員報酬というふうなことで39万1,000円予算補正されているのですが、まだこれ開かれていないわけですね、委員が。委員をまだ選定できていないというお話なのですが、これ今年度にもうやるということですか。これだけここに予算があるということは。そうでないと非常に忙しい話だと思うのですが、そこのところについてお願いします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

企画総務費の中の総合戦略策定委員の報酬につきましてなのですが、6ページのところで繰越明許費のところ、一番上のところで第2款総務費、企画費で地方創生事業というのが363万1,000円ございますが、この中に人口ビジョンの策定に係る委託料と委員報酬が入っております。ですので、今回お認めいただけ

れば繰り越しをさせていただきますので、新年度に使わせていただくという事業になります。よろしいでしょうか。

○2番（村田徹也君） はい。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第10号 平成26年度長瀬町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第11号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第16、議案第11号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第11号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ134万2,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を9億8,894万4,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第11号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ134万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,894万4,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。8、9ページをごらんください。

最初に、歳入でございますが、第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税につきましては、決算見込み額が出ましたので、それぞれの節につきまして増減するものでございます。



次に、第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金及び第2目高額医療費共同事業負担金は、負担決定に伴い、それぞれ増減するものでございます。

次に、第5款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金は普通調整交付金を増額するものでございます。

次に、第6款第1項第1目療養給付費交付金でございますが、社会保険診療報酬支払基金から退職被保険者分の保険給付に要する費用に充てるため交付されるものですが、給付実績等がふえ、当初予算額に比べ交付額が増額となるものでございます。

次に、第7款第1項第1目前期高齢者交付金でございますが、交付金額の決定により減額となるものでございます。これは、前期高齢者の保険給付費に係る財政調整制度における交付金で、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、前々年度において保険給付費等の実績が少なかったため、その精算に伴い交付額が減額となったものでございます。

次に、第8款県支出金でございますが、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金でございますが、1件80万円を超える高額な医療費に対応するため、国保連合会で実施する高額医療費共同事業拠出金を拠出しておりますが、その財源として県から交付されるもので、実績に基づき減額するものでございます。

次に、第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金で、県から交付されるもので、普通調整交付金の決定に伴い増額するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、10、11ページをごらんください。第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金及び第2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、国民健康保険団体連合会から交付されるものでございますが、交付額の決定に伴い、それぞれ増額するものでございます。

次に、第11款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございますが、繰り入れ額の決定に伴い、それぞれ増減するものでございます。

次の第2項第1目支払基金繰入金でございますが、保険給付費の増額が見込まれ、その不足額に充てるため繰り入れるものでございます。

次に、第13款諸収入、第1項延滞金及び過料、第1目一般保険者延滞金につきましては、実績に基づき増額するものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。12、13ページをごらんください。

歳出でございますが、第2款保険給付費、第1項療養諸費、第1目一般被保険者療養給付費でございますが、給付額の増加が見込まれるため、増額するものでございます。

次の第2目退職被保険者療養給付費及び第2目退職被保険者高額療養費でございますが、給付額の減少が見込まれるため減額するものでございます。

次に、第3款第1項後期高齢者支援金等、第1目後期高齢者支援金及び第6款第1項第1目介護納付金につきましては、療養給付費負担金の交付額決定により、予算額の増減はなく、財源の組み替えを行うものでございます。

次に、第7款第1項共同事業拠出金、第1目高額医療費拠出金、第3目保険財政共同安定化事業拠出金でございますが、共同事業拠出金の決定に伴い減額するものでございます。

以上で議案第11号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第11号 平成26年度長瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第12号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第17、議案第12号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第12号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,614万円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を7億1,331万3,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 議案第12号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条にありますように、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,614万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,331万3,000円とするものでございます。

内容については、補正予算書、8、9ページをごらんください。

歳入ですが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料は、計の欄になります。補正後の額が1億3,311万3,000円となり、理由としましては、被保険者の所得段階の変更や65歳到達者など予定より多かつたため、増額を行うものでございます。

次に、第3款国庫支出金、補正後の額が1億6,227万1,000円、第4款支払基金交付金、補正後の額が1億8,518万6,000円、第5款県支出金、補正後の額が1億1,974万4,000円で、それぞれ減額になりますが、国、

県、社会保険診療報酬支払基金からの負担金、交付金などの交付決定に伴い、それぞれの金額を調整するものです。

次に、第6款財産収入、第1目利子及び配当金は、補正後の額が2万2,000円となり、介護保険給付費支払基金利子が減少したことによるものです。

次に、第7款繰入金、第1項一般会計繰入金ですが、補正後の額が9,474万7,000円となり、認定調査事務に係る事業費や介護給付費に係る町負担分について、それぞれ繰入額を調整するものです。

第2項基金繰入金は、補正前の額が2,031万1,000円、補正後の額が1,000円で、保険料、その他の補助金等の費用で賄うことができるようになったため、基金からの繰り入れを減額するものです。

ページをめぐっていただきまして、12、13ページをごらんください。

続いて、歳出についてご説明いたします。第1款総務費、第1目総務管理費、第1号一般管理費の補正後の額は338万5,000円で、増額理由は介護保険制度改正に伴うシステム改修に係る費用でございます。

第2款保険給付費については、補正後の額6億5,868万1,000円となり、保険給付費の目欄に示されているそれぞれのサービスの見込み額がほぼ確定してまいりましたので、それに合わせて調整するものです。

次に、16、17ページをごらんください。第5款基金積立金、第1目介護保険給付費支払基金積立金は、補正後の額159万6,000円でございますが、歳入の支払基金交付金等の減少により、基金積立金の積立額を減額するものでございます。

以上で議案第12号の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第12号 平成26年度長瀬町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第13号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第18、議案第13号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第13号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ322万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出の総額を8,866万6,000円にしたいため、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について、町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第13号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

補正予算書の1ページをごらんください。第1条、歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ322万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,866万6,000円とするものでございます。

補正予算の内容につきましては、説明書によりご説明申し上げます。6、7ページをごらんください。

最初に、歳入でございますが、第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料、第1節現年度分につきましては、特別徴収保険料305万4,000円、普通徴収保険料16万7,000円をそれぞれ減額するものでございます。

次に、歳出の補正内容についてご説明いたします。歳出でございますが、第2款第1項第1目後期高齢者医療広域連合納付金につきまして322万1,000円を減額し、8,569万7,000円とするものでございます。

以上で議案第13号の補正予算案の説明とさせていただきます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第13号 平成26年度長瀬町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。



### ◎延会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。  
よって、本日これで延会とすることに可決されました。



◎次会日程の報告

○議長（野原武夫君） 次の日程をご報告いたします。  
明日11日は、午前9時から本会議を開きますので、定刻までに会議場へご参集くださいますようお願い申し上げます。  
なお、議事日程は開議時刻までに印刷してご配付いたしますので、ご了承ください。



◎延会の宣告

○議長（野原武夫君） 以上をもちまして、本日の会議は終了いたしました。  
本日は、これをもって延会いたします。  
大変ご苦労さまでした。

延会 午後4時58分

## 平成27年第1回長瀬町議会定例会 第2日

平成27年3月11日（水曜日）

### 議事日程（第2号）

#### 1、開 議

1、議案等の説明のため出席した者の紹介

1、議事日程の報告

1、議案第14号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第15号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第16号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第17号の説明、質疑、討論、採決

1、議案第18号の説明、採決

1、議案第19号の説明、採決

1、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

1、閉会について

1、町長挨拶

1、閉 会

午前9時開議

出席議員（9名）

1番	岩	田	務	君	2番	村	田	徹	也	君		
3番	板	谷	定	美	君	4番	野	口	健	二	君	
5番	関	口	雅	敬	君	6番	大	島	瑠	美	子	君
7番	齊	藤		實	君	8番	野	原	武	夫	君	
9番	新	井	利	朗	君							

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	大	澤	夕	キ	江	君	副町長	平		健	司	君
教育長	宮	原	利	定	君		会計 管理 者	大	澤	彰	一	君
総務課長	福	島		勉	君		企画 財政 課長	齊	藤	英	夫	君
税務課長	林		宜	子	君		町民 課長	野	原	寿	彦	君
健康福祉 課長	染	野	真	弘	君		産業 観光 課長	中	畝	健	一	君
建設課長	横	山	和	弘	君		教育 次長	若	林		実	君

事務局職員出席者

事務局長	青	木	正	剛	書記	枿	原	秀	樹
------	---	---	---	---	----	---	---	---	---

◎開議の宣告

(午前9時)

○議長(野原武夫君) 皆さん、おはようございます。

前日に引き続きましてご出席をいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は9名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



◎議案等の説明のため出席した者の紹介

○議長(野原武夫君) 本日の会議に地方自治法第121条の規定により提出議案等の説明のため出席を求め、出席された関係者は、参与席にご着席の方々でございます。



◎議事日程の報告

○議長(野原武夫君) 本日の議事日程をご報告いたします。

本日の議事日程は、印刷の上、既にお手元に配付してあるとおりでございます。これに従って議事を進めてまいりますので、ご了承いただくとともに、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

上着の着脱は、ご自由に願います。

それでは、日程に従って議事に入ります。



◎議案第14号の説明、質疑、討論、採決

○議長(野原武夫君) 日程第1、議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長(大澤タキ江君) 皆さん、おはようございます。本日もよろしくお願いたします。

それでは、議案第14号の提案理由を申し上げさせていただきます。

議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計予算「歳入歳出予算」「債務負担行為」「地方債」「一時借入金」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものです。

総額は、歳入歳出予算それぞれ32億5,655万8,000円となり、前年度予算と比較し513万5,000円、0.2%の減となっております。よろしくご審議のほどお願いたします。

○議長(野原武夫君) 議案の内容等について各課長、教育次長の説明を求めます。

初めに企画財政課長、お願いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長(齊藤英夫君) おはようございます。



それでは、議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計予算につきましてご説明いたします。

まず初めに、こちらの白いほう、大きいほうの平成27年度長瀬町一般会計、特別会計予算書の1ページをごらんいただきたいと思います。

第1条の規定でございますが、歳入歳出予算といたしまして予算の総額を歳入歳出それぞれ32億5,655万8,000円を計上いたしました。

第2条の債務負担行為、第3条の地方債の説明の前に、第4条の一時借入金でございますが、借入金の最高額を定めるもので、1億5,000万円とさせていただくものでございます。

それでは、6、7ページをごらんいただきたいと思います。6ページの第2表、債務負担行為につきましては、表の左にありますように農業近代化資金利子補助は、平成27年度融資分を平成28年度から平成42年度まで限度額80万円で、また中小企業経営対策資金利子補助は、平成26年度融資分を平成28年度から平成36年度まで限度額334万1,000円について設定するものがございます。

7ページの第3表、地方債につきましては、表の左の記載の目的ごとにそれぞれ限度額の欄の金額を起債するもので、庁用自動車整備事業290万円、定住促進対策事業1,970万円、農道整備事業600万円、観光施設整備事業2,420万円、道路新設改良事業5,830万円、社会資本整備総合事業2,060万円、それと実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債1億4,000万円の借り入れを合わせて、2億7,170万円を予定しております。

続きまして、130ページをお開きいただきたいと思います。地方債に関する調書でございますが、表の一番下の合計欄でございますが、左から平成25年度末現在高32億2,675万3,000円で、平成26年度末現在高見込み額が32億1,928万2,000円となっております。平成27年度中の起債見込み額が先ほどご説明しました2億7,170万円で、平成27年度中の元金償還見込み額が2億9,959万2,000円でございます。その結果、平成27年度末現在高見込み額は31億9,139万円となり、平成26年度に比べ2,789万2,000円の減となる見込みでございます。

なお、3の減税補填債、4の臨時税収補填債、5の臨時財政対策債につきましては、普通交付税の基準財政需要額にその元利償還金が全額算入される地方債でございます。

また、1の普通債の中の(7)辺地対策債や2の災害復旧債などの元利償還につきましても、一部普通交付税の基準財政需要額に算入される地方債となっております。

それでは、続きまして、資料としてお配りしておりますこちらの平成27年度当初予算の概要をごらんいただきたいと思います。

それでは、1ページの予算規模でございますが、一般会計は平成26年度に比べ513万5,000円の減額で、0.2%の減少となっております。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の各特別会計を合わせた4会計の合計は50億7,735万9,000円で、平成26年度と比べ1億296万円の増額で、2.1%の増額となっております。

次に、2ページをごらんください。一般会計の歳入につきましてご説明申し上げます。

まず、1、町税でございますが、平成27年度は8億3,036万5,000円で、町民税や軽自動車税は増額となるものの固定資産税が減額となり、前年比875万2,000円の減額で、1.0%の減少となっております。

次に、2番目の地方譲与税から11番目の交通安全対策特別交付金までは、平成26年度の実績見込みや平成27年度の事業規模などから見込まれる額を計上したものでございます。なお、6番目の地方消費税交付金につきましては、消費税増税に伴い増額で見込ませていただきました。

次に、12番目の分担金及び負担金は、保育園保護者負担金の増額等により、前年比220万円の増額で、3.8%の増加となっております。

次に、13番目の使用料及び手数料は、町営住宅使用料や社会教育施設使用料、戸籍住民基本台帳手数料などで、前年比207万円の増額で、8.1%の増加となっております。

次に、14番目の国庫支出金につきましては、障害者自立支援給付費国庫負担金、保育所運営費国庫負担金、児童手当事業国庫交付金、社会福祉資本整備総合交付金などで、前年比321万8,000円の増額で、1.1%の増加となっております。

次に、15番目の県支出金につきましては、再生可能エネルギー導入推進基金事業補助金や県知事選挙委託金、国勢調査交付金などが新たに加わり、前年比897万5,000円の増額で、4.8%の増加となっております。

次に、少し飛びまして19番目、諸収入でございますが、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金などが新たに加わり、前年比322万6,000円の増額で、10.3%の増加となっております。

20番目の町債でございますが、庁用自動車整備事業や観光施設整備事業、道路新設改良事業、社会資本整備総合事業などに充てる起債と、実質的な地方交付税の代替財源であります臨時財政対策債の借入れを合わせ2億7,170万円で、前年比5,450万円の減額で、16.7%の減少となっております。

次に、21番目の繰入金でございますが、歳出額との不足額に充てるための財政調整基金繰入金の額を増加したことなどにより、前年比419万9,000円の増額で、1.3%の増加となっております。

以上が歳入の概要でございます。

次に、歳出の概要につきましてご説明申し上げます。4、5ページをお開きください。

まず、最初に4ページ、目的別の歳出でございますが、1番目の議会費は、昨年度は1名の欠員となっておりますが、本年度は定数を計上しておりますので、平成26年度に比べ516万8,000円の増額で、12.4%の増加となっております。

2番目の総務費につきましては、役場庁舎へ太陽光発電システムの設置や各種選挙などの選挙費、魅力あるまちづくり総合整備計画の推進を企画財政課で調整するため新規事業の事業費の増額があり8億3,144万8,000円で、前年比1億102万2,000円の増額で、13.8%の増加となっております。

3番目の民生費につきましては、高齢者障がい者いきいきセンター指定管理委託料、児童保育事業や福祉関係の計画策定委託等がありますが、臨時福祉給付金等の減額により8億2,047万8,000円で、前年比637万3,000円の減額で、0.8%の減少となっております。

4番目の衛生費でございますが、秩父広域市町村圏組合の火葬場建設負担金の増額はありますが、皆野・長瀬上下水道組合の上水道事業の減額などにより4億6,951万7,000円で、前年比1,213万7,000円の減額で、2.5%の減少となっております。

6番目の農林水産業費につきましては、新規事業としまして農道整備事業はございますが、里山・平地林再生事業の減額などにより3,562万7,000円で、前年比2,575万2,000円の減額、42%の減少となっております。

7番目の商工費につきましては、蓬莱島公園整備の工事に伴う増額で9,153万5,000円、前年比5,856万1,000円の増額で、177.6%の増加となっております。

8番目の土木費につきましては、幹線1号線（南桜通り）改良工事や橋梁点検業務委託、道路新設改良事業等は実施するものの、雇用促進住宅野上宿舎の解体工事が終了したことや、蓬莱島公園が産業観光課

に移ったことにより1億8,410万3,000円で、前年比1億5,441万7,000円の減額で、45.6%の減少となっております。

9番目の消防費につきましては、地域防災計画の改定などがあり1億5,746万7,000円で、前年比34万3,000円の増額、0.2%の増額となっております。

10番目の教育費でございますが、職員の給与や教科書の改訂等による指導図書等の購入や社会科副読本の増額、旧新井家住宅改修工事などにより2億8,265万8,000円で、前年比1,110万3,000円の増額、4.1%の増額となっております。

12番目の公債費は3億1,165万6,000円で、前年比1,787万6,000円の増額で、5.7%の増加となっております。

次に、5ページの性質別歳出の表をごらんいただきたいと思っております。こちらにも主なものにつきまして概要をご説明いたします。

1番目の人件費につきましては、議員報酬、職員給与や退職手当等負担金の増額などにより7億3,700万8,000円で、前年比887万5,000円の増額で、1.2%の増加となっております。

次に、2番目の物件費につきましては、固定資産税評価がえ事業や福祉計画等の減額により4億1,829万1,000円となり、前年比1,788万9,000円の減額で、4.1%の減少となっております。

3番目の維持補修費につきましては、旧新井家住宅改修工事等の増額はありますが、町営住宅、庁舎、消防施設、公民館などの施設修繕はほぼ昨年並みに計上させていただき2,655万8,000円となり、前年比145万円の増額で、5.8%の増加となっております。

4番目の扶助費につきましては、障害者自立支援給付事業や児童保育事業等の増額により4億2,683万8,000円で、前年比1,651万6,000円の増額、4.0%の増加となっております。

5番目の補助費につきましては、ちちぶ定住自立圏（包括支援分）の負担金や秩父広域市町村圏組合火葬場建設の負担金の増額はありますが、臨時福祉給付金や一部事務組合皆野・長瀬上下水道組合の高料金対策補助金等の減額などにより7億9,769万1,000円となり、前年比3,123万3,000円の減額で、3.8%の減少となっております。

次に、6番目の普通建設事業につきましては、庁舎への太陽光発電施設の設置や長瀬地区公園整備事業はありますが、旧雇用促進住宅野上宿舍解体工事等が終了したことにより3億285万8,000円で、前年比415万5,000円の減額、1.4%の減少となっております。

次に、8番目の公債費につきましては3億3,165万5,000円で、前年比1,787万6,000円の増額、5.7%の増加となっております。

11番目の貸付金は408万円で、平成26年度と同額となっております。

12番目の繰出金につきましては、特別会計繰出金などの増額により2億607万3,000円で、前年比342万5,000円の増額で、1.7%の増加となっております。

以上が平成27年度一般会計予算の概要でございます。

それでは次に、担当課からの主要事業の主なものにつきまして、またこちらの予算書に戻っていただきましてご説明いたします。

最初に、私から企画財政課関係で所管している主なものにつきましてご説明いたします。

まず、36、37ページをお開きいただきたいと思っております。36、37ページです。下のほうでございますが、第1款総務費、第2目広報広聴費251万6,000円につきましては、「広報ながとろ」の発行に係る費用で、

広報紙発行事務委託料などでございます。

次のページをお開きください。一番上ですが、第4目財政調整基金費50万円でございますが、財政調整基金の設置管理及び処分に関する条例第2条の規定による第25節への積立金でございます。

次に、第6目財産管理費5,165万4,000円は、庁舎の維持管理、物品の管理の経費で、前年度に比べ2,490万3,000円の増加となっております。そのうち第11節の需用費では、庁舎の光熱水費や施設修繕、第13節では庁舎の維持管理のための委託料などで、法定点検で義務づけられているものや専門資格者でないとできない事業の費用でございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。第15節工事請負費で、庁舎に太陽光発電施設設置工事を全額県の補助金で実施する事業でございます。また、氷蓄熱ユニット操作盤内基盤交換工事、空気調和機の整備事業につきましては、いずれも機器のふぐあいを改善するための工事を計上しております。

次に、ちょっと飛びまして42、43ページをごらんいただきたいと思います。第2項企画費、第1目企画総務費1億2,680万9,000円で、住民、税務、財務の基幹系システムの管理を行う費用や、L G W A Nなどの内部情報系システムの管理費用のほか、魅力あるまちづくり整備計画事業の推進のための事業や企画業務で行う上での事務経費を計上させていただいております。

具体的には第13節、次のページになりますが、基幹系、情報系それぞれのシステムの端末機の保守委託料や、新規事業といたしまして、第4次総合振興計画が平成28年度で終了しますので、第5次総合振興計画を策定するための委託事業、また魅力あるまちづくり総合整備計画の進行管理を企画財政課で行っておりますので、長瀬地区公園整備測量設計業務委託や、公有財産であります旧消防長瀬分署跡地の売却を計画しておりますので、その土地の鑑定業務委託、公共施設等総合管理計画策定業務委託では、町が所有する公有施設の状況を把握し、将来の見通しを分析した上で、統廃合を含む管理の方向を定める計画の委託料を計上させていただいております。

第14節使用料及び賃借料は、基幹系、情報系それぞれのシステムのソフトウェア等の使用料のリース料でございます。新規事業といたしまして、口座振替取りまとめサービス利用料でございますが、公共料金等の支払い事務の効率化や経費節減のために行う事業でございます。

第17節公有財産購入費5,753万3,000円は、魅力あるまちづくり総合整備事業の一つであります長瀬地区公園整備を行う用地購入費等でございます。

第19節負担金補助及び交付金では、ちちぶ定住自立圏の包括支援分としましての負担金や定住促進対策住宅取得奨励補助金などの経費でございます。

少し飛びまして52、53ページをお開きください。第6項統計調査費、第2目人口統計調査費392万8,000円は、平成27年度に予定されております国勢調査等に係る費用でございます。

また、少し飛びまして118、119ページをごらんください。第12款公債費、第1項公債費3億1,378万円でございますが、町債の元金及び利子の償還用の費用でございます。

以上が平成27年度予算の概要と企画財政課の主な事業の予算内容でございます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、総務課長をお願いいたします。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） それでは、総務課で所管している主なものにつきましてご説明いたします。

予算書の34、35ページをお開きください。次のページにもわたりますが、第2款総務費、第1項総務管

理費、第1目一般管理費は、27年度予算額5億7,950万6,000円でございます。主な内容でございますが、町長、副町長の給与と教育委員会、農業委員会、特別会計で支弁する職員を除く職員の給与として第2節の給料、第3節の職員手当と第4節の共済費、公用車の管理経費や購入経費として第11節の需用費の燃料費や修繕費、第12節の車の点検、車検費用の手数料や自動車保険料、次のページになりますが、第13節の委託料は762万9,000円で、経常的な委託業務のほか、新規事業として給与システム改修業務委託料75万6,000円、これは職員の年金制度が一元化されることに伴い、総報酬制に変わることからシステム改修を行うものでございます。

人事評価制度導入支援業務委託料は34万6,000円で、地方公務員法の改正により、平成28年4月から職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力、上げた業績を把握した上で行われる人事評価制度の導入に当たって、専門家への委託業務、例規作成支援委託事業は442万8,000円で、行政不服審査法改正関連例規作成支援委託及びマイナンバー法の施行に伴う関係例規整備支援を行うものでございます。

第18節の備品購入費のうち自動車購入費として439万5,000円を計上してございますが、乗用車1台と軽貨物車1台分の費用でございます。なお、乗用車につきましては、環境への配慮や蓄電機能も備えた自動車の購入を予定しております。

第19節の負担金補助及び交付金は、特別職、一般職の退職手当負担金、秩父広域市町村圏組合の一般管理分の負担金などのほか、行政事務を執行する上でのもろもろの経費でございます。

なお、議会議員や一般会計分の特別職、一般職の給与等につきましては、給与費明細書として法令に基づいた様式といたしまして、予算書の122ページから128ページにかけて記載してございます。

国民健康保険特別会計、介護保険特別会計につきましても、各予算説明書の後ろのほうに記載しております。

40、41ページをお開きください。第8目交通安全対策費は、27年度予算額162万7,000円で、交通指導員の活動経費として報酬や費用弁償、第11節需用費と第18節備品購入費の被服費は、交通指導員へ貸与いたします活動服などの購入費用で、そのほか交通安全啓発活動に要する費用や交通関係団体へ対する補助金などでございます。

第9目自治振興対策費は、27年度予算額327万9,000円で、第11節需用費の光熱水費は防犯灯の電気料、第12節の手数料と第15節の防犯灯の設置工事は、防犯灯新設、移設要望に対応するための新設、移設経費、第19節負担金補助及び交付金は、コミュニティ協議会への補助金や行政区の地域振興対策事業に対する補助金を計上しております。

42、43ページでございますが、第10目諸費は、27年度予算額823万円で、区長会事業として各行政区の正副区長への報酬や、第12節役務費の回覧配布手数料のほか、町民を対象とした無料法律相談の弁護士への法律相談委託料、また新規として実施する地域人権啓発活動活性化事業委託料、なおこの事業は各市町村が持ち回りで法務省から委託を受けて実施するもので、人権啓発講演会などを予定しております。そのほか各種構成団体、協議会への負担金などの費用でございます。

少し飛びますが、48、49ページをごらんください。第5項選挙費、第1目選挙管理委員会費は、27年度予算額69万3,000円で、通常選挙管理委員会の管理経費で選挙管理委員報酬や選挙関係の図書、法規追録代、選挙人名簿管理のための電算処理委託料や選挙システムソフトレンタル料などでございます。

50、51ページにかけてでございますが、第2項県知事選挙費は、27年度予算額700万7,000円で、平成27年8月30日任期満了の埼玉県知事選挙執行に係る経費、第3項県議会議員選挙費は、27年度予算額328万

9,000円で、4月3日告示、4月12日投開票の埼玉県議会議員一般選挙の執行経費、52、53ページにかけてでございますが、第4目町議会議員選挙費は、27年度予算額534万2,000円で、4月21日告示、4月26日投開票の長瀬町議会議員一般選挙の執行経費でございます。

ページを飛んでいただきたいと思います。92、93ページをお開きください。第9款消防費、第1項消防費、第1目常備消防費、第19節負担金補助及び交付金は、27年度予算額1億2,177万9,000円でございますが、秩父広域市町村圏組合の常備消防への負担金と秩父消防署北分署の土地に係る皆野町への負担金でございます。

次に、第2目非常備消防費は、27年度予算額1,445万7,000円で、26年度と比べ666万円の減額となっておりますが、常備消防の消防救急無線機のデジタル化に伴う受令機の整備の備品購入費の減や県消防協会消防ポンプ操法大会出場経費の減などによるものでございます。

主な内容でございますが、消防団の円滑な運営を図るための費用で、第1節は消防団員への報酬、第8節は退職団員への報償金や消防特別点検時の記念品代、第9節は消防防災活動等に対する消防団員への費用弁償、第11節は団員へ支給、貸与する消耗品や消防防災活動で使用する消耗品、消防車の燃料代、消防車やポンプの修理代など、第12節は消防車両の点検、車検代や保険料、第18節の備品購入費は、消防資機材や団員の制服の費用で、第19節の負担金補助及び交付金は、退職団員への報償金支払いのための負担金、構成団体への負担金のほか、消防団運営のための交付金でございます。

次に、第3目消防施設費は、27年度予算額205万2,000円で、消防詰所、消防コミュニティセンターや防火水槽など消防施設の維持管理を行うもので、第11節の需要費は施設の光熱水費や修繕費で、第19節の負担金補助及び交付金は消火栓187基の維持管理費用としての負担金でございます。

次に、第4目防災対策費は、27年度予算額1,917万9,000円で、26年度と比べ568万6,000円の増額となっておりますが、地域防災計画改定業務や避難行動要支援者名簿作成システム購入などによるものでございます。

主な内容でございますが、第11節の需用費は飲料水や食料、その他必要な災害備蓄品を購入するための費用や、新規として災害時対応用の活動服の整備、消防防災無線維持管理事業として防災行政無線子局の電気料、第12節の役務費の通信運搬費は防災行政無線などの通信費でございます。

第13節の委託料は町の防災行政無線施設保守点検委託料や、新規として5年に1度、免許更新が必要となります消防団幹部等へ貸与してある移動系の防災行政無線の再免許更新委託料、さらに新規といたしまして、災害から町民の生命、身体、財産を守るための地域防災計画の改訂業務の委託料でございます。地域防災計画につきましては、平成20年3月に策定いたしました、その後の関係法令の改正、国・県の計画の見直し、基礎となるデータの更新などが行われ、整合性を図る必要があること、また大雪対策などの項目を盛り込んだ計画とする必要が生じたため、見直し、改訂をさせていただきたいものでございます。

第18節の備品購入費は、防災関係機関や地域住民が要支援者の救助活動が速やかに行えるようデータベース化した避難行動要支援者名簿を作成するため、避難行動要支援者名簿の作成システムを購入するもので、全額県の補助金を活用する予定でございます。

第19節負担金補助及び交付金は、自主防災組織の活動や資機材整備に対する補助金、被災者生活再建支援法を補完するための制度であります埼玉県・市町村被災者安心支援制度負担金などでございます。

以上が平成27年度当初予算の総務課の主なものでございます。

○議長（野原武夫君） 次に、税務課長をお願いいたします。

○税務課長（林 宜子君） 続きまして、税務課関係につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入の町税についてご説明申し上げます。当初予算書の12、13ページをごらんいただきたいと存じます。

第1款町税、第1項町民税、第1目個人町民税でございますが、3億2,959万8,000円で、前年度と比較いたしまして176万3,000円、0.5%の増額となっております。個人町民税の平成26年度の給与所得の増加が見込まれますことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2目の法人町民税でございますが、3,526万3,000円で、前年度と比較いたしまして494万5,000円、16.3%の増額となっております。法人町民税につきましては、近年の経済情勢を鑑み、町内の一部企業におきまして業績が回復傾向にありますことから、増額で見込ませていただきました。

次に、第2項固定資産税、第1目固定資産税でございますが、4億565万8,000円で、前年度と比較いたしまして1,467万3,000円、3.5%の減額となっております。平成27年度は評価がえの基準年度に当たりまして、土地につきましては、依然として地価が下落傾向にありますことから、2.4%の減額を見込ませていただきました。家屋につきましては、評価がえに伴う在来家屋の減価償却によりまして、5.2%の減額を見込ませていただきました。償却資産につきましては、設備投資が見込めないことや既存償却の減価償却分を考慮いたしまして、1.9%の減額を見込ませていただきました。

次に、第2目国有資産等所在市町村交納付金でございますが、前年度と同額の106万4,000円を見込ませていただきました。

次に、第3項軽自動車税、第1目軽自動車税でございますが、1,984万5,000円で、前年度と比較いたしまして121万3,000円、6.5%の増額を見込ませていただきました。これは、平成26年度の税制改正に伴う税率の引き上げや軽乗用車の需要が伸びておりますことを考慮いたしまして、増額を見込ませていただきました。

次に、14、15ページをごらんいただきたいと存じます。第4項たばこ税、第1目たばこ税でございますが、4,000万円で、前年度と比較いたしまして200万円、4.8%の減額を見込ませていただきました。これは、需要の減少に伴い減収傾向にありますことを考慮いたしまして、減額を見込ませていただきました。

第5項鉱産税、第1目鉱産税でございますが、1,000円の予算存置でございます。

恐縮でございますが、12、13ページにお戻りいただきまして、一番上の欄をごらんいただきたいと存じます。町税の合計でございますが、8億3,036万5,000円で、前年度と比較いたしまして875万2,000円、1.0%の減額を見込ませていただきました。

次に、歳出関係の主なものにつきましてご説明申し上げます。44、45ページの下段をごらんいただきたいと存じます。

第3項徴税費、第1目税務総務費316万4,000円でございますが、税務事務の管理的業務のほか町税等徴収嘱託員の設置のための報酬や社会保険料、固定資産評価審査委員会の設置に伴う報酬、各種協議会への負担金等の税務総務事業の経費でございます。

次に、46、47ページをごらんいただきたいと存じます。第2目賦課徴収費2,031万3,000円でございますが、町税の適正、公平な課税と徴収を行い、自主財源の確保を図るための賦課徴収事業の経費でございます。

第11節需用費は参考図書代などの消耗品、第12節役務費は口座振替手数料、コンビニ収納取り扱い手数料でございます。

第13節委託料は電算業務委託料や、依然として地価の下落傾向が続いておりますことから、適正な時価を算定するための時点修正鑑定評価業務委託料、平成27年度が3年に1度の固定資産税の評価がえの年でありますことから、固定資産税の地番図、家屋図修正を行うための基礎資料作成業務委託料、納税推進コールセンター設置事業委託料でございます。

第14節使用料及び賃借料は、納税環境の充実を図るためのコンビニ収納事業に係りますコンビニ収納ソフトウェア利用料、国税連携の地方税電子申告関係サービス利用料等でございます。

以上で税務課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、町民課長にお願いいたします。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 続きまして、町民課関係の所管事業のうち主なものにつきまして、平成27年度予算説明書に基づき説明申し上げます。

初めに、予算書説明書の46、47ページをごらんください。住民担当の業務で第2款総務費、第4項第1目の戸籍住民基本台帳費、予算額1,133万3,000円でございますが、戸籍住民基本台帳業務等を行うために必要な経費としてOA機器の保守委託や借り上げ料、ソフトウェアの使用料などに要する費用でございます。

1枚めくって48、49ページをごらんください。第18節の備品購入費でございますが、住基ネットタッチパネル装置の初期導入費及び第13節委託料の一番下にタッチパネル保守費を計上してございます。これは、マイナンバー制度が実施段階に入り、27年10月からマイナンバーの付番通知事務が始まることに伴い、28年1月よりマイナンバーの利用、マイナンバーカードの交付事務が開始されることに伴い、機器の導入及び保守点検を行う経費を計上してございます。

次に、60、61ページをごらんください。給付関係で第3款民生費、第2項社会福祉費、第3目の社会保険費、予算額1億353万6,000円でございますが、経済的、精神的負担の軽減を図ることを目的とし、重度に障害のある方に対しまして医療費の一部負担金分を助成する重度心身障害者医療給付や、ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するひとり親家庭医療給付の助成、さらに国民健康保険事業に要する経費について国民健康保険特別会計に繰り出しを行うものでございます。特別会計への繰り出しは、保険基盤安定繰出金、職員給与費を含みます事務費繰出金、出産育児一時金繰出金、財政安定化支援事業繰出金、財源化医療費繰出金となっております。

次に、第4目の老人保健費で、予算額1億768万1,000円でございますが、主なものは後期高齢者医療事業に対してのもので、被保険者証の郵送経費、上欄から健康診査の経費、埼玉県後期高齢者医療広域連合への共通経費や医療費の法定分の負担金、なお第13節の委託料審査支払基金事務委託料及び第19節負担金補助及び交付金の老人保健医療給付費負担金については、老人保健のみ請求分の予算措置として科目の存置でございます。第20節扶助費の敬老福祉年金支給費についても、無年金皆無者のための科目の存置でございます。

1枚めくっていただきまして62、63ページの上段をごらんください。そのほか、後期高齢者医療特別会計に事務費分や、保険料軽減分の繰り出し分を行うものでございます。

次に、64、65ページをごらんください。第2目の児童扶助費で1,678万3,000円でございますが、乳幼児及び児童生徒（小中学生）を対象として医療費の一部負担金分を支給し、対象者の保健の向上と経済的負担の軽減や福祉の増進を図るこども医療の給付でございます。また、福祉3医療については秩父郡市医療



機関等は現物給付となっておりますので、引き続き事業の継続を図ってまいります。

次に、1枚めくっていただき66、67ページをごらんください。環境衛生関係でございますが、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第1目の衛生総務費で267万8,000円でございますが、衛生一般の事業のほかごみの減量化、資源の有効利用の環境への負担の軽減に資する廃棄物一般事業等でございます。主に有価物回収事業の報奨金、岩畳周辺の清掃事業、不法投棄廃棄物の撤去作業業務などの委託や処分費、生ごみ処理機の購入の助成でございます。

次に、第2目の環境衛生費1,864万9,000円でございますが、自然環境を保全するための事業で、首都圏自然歩道の管理委託や急速充電器保守委託料等を計上してございます。秩父広域市町村圏組合火葬業務等の斎場費及び、28年10月に完成予定の新斎場の建設費負担金や、地球温暖化対策事業として住宅へ太陽光発電システムや高効率給湯器を設置する場合に補助金を交付するものでございます。

次に、1枚めくっていただきまして68、69ページをごらんください。下段の第2項清掃費、第1目じん芥処理費4,467万円でございますが、秩父広域市町村圏組合のごみの収集、運搬処理業務に対します清掃費負担金でございます。

次に、第2目し尿処理費3億2,873万8,000円でございますが、生活排水処理総合基本計画策定見直し業務委託料でございますが、既存の生活排水処理総合基本計画が平成27年度で期間満了となることから、継続して国庫補助を受けるにはこの計画がないと国庫補助が受けられないことから、変更計画を作成するものがございます。

1枚めくっていただきまして70、71ページをごらんください。皆野・長瀬上下水道組合へ下水道処理事業及びし尿処理事業に要する事業費の負担をするものでございます。また、浄化槽設置整備事業補助金は、皆野・長瀬上下水道組合において公共下水道計画区域外の区域において、従来の個人設置型から組合が設置、維持管理する浄化槽市町村整備型事業の応分の負担でございます。

次に、第3項第1目上水道費1,857万1,000円でございますが、簡易水道事業債元利償還金に対する負担金、宮沢地区簡易水道の統合に伴う整備事業に対する負担金、26年度から水道広域化に向けた取り組みとしての水道広域化準備室負担金を計上してございます。

以上で町民課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、健康福祉課長にお願いいたします。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 続きまして、健康福祉課関係の主要事業のうち主なものにつきまして、予算説明書に基づき説明させていただきます。

予算説明書の56、57ページをごらんください。第3款民生費、第1目社会福祉総務費は、本年度予算額1億8,895万8,000円を計上させていただきました。

主な事業としましては、福祉全般に関する社会福祉事業、在宅や施設入所者の負担軽減や社会復帰を促進するために障害者総合支援法に基づいて各種障害者サービスの提供を行う障害者自立支援給付事業、通称ひのくち館の維持管理や事業実施のための世代間交流支援センター施設運営事業、高齢者と障害者の自立した社会生活を推進するための高齢者障がい者いきいきセンターの管理運営事業、また社会福祉協議会やシルバー人材センター、民生児童委員協議会への補助事業などでございます。

新規事業としましては、総合的な地域福祉に取り組むため、地域福祉計画策定業務を計上してございます。具体的には、第8節報償費は、地域福祉計画を策定するため協議いただく委員の報酬となっております。

第13節委託料は訪問入浴サービス業務、高齢者障がい者いきいきセンターの指定管理業務や地域福祉計画の策定に伴います業務委託料を見込んでおります。

第19節負担金補助及び交付金では、民生委員、心身障害者等補助事業補助金、次に、58、59ページをごらんください。障害者自立支援給付事業に関する負担金、社会福祉協議会、シルバー人材センターの運営費補助金が主なものとなっております。

第2目老人福祉費は、本年度予算額1,413万1,000円を計上させていただきました。主な事業としましては、在宅高齢者に対する緊急通報システムや老人クラブ活動を支援する在宅福祉事業、在宅で療養している寝たきり老人等や介護者に対する扶助費を支給する寝たきり老人等手当支給事業、特別養護老人ホームながとろ苑の敷地借り上げ料、高齢者を老人福祉施設へ入所措置する老人保護措置事業、一時的に生活が困難となった高齢者を支援する在宅支援事業などの経費となっております。具体的には、第13節委託料では、高齢者の保護措置に必要な委託料となります。

次に、60、61ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金では、老人クラブへの補助金が主なものとなっております。

次に、少し飛びまして62、63ページをごらんください。第5目の介護保険費は、本年度予算額1億687万4,000円を計上させていただきました。介護保険事業に要する町の法定負担分や事務費分を介護保険特別会計に繰り出す介護保険事業が主なものとなっております。

次に、第2項、第1目児童福祉費は、本年度予算額2億8,225万3,000円を計上させていただきました。主な事業としましては、安心して保育ができるよう民間保育所への保育委託や延長保育、一時保育、障害児保育事業等への助成を行う児童保育事業、公設や民間の放課後児童クラブ運営事業、少子化対策として子育て支援金、子育て支援員・コンシェルジュを配置するなどの子育て支援事業、子育て不安や子供の発達につまずきなどに対応するため臨床福祉士などによる子育て相談事業、児童手当事業などが主な事業となっております。

具体的には、第7節賃金は放課後児童クラブの指導員、子育て支援員、子育てコンシェルジュの賃金、第8節報償費は、子育て相談事業の臨床心理士などの専門職の謝金が主なものとなっております。

第13節委託料は民間保育所運営費の委託料、民間放課後児童クラブ委託料が主なものとなっております。

次に、64、65ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金は、保育事業に係る事業費補助金でございます。第20節の扶助費の主なものは、出生児1人につき2万円の支援や絵本の支給事業や、子育てに係る経済負担の軽減を図るため、中学3年生までの児童を養育する保護者に対する児童手当の支給などの経費でございます。

次に、少し飛びまして66、67ページの一番下の行をごらんください。第4款衛生費、第3目保健費は、本年度予算額2,124万円を計上させていただきました。主なものとしては、次の68、69ページをごらんください。保健関係の総括的な事業を実施する保健総務事業、保健事業の拠点となっている保健センターの維持管理などを行う保健センター管理事業、また秩父郡市1市4町で組織し地域医療体制を充実するちちぶ医療協議会事業が主なものです。

具体的には第11節需要費、第13節委託料、第14節使用料及び賃借料は、保健センターの維持管理のための費用や土地借り上げ料となっております。第19節負担金補助及び交付金は、秩父広域市町村圏組合、ちちぶ医療協議会への負担金が主なものとなっております。

少し飛びまして70、71ページをごらんください。中段の第4項第1目の予防費は、本年度予算額3,497万

1,000円を計上させていただきました。主な事業としまして、健康保持増進を目的とする各種がん検診、健康教室や自殺対策などの事業を行う成人健康推進事業、子供の育てやすい環境を構築するため妊婦健診、両親学級、乳幼児健診、未熟児療育医療、不妊治療等の支援事業などを行う母子保健事業、予防接種法に基づく各種予防接種を実施してまいる予定でございます。

新規事業としましては、72、73ページをごらんください。委託料の説明欄にあります水痘予防接種ですが、接種が定期接種となりましたので、必要な経費を計上させていただきました。

恐れ入りますが、1ページお戻りいただきまして70、71ページでございますが、第8節の報償費は医師、看護師などの有資格者への謝金でございます。第13節の委託料は各種がん検診、各種予防接種に伴います委託料となっております。

次に、72、73ページをごらんください。第19節負担金補助及び交付金の説明欄の一番下の不妊不育症治療費補助金は、少子化対策の一環としての事業となっております。第20節の扶助費の未熟児療育医療費は、治療が必要な新生児の手術等に要する経費を計上させていただきました。

以上で健康福祉課関係の主要事業の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 次に、産業観光課長の説明をお願いいたします。

産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） 続きまして、産業観光課関係の当初予算につきましてご説明を申し上げます。

予算書の74、75ページをごらんください。第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費の本年度予算額は21万1,000円で、具体的には第19節の負担金補助及び交付金の説明欄にあるとおり、関係機関や団体への負担金、補助金が主なものとなっております。

次に、76、77ページをごらんください。第6款農林水産業費、第1項農業費、第1目農業委員会費の本年度予算額は1,118万4,000円で、この費目の事業は農業委員会の全般的な運営やふるさと農園の運営管理を行っている農業委員会事業、農業者年金の加入促進や給付関連業務を行っている農業者年金事務委託事業が主なものでございます。これに係る諸費用を計上させていただいております。

次に、最下段の第2目農業総務費の本年度予算額は75万2,000円で、この費目の事業は山村都市交流事業や関係団体への助成を行う農業総務一般事業が主なものでございます。

具体的には、第8節報償費は農業推進委員への報償金、次の79ページをごらんください。第19節の負担金補助及び交付金の説明欄にあるとおり、関係機関や団体への負担金、補助金となっております。

第3目農業振興費の本年度予算額は1,322万7,000円で、この費目の事業は有害鳥獣駆除関連や集落農業センターの維持管理などを行う農業振興総務事業、生産団体や種苗購入、農業施設整備などへの助成をすすめる農業振興対策事業、農業経営の効率を図るために必要な基盤整備を行う農道整備事業などが主なものとなっております。

具体的には第8節報償費は、農業振興地域整備促進協議会委員への報償費で、第13節委託料440万円については、有害鳥獣捕獲事業委託料40万円は長瀬町狩猟クラブへの委託料で、農道測量設計監理業務委託料400万円は、農道の新規事業で大字本野上の袋地内に延長130メートルの農道を整備しようとするもので、これに必要な委託料を計上させていただきました。

また、15節工事請負費の農道整備工事600万円は、袋地内の農道工事分となっております。第19節負担金補助及び交付金につきましては、説明欄にあるとおり生産団体や種苗購入への助成、有害鳥獣防護柵、

観光農業振興、地域特産品開発、遊休農地解消、遊休桑園活用、景観作物植栽の各種事業への助成を行うものです。

次に、最下段の第4目録の村管理費の本年度予算額は832万4,000円で、この費目の事業は緑の村関連の維持管理を行う緑の村管理事業、花の里周辺の運営や管理を行う花に触れ合う花の里管理事業が主なもので、具体的には次の80、81ページをごらんください。

第13節委託料の宝登山地域周辺管理委託業務委託料は、26年度まで緑の村、花の里、宝登山四季の丘それぞれで草刈り等を実施してまいりましたが、業務を一括して実施、維持管理したほうが効率が高まるというふうなことで、名称を変更させていただいたものです。

続きまして、第2項林業費、第1目林業総務費の本年度予算額は63万7,000円で、この費目の事業は森林緑化を進める林業総務事業、宝登山県造林跡地の森林保全を行う宝登山四季の丘公園整備事業で、具体的には第14節使用料及び賃借料は園地四季の丘の共有地借り上げ料等でございます。

次に、82、83ページをごらんください。第7款商工費、第1項商工費、第1目商工総務費の本年度予算額は1,023万円で、この費目の事業は小規模事業者の振興と安定に寄与するための町商工会補助事業、事業者が支払った利子の一部を補給する制度や、平成26年2月の大雪により災害復旧支援の融資制度を利用した場合に利子補給を行う中小企業経営対策利子補給事業、町内小規模事業者の振興を図る住宅リフォーム等資金助成事業などが主なものとなっております。

具体的には第8節報償費は、今年度から新たに奨励金を交付する事業で、中小企業新事業活動促進法第9条の経営革新計画の埼玉県知事の承認を受けた事業に対し、経営革新計画承認奨励金5万円を交付するものです。

第19節負担金補助及び交付金は、説明欄にあるとおり商工会補助金、中小企業融資制度資金借り入れ利子補給金、雪害対策利子補給金、住宅リフォーム資金助成事業補助金を計上しております。

続きまして、第2目観光費の本年度予算額は8,130万5,000円で、この費目の事業は観光トイレや観光情報館の維持管理を行う観光施設管理事業、多様化する観光客のニーズに対応し、新たな観光関連の施設などの整備をする魅力ある観光地づくり推進事業、誘客のための必要な宣伝活動を実施するインフォメーション事業、花を生かした美しいまちづくりを推進する花いっぱい推進事業、観光協会や長瀬船玉まつりを支援する長瀬町観光振興支援事業、魅力あるまちづくり総合整備計画に基づき整備を進めている蓬莱島公園整備事業などが主なものとなっております。

具体的には第11節需用費の消耗品178万3,000円のうち、172万円が花いっぱい運動を推進するための消耗品や花の苗代で、前年度と比べまして61万3,000円の増額をさせていただきました。光熱水費280万円は、観光トイレや情報館などで使用します電気代、上下水道料となっております。

第13節委託料858万4,000円で、内訳は説明欄にあるとおりで、観光公衆トイレ清掃業務が240万9,000円で昨年度と同額を、観光情報館指定管理委託料は356万円で、昨年度と同様な業務を委託する予定ですが、最低賃金の額改定に伴う分のみ増額をさせていただいております。また、桜管理委託業務は、昨年度と同額となっております。蓬莱島公園トイレ管理業務委託料は、蓬莱島公園の利用者の利便性を高めるためトイレなどを建設する予定で、これに係る委託料として136万5,000円を計上しております。

第15節工事請負費5,913万2,000円は、内訳としまして説明欄にあるとおりで、蓬莱島公園整備事業は蓬莱島公園の園地内に遊歩道、木橋、転落防止柵などを設けるもので4,863万5,000円を、園地内にトイレを建築するため蓬莱島公園トイレ整備工事として1,000万円を見込んでおります。

第19節負担金補助及び交付金につきましては、内訳につきましては説明欄にあるとおりで、次のページをごらんください。観光協会への補助金は500万円で昨年と同額を、船玉まつり実行委員会につきましてはポスターの作成費分を減額させていただきまして、213万円を計上させていただきました。

以上で産業観光課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 次に、建設課長をお願いいたします。

建設課長。

○建設課長（横山和弘君） それでは、建設課関係の当初予算につきましてご説明申し上げます。

平成27年度当初予算書の86、87ページをごらんください。第8款土木費、第1項道路橋梁費、第1目道路橋梁総務費529万1,000円でございますが、設計の積算システム等の保守業務や道路照明灯の維持管理、各種期成同盟会等への経費を計上いたしました。

第11節需用費333万2,000円のうち光熱水費288万円は、道路照明灯の電気代でございます。

次に、第2目道路維持費3,577万円でございますが、道路維持修繕、町道補修工事、交通安全施設整備工事や行政区への原材料支給など、町道を維持していくために必要な経費を計上いたしました。

第13節委託料2,497万8,000円は町道除雪作業、道路台帳補正業務、道路愛護保全管理業務等の委託料でございます。

次の88、89ページをごらんください。右側の説明欄の新規事業といたしまして、橋梁点検業務委託料1,000万円でございますが、国の交付金を活用し実施するもので、道路法等の改正により各道路管理者の責任による道路構造物の点検、診断、措置、記録が義務づけられましたので、町で管理しております橋梁を維持補修に関する技術的基準に沿った点検を実施するとともに、橋梁台帳の作成業務を委託するものでございます。

第15節工事請負費700万円のうち町道補修工事500万円につきましては、道路の老朽化が進み舗装の傷みが激しい路線が多く、新設改良事業では対応し切れない箇所への補修工事や舗装打ちかえ工事を実施していくものでございます。交通安全施設整備工事200万円につきましては、危険箇所へのガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の設置工事費でございます。

次に、第3目道路新設改良費6,485万1,000円でございますが、町道の新設改良等の工事を行うために必要な経費を計上いたしました。工事箇所につきましては、事前に配付させていただいておりますA3判の「平成27年度建設課主要事業箇所」をごらんいただきたいと思います。この地図にお示ししてありますのは、赤文字が道路改良工事箇所、緑文字が魅力あるまちづくり総合整備計画、オレンジの文字が町営住宅の外壁等改修工事箇所、青文字が産業観光課から執行委任を受け実施する農道整備箇所でございます。

今回は赤文字の道路改良工事の説明をいたします。まず、図面右上の矢那瀬24号線道路改良、延長300メートルの測量設計業務と一部50メートルの工事を予定しております。次に、その下の矢那瀬6・14・44号線の道路改良、延長112メートルの改良工事を予定しております。次に、継続事業となっております。次に、左上の滝の上地内幹線8号線道路改良、延長63メートルの改良工事で、継続事業となっております。最後に、図面左下の長瀬地内、長瀬23・50・53号線の道路改良につきましては、延長130メートルの改良工事で、継続事業でございます。

予算書89ページに戻っていただき、第13節委託料972万円につきましては、先ほど説明いたしました矢那瀬24号線の測量設計委託料でございます。第15節工事請負費3,793万1,000円につきましても、先ほどご説明いたしました4路線の工事費でございます。第17節公有財産購入費、第22節補償補填及び賠償金につ

きましても、先ほどご説明いたしました改良工事に伴う土地購入費や物件の補償金でございます。

次に、第4目まちづくり推進費191万7,000円につきましては、建築確認進達業務、都市計画基礎調査準備、道路後退に基づく測量及び用地買収を行うために必要な経費を計上いたしました。

次に、第2項河川費、第1目河川総務費32万1,000円でございますが、河川の維持管理、修繕を行うために必要な経費を計上いたしました。

次に、第3項住宅費、第1目住宅管理費2,289万8,000円につきましては、町が管理しております町内4カ所の町営住宅の維持管理を行うために必要な経費を計上いたしました。

次の90、91ページをごらんください。第11節需用費452万円のうち施設修繕費370万円につきましては、主に入居者が退去した空き部屋等の修繕費でございます。

第15節工事請負費1,017万8,000円は、塚越団地外壁等改修工事で、経年劣化によりまして外壁等の改修工事を行うものでございます。25棟50戸のうち、平成25、26年度で11棟22戸を改修いたしました。平成27年度は5棟10戸の改修工事を行うものでございます。長瀬町町営住宅長寿命化計画に基づきまして計画的な改修を行うことにより効率的な維持管理を図るもので、国の交付金を活用し実施を考えております。

次に、第4項都市再生整備計画事業費、第1目道路整備費5,100万円でございますが、魅力あるまちづくり総合整備計画により国の交付金を活用し実施するもので、幹線1号線南桜通りの改修を行うために必要な経費といたしまして、第15節工事請負費3,600万円は上長瀬駅から荒川側丁字路までの延長214メートルの道路改良を行うものでございます。第22節補償補填及び賠償金1,500万円は、南桜通りの改良予定地にある工作物の物件補償金でございます。

次に、第2目住宅等整備費205万5,000円は、この事業も魅力あるまちづくり総合整備計画により、旧雇用促進住宅野上宿舍跡地を若者世帯の定住を促進することを目的に宅地分譲を行うために必要な経費といたしまして、第13節委託料は宅地造成、区画割り及び道路整備等を行う測量設計業務の委託料でございます。

以上で建設課関係の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 最後に、教育次長にお願いいたします。

教育次長。

○教育次長（若林 実君） 続きまして、教育委員会関係についてご説明申し上げます。

平成27年度当初予算書の96、97ページをごらんください。第10款教育費でございますが、全体で2億8,265万8,000円、前年度と比べまして1,110万3,000円の増となっております。

まず、第1項教育総務費の第1目教育委員会費でございますが、教育委員の報酬や旅費と負担金などで74万7,000円を計上いたしました。

第2目の事務局費は、教育委員会事務局の運営と学校教育の円滑な推進、学校施設の維持管理のために必要な経費で、第1節の報酬は就学支援委員4名分の報酬で、第2節の給料から第4節の共済費までと第9節の旅費については、教育長及び事務局職員の給与と旅費関係でございます。第7節の賃金719万8,000円につきましては、中学校へ配置しておりますさわやか相談員1名と、問題を抱える児童生徒へのきめ細かい指導ができる体制を図るため、各学校へ配置しております特別支援教育支援員6名分の賃金でございます。

98、99ページをお開きください。第13節委託料の新規事業でございますが、第一小学校トイレ高圧洗浄清掃業務は、毎年3校を順番に実施しているものでございます。次の第14節使用料及び賃借料は、児童生

徒の情報活用能力を育てる学習に資するため、小中学校のコンピューターを整備しているもので、継続して活用しているパソコンやソフトのリース料が主な内容でございます。

次に、第15節の工事請負費でございますが、小中学校施設の改修等を行い教育環境の改善を図るもので、第一小学校はプールの吸い込み管、屋外遊具、ごみ置き場設置工事、第二小学校は屋外遊具工事、中学校は電気関係の改修工事を行うものでございます。

次の第19節の負担金補助及び交付金につきましては、加盟団体への負担金と、100、101ページでございますが、小中学校修学旅行補助金42万2,000円や町内4園への国際理解教育補助金32万円を計上するものでございます。

次の第20節の扶助費は、要保護、準要保護児童生徒援助費として、給食費や学用品費などを支給する援助費169万6,000円と、特別支援学級に就学する児童生徒の保護者に対して援助する特別支援教育就学奨励費25万5,000円、小中学校入学祝金、小学生1万円を47人、中学生3万円を72人の合計で263万円を計上いたしました。

次の第3目の育英費でございますが、経済的な理由により就学が困難な方に学資を貸与する育英奨学金と大学等の入学準備金の調達が困難な方に対して貸し付けを行うもので、育英奨学金は私立大学の場合、月額2万5,000円で年間30万円の貸与でございます。継続分が7名で198万円、新規分を3名見込んで90万円、合計で288万円を計上いたしました。入学準備金は入学時における一時金で、私立大学入学者へは40万円を貸与しておりますが、3名分の120万円を計上しております。

次に、第2項第一小学校費と第3項第二小学校費及び第4項中学校費につきましては、それぞれの学校の運営や維持管理のために必要な消耗品や光熱水費を初め、施設管理の業務委託や備品の購入費、各種加盟団体への負担金等を計上したものでございます。

第2項の第一小学校費は1,175万7,000円を計上いたしました。次の102、103ページ、第3項の第二小学校費は908万7,000円を計上しております。次の104、105ページ、第4項の中学校費は1,413万円を計上しております。

次に、106、107ページをお開きください。第5項の幼稚園費でございますが、私立幼稚園に通園するお子さんの保育料を援助する私立幼稚園就園奨励費補助事業を国庫補助を受け実施するもので、574万2,000円を計上しております。

次の第6項社会教育費の第1目社会教育総務費は、社会教育委員への報酬や人権教育、成人式祝賀会、家庭教育学級の実施に伴う報償費や需用費などと、第19節にありますように文化団体連合会や人権教育推進協議会への補助金などを計上しております。

次の第2目の公民館費でございますが、中央公民館、勤労青少年ホーム、コミュニティセンターそれぞれの運営や施設の維持管理に必要な需用費、委託料などで、1,303万2,000円を計上しております。

次に、108、109ページの第3目文化財費でございますが、文化財保護審議会委員の報酬を初め文化財保存事業や旧新井家住宅及び郷土資料館の維持管理のための経費と遺跡発掘調査などに必要な経費で、110、111ページの第15節工事請負費の旧新井家住宅麦わら屋根修繕工事232万2,000円は、5年に1度を目安に麦わら屋根のふきかえを実施するものでございます。

次の第4目青少年健全育成費は、青少年育成推進委員4名への謝金と長瀬町民会議及び青少年育成会への補助金を計上いたしました。

次に、第7項保健体育費、第1目の保健体育総務費は、スポーツ推進委員の報酬やスポーツ事業の開催

に必要な経費と、112、113ページでございますが、第19節の体育協会へ130万円、スポーツ少年団へ25万5,000円の補助金などを計上しております。

次の第2目の体育施設費は、岩田の総合グラウンドと滝の上の塚越グラウンドの維持管理を行うための経費で、190万8,000円を計上しております。

次に、第3項の学校給食費でございますが、学校給食センターの臨時調理員の社会保険料や賃金、施設の維持管理のための需用費や委託料など5,404万1,000円を計上いたしました。

また、第11節の需用費にあります賄い材料費3,034万9,000円でございますが、これは給食費を財源とするものですが、このうち平成27年度におきましても、子育て支援として保護者の負担を軽減するよう小学生4,100円の給食費に対して1,200円分、中学生4,800円に対して1,500円分の総額771万6,000円を公費で負担することにしております。

次の114、115ページの第18節備品購入費191万6,000円は、給食用の食缶を更新し、安心、安全な学校給食の供給を図るものでございます。

次の第4目の町民プール管理費につきましては、保健センター隣接の町民プール管理棟部分の土地借り上げ料で11万4,000円を計上しております。

以上で教育委員会関係の説明を終わります。

○議長（野原武夫君） 各課長、教育次長の説明を終了いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時39分

再開 午前10時55分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより本案に対する質疑に入ります。

5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） みんながやりそうもないので、では聞いてみます。

町長に最初にお聞きをしたいと思います。きのうも一般質問で私は取り上げましたが、財政が今この厳しい中で、長瀬5カ年整備計画を推し進める事業がかなりというか、ウエートを占めている中で、本当に今後財政が大丈夫なのかどうか、町長にその部分だけお聞きをしたいと思います。

それから、各課に行きます。ちょっと待ってください。ほかの人が先にやるとして資料が準備できていない、済みません。それでは、各課にいきたいと思います。

初めに、企画財政課長にお聞きをいたします。総合整備計画の補助金は、事業を解体した場合どうなるのか。5つありましたが、井戸の公園は予定が27年度だったのが30年に送ると、長瀬の公園は前倒しでやる、そういう指導をしたほうが良いということ全員協議会で誰に指導されたのか、ここでもう一度、この前言ったのを全員協議会だったので、私は控えていなかったの、こういう計画変更を外部の人に言われて、大きい金額を先にやったほうが良いという話をしてもらったということで、変更しましたということだったと思います。そこで、誰がそういう指導をして町のこういう計画変更を言ったのかどうか、それも踏まえてお願いをいたします。



それから、総合整備計画策定で、以前の資料を今さっき言うように変えろという中で、それを含めて財政運営が本当に企画財政課長としてこれをやって、本当に財政が大丈夫なのかどうか、町長と同じように聞きます。町長はきのうの一般質問で、また5カ年計画が終わったら、今度は樋口地区のほうにも進めていくという話もしていました。本当にこれ5カ年計画を長瀬地域をやって、その後、向こうに行くのだという話があるけれども、本当にこれ大丈夫なのかなと思って、もう心配でならないのです。だから、この予算審議もそんな細かいことをいろいろ聞いていなくて、財政が大丈夫なのかどうかだけ聞いて、私は今回いろいろ質問をしないで、皆さんが質問したのを聞いていて、最後に財政のことだけ聞いてよそうと思ったのです。そこで、さっき言うように、はっきりとそれをお答え願いたいと思います。

続いて、税務課長にお伺いします。これは、以前も私、聞きましたけれども、コンビニ収納システム事業と納税推進コールセンター事業、これは以前は東日本大震災の緊急雇用対策費でコールセンター運営をやる、私はすごくそういう方を使ってやるのはいいということで以前も聞きましたけれども、今もその補助金でそういう方を使っているのか、お聞きしたいと思います。2つの事業に費用対効果はどのぐらい出ているのだろうか、ちょっと教えてください。

続いて、健康福祉課長にお聞きをいたします。いきいきセンターの運営管理事業費が出ていましたけれども、町の補助金を投入していつている以上、町民のお年寄りに私が意見を聞くと、「あそこはパン屋さんじゃないの、だから利用しにくいのだよね」と言う方がいるのです。私もあそこへ何回か行ったけれども、お年寄りが何かをやっているのを見ようかなと思って入ろうとすると、パン屋さんの看板が出ていて、あれパン買わなくてはいけないのかと思って入れないのですよ、私も。いきいきセンターを運営管理を委託している以上、パン屋さんのような格好をしていないで、あそこはお年寄りの供用施設だから、入りやすいような指導してもらいたいというお年寄りの声があるので、私がここでかわりにお願いをしておきます。

それから、もう一つ、シルバー人材センター補助金について、また同じ質問で本当申しわけありませんが、指導をどの程度してもらったのか。以前も私は、これも1回、2回ではなく、こういう機会があるごとにシルバー人材センターのお年寄りが、私たちが認めたシルバー人材センターは簡単にお小遣いが稼げる、そういうお年寄りが会員になっても、会費を払って会員になるだけで仕事が回ってこない。

民教でシルバー人材センターに行ったときも、会員数はすごく多いと。もろ長瀬町のお年寄りが会員になっている、本当に言っていることは合っているのですよ。皆さんが会員になるけれども、仕事が回ってこない、一部の人が毎日通っているそういう補助金の使い方は、もう少し健康福祉課長がシルバー人材センターに補助金を出すのであればもう少し指導して、町内の会員になっているお年寄りにお小遣いを稼げるように力をかけてあげてもらいたいということで、ここで発言をさせていただきます。

それから、もう一点、放課後児童クラブについて私お聞きをいたしますが、きのう町長が、第二小学校の生徒は放課後児童クラブで第一小学校の子と交流していて、そういう人事間の交流はしているという話を聞いたので、この放課後児童クラブを聞きますけれども、第二小学校区の子供と第一小学校のが、こちらとか、長瀬第一小学校にある放課後児童クラブ、それとたけのこ保育園にある放課後児童クラブと第二小学校にある中で、地域がまざり合っているのかどうか、それをお聞きをしたいと思います。

続いて、産業観光課長にお伺いをいたします。先ほど説明の中で、農道整備事業、本野上地区という話がありましたけれども、この農道整備事業というのはどういう形で整備をしていくのか。例えば、ほかの地域にもこれを導入して、事業をこれから進める予定があるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

続いて、緑の村管理事業について、先ほど一括で管理したらしやすいという話がありましたけれども、それについてもう少し細かく説明をしてもらいたいということと、緑の村管理事業については、以前、私の質問の最後に副町長が出てきて、緑の村開発については、やめた職員に策が与えてあるということであり、その策が全然まだ形にも何も出てこない、どうなっているのだろうか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、花の里管理事業についてお聞きをします。花の里管理事業は、最初始まったときには1年補助金がつくからということで始まってきて、もう何年もたつわけですから。これの費用対効果はどのぐらいなのか、教えていただきたいと思います。この花の里管理事業は、シルバーのボランティアも入っている、あるいは町の職員が行って草むしりもするとか、いろいろな話を聞きますので、シルバーに行っているのも含めてその費用対効果はどのぐらい上がっているのか、教えていただきたいと思います。

それから、観光施設管理事業という金額が入っていましたけれども、これをもう一度ちょっと説明をお願いしたいと思います。

数多くあって本当申しわけないのだけれども、蓬莱島公園整備事業、これは井戸の人の意見は聞いたけれども、ほかのところは聞いたのかどうか、聞く気はあるのかどうか。もう設計までしてしまっているから、ほかの意見を聞いても何にもならないのだけれども、どういうお考えがあるのかお聞きをしたいと思います。

それから、もう一つ、観光情報館は指定管理制度でお金を払っていますけれども、この観光情報館の費用対効果をお聞きしたいと思います。観光協会については、大まかというか、全体の観光協会に補助金が出ていると思います。金額も相当行っていると思います。いろいろ補助金を出している中で、本当に観光協会が潤ってきているのかどうか。もう何回もこれは聞いて、守秘義務だの何だの、納税の問題を聞いたけれども、はっきりしたお答えが出てこないで、観光関係の費用対効果、税金がいろいろ行っているわけですから、我々の税金で観光協会がどの程度発展して、成功を上げているのかどうか、しっかり税金が使われているのかどうかの説明をお願いしたいと思います。

観光に対しては、最後1つ、長瀬駅をこの間、火祭りのときに私は秩父屋台囃子をやりにあそこに行きました。そのときに、あの大きなスクリーン、七夕のように短冊があるのかなと私は見に行ったのです。ピンクの短冊が張りついてしまっているのかなと思ったのです。あのスクリーンは、観光のイメージからすると余りいい印象を与えないので、そこのお考えを、観光関係であれば結構補助金が出ているから、説明をお願いしたいと思います。

ちょっといろいろ多岐になりましたけれども、済みませんが財政についてからお答えをお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員の質問にお答えさせていただきます。

私に対するご質問は、財政が厳しい中で、魅力あるまちづくり総合整備計画を進めて大丈夫なのかというお話であったと思います。以前から、関口議員からは、予算編成に当たっては総花的ではなくて、最重要課題に重点的にお金を投入すべきであるというようなお話を常々いただいているところでございます。そのようなご意見をいただく中で、今回の魅力あるまちづくり総合整備計画に重点的に財源を投入するというのは、関口議員のご意向に私は沿っているのではないかと考えております。

この計画は5カ年計画でございまして、ご承知のとおり国から4割補助がいただけますので、計画的な

財源投資を行っておりますので、私は大丈夫だと確信をいたしているところでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

2点あったかと思いますが、まず今回の総合整備計画をばらばらにした場合、補助金はどうなるのか、あと誰に指導されたかということと、あと町の財政運営は大丈夫なのかと、それとこの後、他の地域でやるということであるが大丈夫かということでございますが、まず1点目でございますが、この変更に伴っていろいろご相談をしたのは県の市街地整備課というところでございますが、この補助金を扱っている課でございます。今回、変更することによりまして、いろいろご相談をしましたところ、当初、大きい金額を予定されていて、住宅の建設がなくなったということで、それでは大きいものを前に持っていても大丈夫だろうと、なるべく補助金を先に多目にもらえるような施策をしたほうがいいたらうということで、今回の変更計画にさせていただいております。

魅力ある整備計画を実際やっていって、財政は大丈夫なのかということでございますが、平成25年度の経常収支比率が93.3%と大変厳しい中ではございますが、その中でも何とか工夫をしながら、優先順位が高い事業でございますので、積極的に推進していきたいと考えております。

今回もちょっとご説明しましたが、町債も少しずつ減少はしている状況でございます。こういう状況が今後も続いていくのかなと考えておりますので、今回の事業を実施しても特に今まで以上に悪くなるというようなことは考えてはおりません。

それと、次の計画、他の地域でもやるということは大丈夫かということでございますが、次の地域、まだ計画も何もできておりません。どんなことをやるかもわかっておりませんし、事業費も幾らかかるかということもまだ皆目見当もついていない段階でございますので、それが大丈夫かどうかということは、そのときのまた財政事情等によって変わってくるかと思いますが、そういう計画もしていきたいというような考えは、政策ですのやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 次に、税務課長、お願いします。

○税務課長（林 宜子君） 関口議員のご質問にお答えいたします。

コンビニ収納に係るご質問でございますが、費用対効果は年度途中でございまして正確な数字が出ておりませんが、平成27年1月末までのコンビニでの納付件数でございます。10カ月間で6,220件が納付されました。納付額でございますが、約8,707万円でございます。これは平成26年度の10カ月間の金額でございまして、これに対しまして平成25年度の年間のコンビニ納付額が8,708万円となっておりますので、25年度1年間分と26年度10カ月間のほぼ同額が納付されたということでございます。また、納付者実人数でございますけれども、やはり1月末で3,847名の方に納付をしていただいております。

また、納税コールセンター事業に係ります緊急雇用のご質問でございますが、平成21年度から24年度までの4年間につきましては、緊急雇用で実施をさせていただきました。25年度以降につきましては、補助金がございます。一般財源で対応させていただいております。これは、緊急雇用の事業の内容の変更がございまして、緊急雇用ではコールセンターが実施できない状況となっておりますので、一般財源での対応をさせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 次に、健康福祉課長、お願いします。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、関口議員の質問にお答えいたします。

大きく3点あったかと思いますが、まずいきいきセンターの関係でございしますが、いきいきセンターを町で指定管理で管理をしておりますけれども、入り口のところがパン屋さんの横に今入り口があるということでわかりづらいということで、その入り口をわかりやすいようにしたほうがよろしいというご質問かと思えます。

まず、高齢者施設のほうの2月末現在の利用者数が報告されておりますので、そちらのほうを申し上げますと、2月末現在で、町の事業とか団体、老人会、その他の催し物等で利用した人数が3,374名の方が現在利用されております。

確かに、パン屋さんの横に入り口がございしますので、入り口がわかるようにはしてありますけれども、わかりづらいというご指摘でございしますので、その辺のところをどのように改善をするか、ちょっと考えさせていただきまして、わかりやすいような入り口に改善できる方向に持っていきたいと思えます。

それと、2点目がシルバー人材センターの関係でございします。シルバー人材センターの仕事の関係でございしますけれども、以前にもご質問がありましたので、シルバー人材センターの局長とも協議をさせていただいております。会員数が多くいまして、その会員になられた方に仕事が回っていかないというふうなことでございしますけれども、局長のほうと協議をさせていただいたときに、局長のほうにはそういった事情があるということで改善を求めていますけれども、会員によりましては仕事の内容でできる仕事とできない仕事があるというふうなことで、なかなか全員の方にその方に合ったような仕事を回すことがちょっと不可能だというふうな回答は得ております。

また、こういったご質問がございましたので、再度、局長のほうにはこの旨、伝えてまいりたいと考えております。

3点目は学童保育、放課後児童クラブ、そちらの関係でございしますけれども、人事交流といいますが、児童の交流の関係のお話をいただきました。まず、公設でやっております学童クラブが一小と二小、こちらが公設でございしますので、そちらに働いている職員は臨時職員でございします。臨時職員につきましては異動等もありまして、人事のほうの交流はなされているかと思えます。たけのこ児童クラブにつきましては民間ということで、そちらのほうは民間のほうで実施をしているわけでございます。

それと、学童クラブのほうは登録制になっておりまして、その学童クラブに登録して行っているという形をとらせていただいているのが実情でございまして、通常の放課後から6時30分までが定時となっておりますが、そちらのほうにつきましては、放課後直接そちらの学童クラブのほうに通うという形になっております。

ただ、土曜日につきましては、朝から夕方までという学童クラブの開設になっておりますので、人数がかなり土曜日になりますと少なくなりますので、土曜日につきましては第一小学校が人数が多いですから、そちらのほうになるかと思えますけれども、そちらのほうに人数が少ない場合は統合させていただいて、土曜日においてはやっているというような状況でございします。

今後も、そのような形で実施をしていく予定になるかと思えますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 次に、産業観光課長をお願いします。

産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、農道整備事業についての内容の回答をさせていただきます。この事業は、県の単独土地改良事業を活用しまして、大字本野上袋地内の多宝寺川側の農道を130メートルばかり改良する予定となります。他の地域での計画がどうかというご質問ですけれども、これについては今のところ町単独で事業を行う予定はございません。先ほど説明しましたように、県の土地改良事業を活用しまして行っておりますので、県の事業に該当するような要件がそろいましたらば、引き続き進めていきたいというふうを考えております。

緑の村の管理事業をもう少し細かい内容でのご質問ですけれども、これについては緑の村周辺及び花の里、宝登山山頂にあります四季の丘の除草作業管理業務を行う予定です。26年度におきましては、緑の村管理と宝登山四季の丘の管理業務を行っていましたが、説明も行いましたように、2カ所を委託業務を別々に行っていました。除草等を行うのに、一度に発注をしまして、雑草等が繁茂しているときに人員を投入しまして維持管理をしたほうが効率的であるというふうな判断からしまして、名称を変えまして、27年度は実施をする予定であります。

緑の村の流水プールの関係の開発で、前回、策について指示をしたというような内容だったと思いますけれども、それについてのお答えですけれども、資料を渡したというような答弁をさせていただいたというふうに記憶しております。新たな計画や事業化の提案をそのときにしましたというふうなことは、承知していないというふうに記憶しております。

4つ目の花の里管理事業についての費用対効果がどうだったかというような質問についてお答えをいたします。特に今のところ数字的なものは用意しておりません。経過報告になってしまいますけれども、3月5日の日には20名ばかりのボランティアの方にご参加をいただきまして、作業を実施しているというような状況になります。

花の里事業につきましては、地元の方や観光協会、商工会さんなどの団体に賛同いただきましてボランティア作業を実施しているわけで、地域のボランティア活動の意識を高めるとか、地域交流を深めるというようなことを考えますと、効果はあるのではないかとというふうに考えます。また、商工会青年部の方も非常に力を入れていただいている事業で、若い方がボランティア作業にお手伝いいただくということは、これからの長瀬町にとっても非常にいいことではないかとというふうに考えております。

トイレ等の施設管理についてのご質問でございますけれども、27年度観光関係で施設の管理を行う場所につきましては、水洗化されている観光用の公衆トイレは7カ所を予定しております。また、くみ取り等を行っているトイレについては3カ所を予定しております、合計で10カ所の維持管理について予算を計上させていただきました。これに係ります電気、上下水道費、それにくみ取りの手数料、それに消耗品、合併浄化槽等の手数料を見込ませていただいております。

続きまして、蓬莱島計画の関係ですけれども、井戸地区で説明会を行ったが、ほかの地区で説明会を行ったかどうかのご質問です。

説明会は行っておりません。理由につきましては、蓬莱島の用地等が既に長瀬町の用地ということで、特に用地買収を行わずに事業化ができるというようなことがありましたので、地元の方のご意見をお伺いして事業を進めたいというふうな判断から、井戸地区以外での説明会は行っておりません。

7番目の観光情報館管理の費用対効果についてでございますけれども、情報館の指定管理の業務は大きく分けまして4つの業務を行っております。内容を簡単に説明させていただきますと、観光案内業務、議

員から先ほどご質問いただきました駅前のモニュメントの運営業務、ロケーションサービス業務、リーフレットの作成業務となっております。

効果につきましては、観光案内業務については、案内を休むのが年度末の12月29日から31日までの3日間となっております、残り362日、午前9時から夕方5時まで開設しております。このようなことを見ますと、ほぼ一年中、案内業務ができるということで、効果はあるというふうに考えております。

ロケーションサービスにつきましては、雑誌及び映像関係ですか、CMそれと番組についての対応をしているわけですが、観光協会が調べました今年度中の対応日数について説明をさせていただきます、効果とさせていただきますと思います。

雑誌関係では、約187日対応させていただきます、CMですとか、ロケ、番組相談につきましては、26年中105日対応させていただいている状況となっております。

続きまして、観光協会に助成をしているが、この効果があるかどうかについてのご質問になろうかと思っております。これについても、申しわけございませんが、数字的なものはちょっと持ち合わせていないのですが、地方創生などが叫ばれていまして、町の特色を生かす事業が求められているときであります。このようなことを考えますと、今後観光協会に活発に業務を行ってもらおうということは、長瀬町にとって非常に効果があるというふうに考えております。

最後になるかと思いますが、モニュメントの映像が悪くて、一部変色して映像が流されているというようなご質問かと思っております。これについても、担当としては承知しているところなのですが、映像全体を直すには、映像の部分と映像を出す機械の部分の補修が必要だということで、かなり何千万単位で費用がかかるということで、今のところ、修理を見合わせている状況です。余りひどいというような部分がありましたら、その辺今後どうするか、検討させていただきますと思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員の緑の村の公園は、その後どうなったかというご質問についてお答えをさせていただきます。

そのお答えをさせてもらった後、産業観光課のほうにお聞きしましたところ、資料が見つからないというような話を課のほうからは聞きました。聞いてすぐ、今議会でも町長が、関口議員か村田議員かちょっと記憶はないのですが、あそこについては地権者が将来構想があるのでというお答えを今議会ですしていると思います。そういうことを鑑みまして、あと数年で補助金の返還の期限が切れると、こういうことでもありますので、その後、検討しましょうと、こういうことで現在進めているところでございます。

○議長（野原武夫君） 5番、関口君。

○5番（関口雅敬君） では、再質問をさせていただきます。

町長は、私が総花的ではなく重点的に予算配分したほうがいい、それだけわかっているのだったら町長、もっと緊急度、優先度をしっかり聞いて、民意もしっかり聞いて、町民が何を欲しがっているかといったら、きのうも一般質問でやりましたけれども、町長が考えている長瀬の公園では中途半端過ぎるのですよ、あれでは。町長はみ～な公園を知っているきのうも言ったから、もうそのぐらいのことはわかっているのかと思って、そういうもう少しこういうふうに広くやっついていかないと、中途半端なものを幾らつくって、不満がおさまるだけではなくて、不満がどんどん湧いてくるだけであるので、総花的ではなくて、ここにことしはやるのだというのはいいのですよ。ですから、きのうも私は言ったけれども、緊急度、優

先度ということで、本当に重点的な事業を執行することは大事なのだけれども、町民が望むほかの事業がおろそかになっているというのが形であらわれているのですよ。

そちら側から見れば、長瀬の公園は結構広さがあって、何坪とかと言っていましたけれども、あれに駐車場をつけたり、あそこの進入路を道路にしなかったら狭いので、私もあの辺の人から意見を聞いているのは、消防が入ってこられないから、消防に道路を広げてくれるのだよねと、もう解釈を向こうで勝手にやっています。

そうなってくると、あのブドウ園はどんどん用地が狭くなって、最後に駐車場をとりました。遊具を置いたらこれっきりというようになってしまうから、私はあそこではなくて、もっと広いいい場があると思って、きのうも、私の思いは花の里、今出てきたけれども、課長から答弁があったけれども、商工会の青年部やら商工会、観光協会、いろいろな人がボランティアでやる、そんな育成は違うところでやってくださいよ。あんないい場所が長瀬にあるのだから、それで私は緑の村開発事業もずっと気になったのです。

副町長が、一番最後に、私の質問が全部回数で4回、5回やっていいというのだったら議論できたのだけれども、一番最後に出てきて、やめた職員が、そのやめた職員は今生きていないですよ。

〔「生きていないですね」と言う人あり〕

○5番（関口雅敬君） だから、そういう人のせいにして、今言うように全然書類がなくなってしまった、それでは話にならないですよ。

だから、私はそういうところも含めて、副町長が結構前に、プールを埋め戻してどうかこうとかという案があるから私これ提案を今回したのであって、町長が言うように、重点的にやったのだと言ったけれども、重点的がやっぱり町民の目線と町長が見ているところが全然ばらばらなのです。だから、これ質問をさせてもらっているのもう一度、お答えをお願いしたいと思います。

それから、企画財政課長も同じことなのだけれども、財政は本当に経常収支比率などを勘案して、財政運営が厳しいという話をきのう町長がしても、先ほどの答弁でいけば大丈夫だというお答えなので、本当にこれ大丈夫だと私は信用しますよ、今そう答えたのであれば。もう一度、それお答えをお願いしたいと思います。

それから、税務課長のコンビニ収納、コールセンターのお話は、よくわかりました。前と同じようにしているので、コンビニで何名とかという数字も、たまげました。かなり、こんなに多く利用しているのだなと思って。これで、税務課長のほうはお休みください。

健康福祉課長は、放課後児童クラブの私の質問の仕方がちょっと悪くて、人事という言葉を使ってしまったから、指導する方の交流になってしまっているのだけれども、第二小学校の子供が第一小学校区に行っているかどうかを聞いたかったので、数字だけでいいから、済みませんが、最初の質問の仕方が悪かったので、あんなに丁寧にしてもらって全然違うことを聞くので申しわけないのだけれども、第二小学校の子供と第一小学校の子供が、町長が言うように交流を放課後児童クラブでしているのかどうか、済みませんが、お答えをいただきたいと思います。

それから、いきいき館、一応これから検証をしていただくということであるので、お年寄りのためにひとつ力をかけてやってください。

シルバー人材センターについては、以前も同じような答弁を私はいただいていますので、本当に補助金をしっかり出していっているのなら会員は余り集めないほうがいい、無理に、それを指導してください。会員をどんどん募って仕事がこういう専門的な仕事しかないというのだったら、もう最初からそういう説

明をして、会員になっても仕事はないですよとかという広報もしっかりしてもらわないと、誰でも行けば仕事がもらえるというような解釈を皆さんがしていますから、専門的な仕事ですよということを広報するようにしてください。

秩父郡市の中でも、シルバー人材センターの数は長瀬が断トツ多いという、これは有名な話になっていますから、会員をただ集めるだけではなくて、仕事が行かないなら行かないで、そういうしっかりした広報も必要ですので、補助金が町から行っているのだから、例えばそういう専門的でシルバーが仕事がないのであれば、違う何かやり方をまた健康福祉課長が、優秀な課長であるのですから、考えてやってください。

産業観光課長に再質問でお聞きします。農道整備はわかりました。緑の村管理事業も大まかわかりましたけれども、私が聞いたかったのは、副町長がいい策を課の職員に与えていたのを今の課長が知らなかったでは全然、何のために今までそういう引き継ぎだのそれができていないのか、これでは全然話にもならないので、しっかり緑の村開発、きのう秩父鉄道が所有しているとかという話も聞きましたけれども、私は以前にあのプールを埋め立ててやるというような話、副町長がしていたのを、課長も急にこっちの課に回ってきたから、全然今までのことは知りませんでは通らないので、ちゃんといろいろなスパンを考えて、以前に言った発言もしっかりと酌み上げていってもらわないと、やるのが細切れになりますから、それをしっかりやってみてください。

花の里も、さっきも言うように、ボランティアの指導はできているというのはよくわかりました。商工会青年部があそこへ行って草むしりする、商工会員があそこへ行って草むしりする、観光協会員があそこへ行って草むしりする、そういう指導はもっと違うところでやってくださいよ。

以前、ここに4番議員がほうきを持ってこいと、議員がみんなで桜並木をたかぼうきで掃除しました。時の町長が画期的な事業だという話をしたのであって、そうしたらそういう場で草むしりとか、桜の道を観光客のメイン通りなのだから、そういうほうで指導して、花の里、100万円行っているわけですよ。その費用対効果というのが全然わからないのでは、何のために税金100万投げているかわからないではないですか、違いますか。

私は、100万円税金を投入して、入場者が何名で幾ら、シルバーに働いてもらったお金が幾ら、その差し引きで90万円ですよとかというのを言ってくれるかと思ったら、全然数字的なことも出ないし、今回100万円くれるその根拠がわからないのです、何のために100万円くれるのか。全然。100万円くれて、毎年毎年100万円ですよ。だから、大事な税金100万円も使うのだから私は今聞いたので、全然数字的なことは出てこないでは困りますので、もう一度お聞きをしたいと思います。

観光施設、トイレ、これはわかりました。トイレも、私もいろいろな話を聞いています。使用者が水道を出しっ放しにする、あそこで車を洗っているといろいろなことを聞いているのでこれ取り上げたので、しっかりそういう大事な水、あるいはトイレだって大事な施設だから、管理をしてもらいたくて聞きましたので、これはもうこれで結構です。次から、しっかり指導してってください。

蓬萊島公園整備は、井戸の意見は聞いたけれどもほかは聞かないと言ったけれども、私が聞いているのは、私は井戸に住んでいるから、川向こうというのはこっち側の人ですから、何か差別言葉ではありませんから。ある人に言わせると、川向こうの人がご意見があるのだと、私はずっとここで写真を撮影する人、ずっと同じ場所で絵を描く人、変えられては困るのだよねという意見を私も聞くのです。だから、そういう人の意見もいろいろ聞きながら事業を進めていかなければ、大事な税金、大きな税金を使うのだから、



私は説明責任が果たせていない。そうやって全然考えなしで推し進めるこの事業について、ご意見を聞きながら、理解ができれば理解していくし、理解ができなかったらまた議論をしていただくということでこれは聞いていますので、蓬莱島公園は井戸の人から聞いたけれどもほかは聞きませんと、そういうのではなくてやってくださいよ。

それから、観光情報館も、さっきも言うように三百六十何日働いています、そんなのはどっちでもいいのですよ。私が言うのは、観光情報館は観光協会が使いやすく、自由に使えるように、あの建物を全部観光協会にやってしまえば、観光情報館の指定管理料を払う必要ないではないですか。

さっきどこかで観光情報館の電気料なんていう説明をしていましたよね。以前は、観光協会から電気料ももらっていますとかいう話を私は聞いているので、特にこれを取り上げました。観光情報館は、いま一度、お考えになって、あれは観光協会が使いやすいように全部費用、指定管理料を出さないかわりに自由に使っていいよとやったほうがいいのではないですか。

365日働こうが、100日しか働かない、それは関係ないのだから、何日働きましたといったって。もし、細かく言っていくのであれば、観光で税金がどのぐらい町に来ているのか、税金を投入した分、観光ということによって税金で潤ってきているのか。

だから、以前にも言いましたよね。風邪薬をくれるなら、この風邪は治ったかな、これ悪いからもうちょっと違う何か飲み物も一緒にくれて治さなくてはだないと、そうやって薬をくれたりするではないですか。だから私は聞いているので、もう一度この観光情報館について、課長のリーダーシップを発揮して、そうだ、あれは観光協会に全部任せて、指定管理者制度の三百何万払わないで済むとかという、そのぐらい出してくださいよ、予算をしっかりと組むのであれば。

それから、さっき言ったモニュメント、例えば皆さんが自分のうちにあのテレビがあったとします。あれだけぼつぼつ、あれっ、急に七夕の絵になったのかなと思うようなのがところどころあって、私この間、若い人が電気屋に行っているのがいたから、おい、このテレビどこが悪いと言ったら、もうだめですと言っていました。普通だったらもう放映しません。

魅力ある総合整備計画とやりながら、長瀬駅をスキップしながらおりてきた観光客が目にするのがあれですよ。ちょっとこれは考えたほうが良いと思います。あれは消してしまっ、あそこに習字でも張りつけておく、そのほうがよほどきれいだと思いますよ。ところどころピンクの短冊になったり、黄色の短冊になったりしているような画面を見ているのだったら、もう一度それ聞かせてください。

観光協会の運営も、かなりの金額が行っているから、そここのところの費用対効果、どのぐらい観光協会が盛り上がり、町にどれだけ貢献しているのか。結構テレビで長瀬は、この前、私の友達が電話をよこして、もう長瀬は飽きてしまったと、テレビをつけると長瀬、長瀬ってやって、すごいねと褒めていましたよ。でも、テレビでも飽きてしまったというぐらいテレビ放映しているのであって、潤っているのだと思うのですよ。だから、観光協会の運営にも、私は補助金をくれるのがだめだと言っているのではないのですよ。潤っているのか、潤っていないのかを教えてくださいというのがそこなので、もう一度、該当する答弁をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（野原武夫君） 副町長。

○副町長（平 健司君） 関口議員にお答えというか、申し上げます。

私は、亡くなった人に責任の転嫁だとか、そういうことを今までしたことがございません。私の名誉と人権にかかわるので、ここで強く否定させていただきます。

〔「じゃ、策を与えたのを言ってあるの、観光に」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） 資料がないと言っているでしょう、聞いたら。

〔「そんないいかげんなんじゃだめだよ」と言う人あり〕

○副町長（平 健司君） それは聞けばいいでしょう。

〔「じゃ課長、ちゃんと答えてね」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 関口議員のご質問にお答えさせていただきます。

緊急度、優先度の高い事業をしろというお話でございます。先ほどから申し上げてまいりまして、緊急度、優先度が高い事業ですので、やらせていただきたいというお話をしているところでございます。

特に今、国で進めております地方創生の中で、観光は最重要課題だよというお話もたくさんあちらこちらから聞こえてまいります。勉強家の関口議員でございますので、そういう話はあちらこちらから相当来ているのではないかと考えております。そういった中で、やはり長瀬町は観光地でございますので、その中でやらせていただきたい事業でございます。

それから、町民との目線がばらばらだというお話をお聞きいたしました。私は、私のところに入ってまいりますご意見は、この事業は早くやってほしいという方が多くいらっしゃいます。そのことをお話しさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員の再質問にお答えいたします。

魅力ある整備計画の事業を進めていく上で、財政状況は大丈夫なのかという再質問になろうかと思いません。

先ほども答弁したことと同様になってしまうかと思いますが、厳しい状況の中でも何とか工夫しながら、政策の実現に向けて予算配分をさせていただいているところでございます。この事業を推進するとともに財政の健全化ということで、今回の平成27年度の予算でも借入金、町債でございますが、昨年比で5,450万円少なくなっております。

また、借金であります公債費についても、ことしのほうが昨年より多く返して、なるべく将来に残す借金であります将来負担率も下げるような工夫をしながらでも、今回の事業もできているということで、今のところ財政事情についてはこのままで進んでいくのではないかと考えておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 先ほどの質問の中で、学童保育の関係で漏らしてしましまして、申しわけございませんでした。

学童保育の関係の各学童クラブの交流ができているかどうかというようなご質問かと思っておりますけれども、そちらの学童保育、先ほど申し上げましたように3件の学童保育がございます。二小地区からたけのこ学童のほうに行っている児童もおりますので、そういった意味では学童の地区をまたいで学童のほうに通っている児童はございます。

特に、3つの学童が通常の時間帯において交流をするということは、実施は今のところしておりません。先ほど申し上げましたように、土曜日が1つの学童で対応するという形で実施をしているところでございます。

それと、もう一点目なのですけれども、シルバー人材センターの関係で、仕事の状況等を内容等をよく理解をしていただいた上で、そういった辺のところもシルバー人材センターのほうで、新たに会員になる人に説明をよくして会員になっていただくというような形で、また対応していただくよう伝えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

初めに、花の里の実行委員会への100万円の事業がいかほどかというふうな内容になろうかと思えます。これにつきましては、先ほどもちょっとボランティアに触れさせていただきましたけれども、あそこの事業は、花の里を運営するには町が直接運営する方法もあろうかと思えますし、ほかの方法も幾つかあるかと思えます。特にあそこは、先ほども言いましたように、地域のボランティアの団体の人に運営をしていただくというのがこの事業の特徴かと思えます。地域の方のお力をいただいて、これから花いっぱいを進めるというのは、担当のこれからのスタンスだと思っておりますので、このように進めたいというふうを考えます。

補助金100万円の内訳ですけれども、26年度の予算書に沿いまして若干触れさせていただきますと、26年度の事業として、収入分は繰越金が95万8,156円で、協力金、これは花を見ていただくために入場した際に協力金をいただいておりますけれども、それを47万1,000円を見込んでおりまして、町の助成金は100万円となっております。含めまして、総額267万円の事業を行う予定であります。

支出としましては、事務費、委託料、委託料につきましては、除草業務なども行っておりますので、その費用、あと種代、消耗品、除草等に使う燃料費、水道、維持修繕費、そういうものを含めまして、収入と同じ267万円を見込んでおります。事業費260万円のうちの100万円が町の助成ですから、額についても適当かというふうを考えております。

それと、蓬莱島の計画の際に、説明会をほかのところでやったかどうかの追加質問になろうかと思えます。議員の質問の中に、松をそのまま維持してほしいのだというような具体的なお話がありましたけれども、これについては井戸地区の説明会等でも発言をいただいております。説明の中でそういう発言をいただきましたので、今回の計画では倒木の危険があるとか、枝が落ちて危ないとか、そういうものは処理をする予定でありますけれども、それ以外のものはそのまま残すというような方法で実施を進める予定であります。

次に、観光情報館の運営をもう少しやすくしたほうがいいのではないかというようなご質問の趣旨になろうかと思えます。観光情報館についても、運営の方法については町直営でやりますとか委託とかいろいろ方法がありますけれども、町としましては、観光協会が自主的な運営が図れるとか、収入を得られる事業が行いやすいというような方法は何が一番かといいますと、今やっている指定管理の制度が一番効果的というふうなことで、指定管理制度を利用させていただいて、今後も運営をお願いしていく予定であります。

それと、観光業の方が税を払ってもらえるような方法がとれないかというような内容だったと思うのですが、町としましては、議員のご発言にもありましたように、飽きるほど映像がテレビ等に出ているというようなご案内もありました。人が大勢来ていただくことが町の観光業にとっても有用と考えておりますので、今後も映像等報道機関等に情報を提供しまして、より一層長瀬をPRしたいというふう考

えております。

モニュメントの修繕については、観光協会にもお願いします都合がありますので、いま一度、検討をさせていただきますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩したいと思いますが、いかがですか。

〔「すぐ終わる」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 5番、関口雅敬君。

○5番（関口雅敬君） 総まとめで、企画財政課長にちょっと最後の一言の質問をしたいと思います。

私がこの質問の仕方が悪かったかもわからないのだけれども、最初のところで、この5カ年整備計画、5種類だか6種類ありますよね。それを解体というか、この事業は外して残りを仕上げるということになると、その補助金はどうなるのかということを経営に聞いて、私は終わりにしたいと思います。最後お願いします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、関口議員のご質問にお答えいたします。

魅力ある総合整備計画、全部で今のところ4つですか、ことしやるのは4つなのですが、長瀬地区公園、蓬萊島、南桜通り、雇用促進住宅野上宿舎跡地の4つですが、何かを外した場合、この事業はどうなるかということですが、この計画は大きく分けて2つありまして、地域の活性化、観光のまちづくりということと、あと若者の定住を図るという2つの目標がございます。

例えば雇用促進住宅のところ、町としては若者の定住促進ということで入っておりますので、もしこれがなくなった場合は、その事業自体が目標が達成できなくなりますので、補助対象にならなくなる可能性がございます。

まだ、その辺は県とも調整はしておりませんので何とも言えませんが、2つの目標のうちの1つがなくなってしまうわけですから、総合的な整備計画ではなくなってしまうということも考えられます。もし、この事業がなくなった場合ですと、もしかすると26年度の補助金についても返還という可能性もございます。

ただ、ほかの事業で、例えば公園が取りやめとかということであれば、まだこれから実施していない事業であれば、それは変更についてはできるものと考えておりますが、その場合、新たなものを入れるとか、そうなりますとまたいろいろな協議が必要となってくると思います。ですので、何を切るかということによっても事業は変わってくると思います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後零時07分

再開 午後1時10分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） それでは、質疑の前に、まず町当局としては少ない予算の中でも必要最小限の予算で町民の皆様には最大限の行政サービスを提供することが使命だと思いますし、私たち議員はそれをチェックするのが役目ですので、細かいこともあります、ご指摘させていただきたいと思います。

そういった中で、全面的に中長期の構想や町長の施政方針に沿った予算配分になっているのかなとは思いますが、そういった中でも何点か気になる点がございまして、こちらで質問させていただきたいと思います。

まずは、予算書の12ページです。町税でございまして、こちら25年度当初予算は8億4,000万円程度だったのですが、決算調定額は9億3,382万7,006円でした。26年度決算はまだですが、予算は8億3,911万7,000円、27年度、今回の予算は8億3,036万5,000円となっており、25年度決算と比べると1億円程度の開きがありますが、総計予算主義の原則から歳入の見積もりも比較でならないと思いますが、この町税が減る理由について、固定資産税が多少減るとしても、こちらの理由をお聞きします。

次に、14ページ、こちらの4の配当割交付金、5、株式等譲渡所得割交付金については、25年度は合わせて120万円の予算ですが、決算調定額は850万円となっております。27年度は歳入合わせて180万円となっているこちらの理由を伺います。

次は、26ページ、17の寄附金のふるさと長瀬応援寄附金についてでございまして、寄附金なので予算が1としていたのかもしれませんが、平成26年度は、昨日の補正では49万8,000円とのことでした。収入等にもよりますが、実質負担2,000円で、このふるさと納税は控除されるということで最近人気でございまして、そういった中で、ことしから寄附金に対する控除額が上限の2倍になるということで、さらに期待もされております。

昨年の決算のときにも話しましたが、町レベルでも数億円という寄附が集まっているところもあります。先日もふるさと納税のことがニュースに出ておりましたが、今はその地域で使えるふるさと感謝券などで70%還元している自治体もあるようです。長瀬町には特産品等が少ない中でも、町内で使える商品券などにするというアイデアだと思いました。ふるさと納税についてホームページを見ましても、まだ以前と特に変わりがないようですが、こちらについてはいかがお考えでしょうか。

次は35ページです。25年度には不用額が1億3,898万1,955円となっておりますが、これは入札等の関係もあつたりしますが、見積もりの甘さも否めないと思います。ただでさえ少ない予算の中ですので、貴重な財源を町民のための行政サービスの向上や魅力あるまちづくりのために最大限有効活用し、成果を上げて、さらに住みよい町にさせていただきたいと思います。

そういった中で35ページの総務費ですけれども、25年度決算で、こちら2,491万1,232円の不用額が出ており、中でも1の総務管理費は不用額が約1,900万円でした。25年度決算の支出済み額は約6,900万円で、今回の予算は6億4,890万7,000円です。総務管理費でいうとかなり幅広いような感じがしますが、予算のほとんどが給与関係、委託料、使用料、利用料、負担金、補助金関係がほとんどですので、前年度と同じ、もしくはそれほど見積もり等に差が出る部分ではないのかなと思います。

ちなみに27年度予算書を見ると、給与や職員手当は減っているようです。1,900万円あれば、ほかの要望が出ている場所の整備等にも回せると思いますので、こちらの予算配分についてご意見を伺います。

続いて、41ページの上のほうの15の工事請負費です。これきのうの話ですと10分の10の国庫補助という

ことだったのかなと思いますが、こちらも、これ違いますか、ちょっとあれですけども、こちらはもともとは皆さんの税金だと思います。この太陽光発電を設置した場合の効果などはいかがなものか伺います。

43ページです。下のほうの2番の企画総務費のところですけども、企画総務費の12の役務費の中の通信運搬費、こちらが195万5,000円となっておりますけれども、昨年、26年度の予算では408万4,000円、25年度の決算では約390万円となっておりますが、今回は約半分の予算となっております。こちらはこういった費用でしょうか。

45ページ、真ん中の19の負担金補助金及び交付金です。こちらに定住促進対策住宅取得奨励補助金がありますが、こちらは好評だったということでございますが、25年度の決算では1,285万円でしたが、これが今回800万円となっているようです。昨日の町長施政方針でもありましたが、当町ではさらに若者の定住を目指すのかと思いますけれども、こちらの減額の理由を伺います。

56ページの社会福祉費ですかね、社会福祉費についても約3,000万円の不用額が出ておりますので、細かいようですけども伺います。

隣の57ページ、社会福祉総務費の8の報償費についてですけども、25年度決算では報償金、説明のところの報償金が2万3,000円でしたが、26年度の予算では136万4,000円、27年度は69万7,000円となっております。こちらの理由をお聞かせください。

また、その下の11、12、13の需用費から委託料などは、こちらは決算額の倍もしくは倍以上と見ておるようですけども、確かに多少なり余分に見ておくのも必要だと思いますが、この辺の理由もあわせて伺います。

70ページ、公衆衛生費の予防費で右側見ていただいて13の委託料です。委託料のところ、こちらは25年度の決算で1,900万円でしたが、今回は予算2,799万8,000円ということで、900万円ほどの差額が見られます。減額されているものもありますけれども、中でも乳がん検診、日本脳炎予防接種、三種、四種の混合予防接種、高齢者肺炎球菌予防接種などが倍から倍以上の予算となっておりますが、こちらについての理由もお聞かせください。

74ページ、労働諸費です。労働費の中の労働諸費の右側の19負担金補助金及び交付金のところですけども、こちら昨年の決算で指摘させていただきましたが、この中に雇用対策協議会負担金約40万円が入っていたと思うが、これが削減されておりますけれども、こちらは今まで毎年支払っていたもののようなのですが、ことしから負担金が発生しなくなったということでしょうか、こちらも伺います。

78ページの農業振興費です。この農業振興費ですけども、こちらは27年度が1,322万7,000円、前年度と比較すると農業費全体がふえている、約900万円ふえているようなのですけれども、右側の13の委託料の新事業の農道測量設計監理業務委託料と、その下の15工事請負費、農道整備工事ということで、合わせて1,000万円となっており、19の負担金補助金及び交付金、こちらが農業振興対策事業費や特産品開発遊休農地解消対策事業費補助金等々、農業等の発展振興に必要な部分ではないかと考えております。こちらは26年度予算では334万6,000円でしたが、今回222万9,000円と減額となっております。こちらについてもこういったお考えなのか伺います。

82ページの2の観光費、真ん中辺です。26年度より増額の部分は、蓬莱島公園の整備関連5,913万2,000円になると思います。当町は観光立地を目指しているのかと思いますが、そのほか新たな観光費への予算が見当たりません。蓬莱島公園は、観光客はもとより地元の方にも訪れてもらうような場所と考えると、そのほか観光事業に対する新たな取り組みがなく、19の負担金補助金及び交付金も減っているのはいかがな

ものでしょうか。

また、観光公園という部分で言えば、個別部分最適化ではなく全体最適化を目指すため、蓬莱島公園整備事業に付随して公園への案内看板やそこへ向かわせる散策ルートなども考えなければいけません。きのうも少し話が出たと思いますが、蓬莱島を将来的にどう有効活用し、こういった効果を上げていく考えでしょうか、構想を簡単でもいいので伺います。

95ページ、94の4の防災対策費です。防災対策費が1,349万3,000円、これ増額となっておりますが、新しい事業が入っており、840万円程度増加となっております。ここ数年予算になかった18の備品購入費で約400万円、庁用器具購入費とありますが、どのようなものを購入するのでしょうか。

あと2個です。111ページ、文化財費の15の工事請負費、111ページの真ん中です。新井家の修繕工事とありますが、こちらの費用は全て町で負担になりますでしょうか。以前に議会でお話をしたこともあると思いますけれども、重要文化財や天然記念物の管理等については、文化庁の国庫補助金等がいろいろとあるようです。こういったものの活用は考えなかったのでしょうか。

最後に、当初予算の概要などを見ましても、歳入における特定財源と一般財源の割合は、26年度と余り変わりませんが、一般財源が伸び悩む中、人件費、扶助費、公債費などの経常的経費の割合はふえております。先ほどから話も出ておりますけれども、人事院勧告もあり、人件費等がふえる中、経常収支比率が高くなり、弾力性が少なくなると思いますが、こちらについては今後どう対応をしていくのでしょうか。

以上になります。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

平成26年度予算と平成27年度予算の町税を比較いたしまして875万2,000円の開きがあり、この内容についてのご質問でございますが、主な理由でございますが、議員おっしゃるとおり平成27年度は3年に1度の固定資産税の評価がえが行われます。このため前年対比マイナス1,467万3,000円を見込んでございます。また、たばこ税をマイナス200万円の減を見込んでございます。4税の合計をいたしますと875万2,000円の減となっております。また、町民税につきましては、個人町民税、そして法人町民税につきましては、それぞれ増額を見込んでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

何点かあって、もしかしたら飛んでるところもあると思いますが、そのときはまたご指摘いただきたいと思っております。

まず、一番初めに、歳入の部分で配当割交付金と株式譲渡所得の金額が少ないということでございますが、以前にも説明させていただいたと思うのですが、いろいろな地方譲与税から交通安全対策特別交付金までは、26年度の実績や27年度の事業規模のものを見込まれる額を計上したもので、これは県の試算にもよるものございまして、県との相談によって決めているものでございます。

それと、2つ目がふるさと長瀬応援寄附金の関係で、新たな提供品を考えてみたらどうかということもありますが、以前の議会でもお話しさせていただきましたが、現在1万円以上の寄附の方に舟下り券4枚を贈呈しております。この舟下り券をなぜ贈呈するかと申しますと、これを使っていただいて、また長瀬

に来ていただいて消費をしていただくということですので、舟下り券だけのものではなくて、それで長瀬に来ていただいて消費をしていただくという考えで実施しているものでございます。

また、新たな提供品につきましては、また今、宿泊券とかそういうものも今考えておりますので、27年度については、そういう部分で話がまとまれば、そういうふうなものも入れていきたいと考えております。

それと、次が太陽光発電の効果、設置した場合の効果ということでの質問でございますが、今回の事業は県の100%の補助金を受けて実施するもので、目的は災害時に対応するための最低限の電源の確保を図ることです。太陽光パネルにつきましては10キロワットの発電能力で、蓄電池を設置しまして15キロワットの容量でございます。

ご質問の場合、どのくらいの経済効果があるかということなのですが、現在ちょっとそこまでは試算しておりませんが、発電したものを一度蓄電池にためまして、余剰になった電気が庁舎の中で使えるということになります。発電量が10キロワットでございますので、庁舎内全てに供給できるものではございません。通常時でも、災害時に使用する場所に供給されることになっております。その部屋を使わない場合は消費をしませんので、大きな経済効果、節減とはならないと考えております。

また、今回の工事が12月には完了する予定で計画をしておりますので、1月から電気の供給ができる計画ですので、正確な数字につきましては、実績としてまたお知らせしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

また、次が定住促進住宅の奨励補助金が800万円ということで減額になっているのはなぜかということですが、この補助事業につきましては25年度から始まった事業で、平成25年度に事業認定した件数が25件ございました。そのうち17件は年度内に完了し、補助金を支出しましたが、残り8件は完了せずに26年度に繰り越しとなっております。26年度分につきましては、この25年度分の繰り越しと26年度の新規分を考慮しまして1,000万の予算を計上させていただいております。

平成26年度、現在新規の事業認定しました件数は12件でございます。ほとんどが年度内に完了するもので、現在のところ翌年度に繰り越しはほとんどない状況でございます。このような状況でございますので、平成26年度に完了せず、27年度に支出する金額が少ないため、新年度当初予算ではその分を考慮して下げさせていただいております。

あとは、経常収支比率がありました。経常収支比率が高いということですが、やはりどうしても高齢化等になりまして扶助費、それと医療費に関する補助金とかの増額がありまして、後は一部事務組合等の負担金等の支出もございます。どうしても町だけではできないところもございますので、その辺でどうしても経常収支比率なかなか下がらない状態ですが、なるべく弾力性が持てるような数値に持っていけるように今後も努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 岩田議員のご質問にお答えさせていただきます。

全部で3点あったかと思いますが、まず予算書の56ページ、社会福祉総務費の報償費の関係でございますけれども、こちら予算が今年度70万6,000円ということで、そのうちの報償費が69万7,000円でございます。これにつきましては、昨年度福祉の3計画がございまして、そちらを審議していただきます町の保健福祉推進委員会の委員さんの費用の報償費が、3計画それぞれに計上させていただいてありました。その関係で今回は地域福祉計画1本でございますので、その1本の計画を審議していただくための費用と



いう形で計上をさせていただいたものでございます。

それと、成年後見人の関係の費用を全部で33万6,000円ほかに計上させてもらっておりますので、あともう一点は、世代間交流事業の講師謝金等々も計上させてある関係からこの金額になっているということでございます。

それと、その下にあります13節委託料の関係でございますけれども、これにつきましては障害者関係に関する費用が委託料という形でございますけれども、障害者関係の費用につきましては補助金対応でかなりできる部分のところがございます、補助金対応という形になりますと、予算計上がなされていないと補助金対応がなかなかできないということで、補助金の対応をするためにもここに計上させていただきまして、これは使わないという形になりますと、見込みなのでございますけれども、3月、今回の議会において減額をさせていただいたりという形で対応をさせていただいているところでございます。

それと、今年度新たに地域保健福祉計画の策定業務委託料が一番最後のところに入っておりますけれども、こちらをこの節で委託料として対応したいというふうに考えているところでございます。

続きまして、ちょっと飛びまして70ページでございます予防費の関係の13節委託料でございます。この委託料につきましては、今年度予算額が2,799万8,000円という金額になってございます。これにつきましてもいろんな検診、予防接種等がございますが、いろんな検診につきましては、なかなか周知はしているのですけれども、検診率が伸び悩んでるところもございまして、予算消化がなかなかできないというところもございまして、ただ、特定健診なんかは特にそうなのですけれども、60%を県のほうは目指せというふうなことで言われていますけれども、実際には二十数%というふうな健診率になってしまっているというのが、どこの町村もそうなのですが、そういう状況になっているものですから、なかなかそこが伸びていかないということで、毎年ちょっと不用額が出てしまうというところもございまして。

それと、次のページなのですけれども、ことし新たに水痘の予防接種委託料、こちらが新たに加わりましたので、この分も伸びている原因になっております。

それと、議員ご指摘でございました、前のページの一番最後にあります高齢者の肺炎球菌の関係につきましても、昨年が24万円だったものが76万7,000円ということで、これも肺炎球菌の関係は非常に有効だというふうに聞いておりますので、こちらのほうも伸ばしていきたいということで、予算を計上させていただいているというところでございます。

以上、3点でございます。よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、岩田議員のご質問にお答えいたします。

74ページの労働諸費の負担金の関係で、秩父雇用対策協議会の負担金が減っているのではないかとというようなご質問についてです。秩父地区の雇用対策協議会については、1市4町で構成する組織でありまして、秩父地域内の雇用の促進を図るというふうな事業を行っているものです。そのような意味から、今年度は秩父定住自立圏の事業として事業を位置づけたものですから、今回こちらの負担金から減額をさせていただいたものです。

78ページの農業振興費についてでございますけれども、78ページの農業振興費の増額分につきましては、議員ご指摘のとおり農道の整備の関係で1,000万強の費用を予定していますので、増額分についての主な内容はそれが理由になります。

また、負担金補助及び交付金の中の農業振興に対します予算額が減額されているのではないかとというよ

うなご指摘ですけれども、これにつきましては、26年中の申請の状況によりまして、27年度の予算を計上させていただきます。申請件数が減っていたり、申請額が減っているというようなことで、それを加味しまして予算を計上させていただいております。

それと、84ページの負担金補助及び交付金の中の観光関係の助成額が減っているというようなご指摘でございますけれども、大きな理由としましては、85ページに船玉まつり実行委員会への助成金があります。今年度は213万円を要求させていただきました。26年度はポスターをつくる関係で250万円を要求させていただきましたけれども、その分を減額させていただいております。213万は、例年は213万なので、補助する額としては通常というふうなことになるかと思っております。

あと、蓬莱島の今後の利用について、案内をどうするかですとか、今後の利用方法をどうしましょうかというようなご質問になろうかと思っております。案内につきましては、県道の長瀬玉淀自然公園線に県の施設のときの蓬莱島の案内塔がもう既に設置されてありますので、そういうものを活用していきたいと考えております。

また、今後の利用につきましては、地元説明会でも維持管理について何点かお話を伺っております。しっかりとした管理を行ってほしいというような要望もありますので、これから工事を行っていくわけなのでございますけれども、それとあわせて維持管理についての規約等を検討しまして、地元の意見等を取り入れていけたらというふう考えております。

また、花いっぱいなどの事業を町では進めておりますので、今ある制度とか、そういうものを活用しまして、観光の拠点として内容を高めていきたいというふう考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

2点だったかと思いますが、1点目がちょっとお答えになるかわからないのですが、予算書の34ページの総務管理費の25年決算が不用額が多くて、27年度の予算が伸びているというような話であったかと思うのですが、総務管理費につきましては、総務課ですとか企画財政、税務課、町民課、監査等もろもろ入っておりますので、私のほうではとりあえず一般管理費の関係をちょっと申し上げさせていただきたいと思っております。

たしか25年度決算、不用額が多く出したのは事実でございますが、26年度につきましては、昨日の一般会計の補正予算等で人件費をかなり減額させていただきました。何で減額かと申しますと、年度当初と比べて当然人事異動ですとか、職員の新陳代謝、また特に26年度は職員の途中退職ですとか、あと育児休業者、給与の支給がないような職員もおりましたので、その辺で減額等が起っております。27年度につきましては、現在の27年度予定の人員を昇給等も見込んだ形で予算のほうを計上させていただいておりますが、しかしながら共済費のいわゆる保険の関係等が、この秋口から総合修正での移行等がございます、料率等がちょっと未確定部分もございます。その辺は若干上乘せで見込んでいるところもございます。

当然また今後4月以降に職員の人事異動等がございますので、教育委員会ですとか、特別会計等の入り組みもあるかと思っております。その辺でまた人件費等につきましては動きもあろうかと思っておりますけれども、極力現時点でわかっている範囲で適切に見込んだつもりです。よろしく願いいたします。

2点目の防災関係、95ページになろうかと思いますが、庁用器具購入費につきましては、冒頭の説明でも申しましたが、避難行動要支援者名簿システムというのを導入する予定でございます。具体的にはハー

ドとソフトになってまいります。県の補助を10分の10の制度を活用する中で整備したいということで、具体的には災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、要支援者、要配慮者、いわゆる高齢の方ですとか障害を持たれている方、その他配慮を必要とするような方が、自分みずから避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、その辺の要支援者名簿というのを整備して、地域の方等の協力も得ながら、要支援者という形で協力も得ながら、そのシステムを活用していきたいというものでございます。

現状では、要援護者名簿というのはある程度できておりますが、このシステムを導入することにより、住民基本台帳ですとか、介護情報等との連動もあわせて、できるだけ正確な、また最新の情報で整備したいために今回、備品購入費として計上させていただきました。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問にお答えをいたします。

文化財費の旧新井家住宅麦わら屋根修繕工事の関係でございますが、旧新井家住宅につきましては、板ぶきと麦わらぶきの屋根がございますけれども、5年に1度を目安にして麦わら屋根のふきかえを実施しておりますが、今年度傷みがひどい部分がございますして、南側の一部分をふきかえておりますので、残りの部分とトイレの屋根のふきかえを実施する予定でございます。

予算の関係でございますが、10年ごとにふきかえを実施しております板ぶき屋根につきましては補助対象となるようございますが、今回は小規模の工事ということで、国指定の重要文化財ではございませんけれども、補助対象事業にはならないために、全額町の一般財源から支出を予定しております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 先ほどの岩田議員の質問で1点漏れているところがありましたので、43ページのところの役務費、通信運搬費の減額の理由でございますが、ここの企画総務費、幾つかの事業がございますが、その積み上げできているものでございますが、大きなものとしましては基幹系システム事業で、そこで200万ぐらいの減額になっております。内容としましては、クラウド用ネットワーク回線に変更したことによる通信料の減額が主なものになっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 済みません。1点だけ済みません、町税についてなのですけれども、これは決算調定額みたいなのは余り参考にせずに予算はつくるものなのではないでしょうか。それだけお聞かせください。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 岩田議員のご質問にお答えいたします。

予算を編成する場合に調定を基礎として予算編成を行うのかというご質問でございますけれども、前年度、平成26年度の決算状況に基づきまして、決算見込みに基づきまして、平成27年度の予算編成を行うものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 4点ばかりご質問したいと思います。

まず、町長にお伺いしたいと思います。毎年ほぼ同額で各団体に多額の補助金が出ております。補助金の依存度が高まり、自立する意欲と能力が失われているのではないのでしょうか。今後も引き続き補助するのか、また補助金の額はどのようにして決定しているのかお伺いしたいと思います。

次に、建設課にご質問します。予算の概要の13ページに原材料費、事業費150万、この支給の材料の件についてお伺いしたいと思います。今までと同じ考えで支給するのか、例えばコンクリートに関しては労務費と材料費が含まれた単価となっておりますが、このままこういう形で事業を行うのかお聞きしたいと思います。

教育委員会のほうにお伺いしたいと思います。115ページ、町民プール管理費、土地借り上げ料11万4,000円、町民プールは防火水槽も兼ねているとの以前の答弁がございました。今後も11万4,000円が歳出されていくのかどうかお伺いしたいと思います。また、いつまでと限度があるのか、その辺あたりもお伺いしたいと思います。

次に、産業観光課にお伺いしたいと思います。83ページ、花いっぱい運動、これは観光費、需用費、消耗費のところですか。178万3,000円、花いっぱい運動の利用件数、それと利用金額を教えてください。なお、平成25年の決算では62万9,488円という形になっておりますが、その辺4点お伺いしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 板谷議員のご質問についてお答えさせていただきます。

団体への補助金のご質問だと思いますが、もう既に役目が済んだ団体に対しましては、補助金のカットはさせていただきます。

それから、財政見直しを図りましたときに額を決めたわけですが、たしか前町長が就任した翌年だったと思いますけれども、そのときに一度全ての財政を見直そうということで洗い出しをいたしましたときに、そのときに額を決定いたしまして、それから後は毎年同様な額でいっていると思います。そろそろ見直しの時期にも来ているのではないかと思いますので、ご質問のようにこれからは見直しをさせていただきますと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（野原武夫君） 建設課長。

○建設課長（横山和弘君） 板谷議員のご質問にお答えいたします。

当初予算の概要の13ページ、原材料支給事業でございますけれども、これは書いてあるとおりなのですが、地域住民が道路等の補修を実施するための原材料支給を行うものでございまして、コンクリートや砕石等の原材料費ということで、この予算の要望の中の一部には労務費等は含まれておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） ご質問にお答えをいたします。

町民プールは今後どうするのかというご質問でございますけれども、保健センター隣接の町民プールでございまして、管理棟部分の土地借り上げ料を年間11万4,000円お支払いしているところでございますが、この町民プールにつきましては昭和63年に完成をいたしまして、約27年が経過するところでございますが、平成16年ごろから老朽化を理由に休止をしておりますので、プール本体の水漏れなどが進んでおりまして、再開することが見込めませんので、廃止に向けての検討をしていきたいと考えております。

しかし、補助金の縛りがある耐用年数は30年でございますし、中学校校庭の散水設備用にプールにため

た水を使用しておりますので、この水の問題が解決したらということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、板谷議員のご質問にお答えいたします。

花いっぱい事業の事業内容についてでございますけれども、花いっぱい事業は長瀬を訪れていただく方々に年間を通じまして花を楽しめるよう自然と生活に配慮した花の名所に整備をしていこうということで事業を行っているものです。

事業の内容は大きく分けまして2つございます。花の植栽事業ということで、公共的な場所ですとか町道沿線などに町が積極的に花の植栽をしていこうという事業と、花の応援事業というものを行っております。花の応援事業は、地域の行政区ですが、各種団体の申請に基づいて現物を支給していこうというふうなものです。町としても積極的に花いっばいを進めるということで、今年度につきましては例年に比べて予算を増額して事業を進める予定であります。

事業の内容というのですか、用品についての見積もりですけれども、花の植栽事業につきましては苗に係る費用、それと応援事業につきましては資材ですとか肥料、苗の費用ということで172万円を見積もっております。また、花の植栽業務、道路の沿線ですとか公共用地に植える費用ですけれども、これについては植える手間は今のところシルバー人材センターにお願いする予定でいまして、その費用として25万円を見積もっております。花いっぱい合計で197万円の事業費を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

4番、野口健二君。

○4番（野口健二君） 一言だけお願いしたいと思います。

南桜通り、蓬萊島、促進住宅の事業がありますけれども、それに関して、これからオリンピックが始まると業者も大分少なくなるような気がしますので、余り予算を削らないで町の業者に委託できれば幸いかと思いますので、一言。

それと、町長にお伺いしますが、きのうちょっとこれから2年のと言われましたけれども、これから2年で町長が終わりにするのか何だか、それによって工事もとまってしまっただけでは困るので、あとをやる人がいれば別にいいけれども、それはどこをどういう意味で言ったのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 野口議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ただいまは力強いご意見をいただきまして、まことにありがとうございます。また、昨日の私の言葉がちょっと曖昧だったということだと思えます。私の任期は平成29年7月までであるわけでございますが、この事業は30年までということになっております。となりますと、当然私の任期は完了を待たずに任期を迎えるということになるわけでございますが、この事業を私としてはどうしても自分の手で完了したいなという思いはございますが、まだ任期2年余りあるわけでございまして、今この席で出処進退を申し上げるのにはまだ時期尚早ではないかと思っております。これは当然、任期が近くなりました時点で私も判断をさせていただき、また町民の皆さんからもご判断をいただきたいと思っております。

今のところは、ただこの事業がよりよい形で長瀬町にとって、町の将来にとって実のある事業になりま

すように、私なりにしっかりと努めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 野口健二君。

○4番（野口健二君） 町の仕事に対しては、私は仕事上そういうのをちょっと、なくなつては困るので、しっかりしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

〔「答弁あります」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 町長はいいのですか、返事は。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 7番、齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） 私は一言申し上げたいのは、この予算書を見たときに、私はひがんでるわけなのですよ。工業部関係としてひがんでいます。というのは、なぜもっと工業的なことは考えていないのか、観光で食っていきけるわけがないのですよ。工業不況なのですよ、実際は。よく見てください、町税を。その判断で観光、観光と言わないでくださいよ。

これを私は今、当初予算の概要からちょっと申し上げます。これ産業観光課なのですよ、工業は。この中見てくださいよ。緑の村管理、花の里、花のふれあい、観光施設管理、魅力ある観光地図インフォメーション、花いっぱい、桜管理、長瀬町観光振興、蓬莱島、それからこっち、建設課のほうへ入って、今度環状1号線南桜通りということていきますと、幾らなのですか、この予算のこの概要だけで。課長、見てください、幾らだか。この予算の中で。

その中で入っているのは何が入っているかという、工業的なものを考えたときには、何もないではないですか。商工会の会費が500万でしょう。それと、中小企業の利子、これしかないではないですか、工業的に考えたときには。これで工業が発展しなければ、この町は終わるのですよ。それなのにこれしかないっていうのでは、それで商工会へ500万なんて、こんな幾年前からなのですか、冗談ではないですよ。シルバーセンターが900万がいつの間にか1,000万を超えた、それで利子補給なんていうのは、私が商工会の工業部長のときに、25年も30年も前ですよ、やってくれと頼んだのは。なぜかという、要するに工業が発展しなければ税金が納まらないから町は大変でしょう。だから一生懸命働くには利子補給ぐらいはしてくださいと、私が工業部長のときにお願ひしたのが今現在につながっているのですよ。これがふえるようであればだめなのですよ、少なくなるのでは。

それとあと、商工会に補助金をうんと出す、1,000万ぐらい出したらどうですか。そのくらいで働いてくださいというものが何でまけないのですかね。これ見て情けないのですよ。蓬莱島がいい、南桜通りがどう、そんなことよりもっと内容のある対策、雇用対策あるいは工業団地の推進、何でそれが入っていないのかということなのですよ、全体見て。何もないではないですか。情けないですよ、工業部としては。だからあえて私は、これ見てがっかりしているのですよ、こんな予算は。何で観光なのですか、それだけで町は潤うのですかということなのですよ。

要するに工業団地があり、そして産業が発展すると雇用がふえるのですよ。それが基本なのですよ、それが。それをやらないでいて、観光だ、観光だ、あきれちゃうのですよ。それでは、この町は死にますよ、観光だけだったら。誰があんな見てね、美しいと言って、金落とすのではない、みんな弁当持ってきて帰るだけですよ。それは、居つかないのですよ。ここに根づかなければだめなのですよ。この町に根づいて工業政策ができれば、雇用もつながる、人口もふえる、全てがうまくいくということなのですよ。この中

に1つ入っているのはこれしかないですか。情けねえなと思って、この商工会500万、いつまでやっているのですか、500万で。何で会長、そこに議長でいるけれども、言わないのだよ。

〔「どうも済みません」と言う人あり〕

○7番(齊藤 實君) 情けないよ。

だからこの間、実はあるところで、工業部の部長クラスから、もとそういうことで幹部が集まって、今後長瀬町はどういう政策をしようかということ、この間寄居でちょっと集まりを持ったのです。

長瀬町はこれでは情けないと、もっと工業を発展させなければしょうがないよと。皆野、横瀬、小鹿野、寄居町、みんな全部この近辺を調べた結果、長瀬は政策がないのですよ。というのは、工業部関係が弱過ぎる。もっと町にPRして、これだけ働いているのだから、このくらいのことをやってくださいということと言わないからこの状態なのです。そうでしょう、議長。

〔何事か言う人あり〕

○7番(齊藤 實君) 本当に。

だから私は、町長、笑っている場合ではないのだよ、冗談ではないのだよ、これ。

本当にね、将来の町をしょって立つ場合は、これなくして、工業発展なくして町は潤わない。どうですか、それについてちょっとご返事をいただきたいのですが。

○議長(野原武夫君) 町長。

○町長(大澤タキ江君) 齊藤議員のご意見にお答えをさせていただきます。

多分、議長も困っているのではないかと思います。議長、申しわけありません。

本当に齊藤議員がおっしゃるとおりのわけでございまして、長瀬町は工業部会の皆さんでもっていただいているということ、それからまた町外に出られているサラリーマンの方もいらっしゃるわけですが、そういう皆さんに支えていただいていることは重々承知をしており、本当にありがたく思っているところでございます。

ただ、過去、長瀬町も観光地として今日までまいりましたので、これを何とか根づかせて、これで食べていけるような町にしたいという思いの中で一生懸命やらせていただいているわけでございます。そしてまた、ただいま齊藤議員がおっしゃいましたとおり、利子補給と商工会、両方合わせましても820万ということで長くきているわけではございますが、商工会で現在使っております建物、これは町の建物でございまして、これは無償でお貸ししているわけでございますので、そのところも、わずかばかりではございますが、お考えいただいて、ご協力をお願いできればありがたいと思っております。

よろしく願いいたします。

○議長(野原武夫君) 齊藤實君。

○7番(齊藤 實君) まあ、答えにならないね、ふやすとか、ふやさないとか言ってほしいのだけれども。

それで、商工会の建物についてなのですが、あれ地代を払えと言ったのだけれども、払っていないのですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○7番(齊藤 實君) 地代ぐらい払って町に請求をなさないと、雨漏りしたのだったらそれから直してくださいというのだったら、家賃を払っているのだったらいいけれども、払わないからそういうことが出るのですよ。払ってくださいと言っているのだから、今度、課長しっかりしろよ。ということなので、いずれにしても、そんな細かいことではないのだよ、これから言うのは。

では、今課長、私が言った観光についてどのくらい金が出ているのか、ざっと計算してみてください、私が言ったの、花に関係するの。そんな細かい話ではないのだよ、だから。それを観光的なものについて考えれば。冗談ではないのですよ。

いろんな、例えば観光公衆トイレの清掃なんていうのがありますよね。こんなのだって地元でやればいいではないですか。地元の業者がやればいいのですよ、こんなのは、受益者で。そんなものが二百何万も載っているのですよ。家賃なんか問題ではないではないですか。そんな細かいことがいっぱい載っているから、桜管理の委託料100万。そういう細かいことがいっぱい載っている中で、町長、悪いけれどもそんなことでぐずぐず言うてはだめだよ。もっとおおらかに物を考え、そして10年後、30年後こうなりますというビジョンがなくてはいけない、このまちつくる予算を立てる場合は。ただ目先だけで立てていくからこういう結果が出るので。もっと工業団地をこうします、それでこうやって促進をします。雇用促進をしますというような大風呂敷を振るうのならいいけれども、観光の風呂敷だけだったらさ、ちょっと物足りないのですよ、私の考えからすると。

だからあえて今、それではこれをちょっと、どのくらい出るのか、課長、計算してみてくださいよ。その中の一部がこれだけの800万ぐらいの話なのだから。家賃なんか問題ではないのだよ。

ということで、私はね、これからの産業をどうするか。それで、推進すると出ているではないですか、あそこに。工業団地を推進するとかって何か出ていないですか、今。町全体、長瀬だけではなくて秩父市1市4町で。定住でやっていますよね。そういうものを考えたときに、やっぱりこの町には場所がないかもしれない。だけれども、小さいながらのまちづくりというのがあるわけ。岩田に工業導入地域というのがあるのですよ。これは私、つくるときに要望してつくっていただいた。これも利子補給と同時ぐらいにつくっていただきました。そういう経緯があって、今のあれができたのですよ。

それで今、導入地域はあいているではないですか、まだ向こうが。そういうことについては一生懸命やってほしいって。だから、私は観光が悪い、いいを言っているのではない。やる順序もあるけれども、ある程度そういう基盤づくりをしないと、町全体の基盤をつくるということについて議論をしているのであって。

ただ、確かに蓬萊島もきれいかもしれない。だけれども、先ほど5番議員が言ったように、急にやる場合といろんな場合が順序があるかと思えますけれども、ある程度その基盤づくりというのをまずしてほしい。そういう中で、この予算をきちんと立てていただきたいなと思ったので、私はあえて、情けなくなってしまう、工業関係として。

それで、これからもまだこの町に生きなくてはならない。生きる前に、観光、一般の人だったら観光に来る人は、迷惑な人がいっぱいいるわけですよ。日曜は混んでしまってしょうがない、どこへも出られないという人いる。それは商売する人はいいかもしれない、人が来ることは喜ぶかもしれないけれども、反面もあるわけですよ。反対もあるわけだから。だから、その辺を踏まえて工業を、まず工業、それで工業を導入をしていただいくというのが基本姿勢ということで、私はお願いをするわけです。

いま一度、答えと同時に課長の、今私が言っているどのくらいの金になっているのか、その辺をもうちょっとお聞きし、それで町長の意見もお聞きしたいと思います。

○議長（野原武夫君） 町長。

○町長（大澤タキ江君） 齊藤議員のお話、お言葉はもっともだと思ってお聞きいたしました。

ただ、観光業者も商工会に加入されておりまして、観光部会ですか、商業部会ですか、そういう中にお



入りになっていると思いますので、同じ仲間として大目に見てあげてほしいなという思いもございます。

それから、岩田の工業導入地でございますが、前町長もそうでしたが、私も就任いたしましたから、どなたか入ってきていただける人はいないかという思いは、日々持っております。それとまた、上長瀬にございます町営住宅根岸団地でございますが、あそこがあと2軒あきますとまとまった町の土地ができるわけでございますが、そこはぜひ工業ですとか、倉庫ですとか、何かそういったものに使ってほしいということで、今検討を進めているところでございますので、ぜひこれからを大目に見て、気長に見守っていただきたいと思っております。

それからまた、一昨年でしたか、商工会がきれいになりましたけれども、あのリフォームは町のほうでやりましたので、よろしくお願いいたします。

〔「町じゃないぞ、あれ。商工会の予算だ」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 町も出したでしょう。

〔「出さない」と言う人あり〕

○町長（大澤タキ江君） 出したよね。

〔何事か言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、齊藤議員のご質問にお答えいたします。

観光関係と思われる費用についてお答えいたします。観光費、82ページの観光費にあります本年度予算額は8,130万5,000円、それと農林振興の中にあります緑の村、花の里の各事業が832万4,000円で、合わせまして8,935万9,000円になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 齊藤實君。

○7番（齊藤 實君） そうですね。私も計算したのです。そうしたら蓬莱島が入っていない。蓬莱島ではない、この今度の第1号線が入っていないのだよ、これは。1号線を入れると、もっといくわけだよ。と思うのですけれども。まあ、それはいいのだけれども、いずれにしても観光に対してすごい金を出しているなというのは事実。総予算の中の何%になるというのは、私はちょっと今していないのでわからないのだけれども、相当のウエートを占めてくるわけですよ。そういうことでいいのだろうかというのが疑問なのです。

それで、これから先、またこういうふうなことでいったのだったら、ああ、これはだんだんだめになってしまうな、この町もというので、衰退するのではないかなと。もっと工業的なものがふえないと困ったなという時代が、恐らく来ると思う。そうした意味で私はこの質問をさせていただいているわけです。

だったら、ほかのことがあるでしょうと、この前全員協議会でも言いましたよ。ほかのことも、南桜通りやるのだったらほかのこともあるでしょうと。あそこの雇用促進住宅を壊す跡地についても言ったと思うのですよ。そればかりではないで、ほかにも見直すこといっぱいあるでしょうというのが、こういうことなのです。もっと商工会に力を入れ、業者に力を入れていかないとだめでしょうと。あれだけで生活できるわけない、やはり工業政策がない限りは発展しないと思うのですよ。

それで、ここで道路の改良工事なんかを見たときに、また新しくふえているのですね。前は、例えば私のところの8号線、滝の上もそうなのだけれども、今度は63メートルですよ。何でほかのことがふえてき

て、ふやしてきて、それを尻尾切りにするのか。もっとやるのだったら徹底的にやってくださいよ、8号線なのだから、と思って私はいたのだけれども、この予算を見たらたった63メートル、理由を聞いたら、側溝のふたがそういう状態で63メートルだからと。そんな半端何でだと課長に聞いたらそういう話だったので。

そういうことでなく、もっとだから、そういうやることのあることをやっていただきながら観光をやるのなら構わないのだけれども、ある程度、そしたらまた新しい話が入ってきてしまっている。どんどん新しいものをやるのは結構ですけども、いずれにしてもそういうものをやり切った後やるとか、尻尾切りでなくやってほしいなど。

だから私はあえて、この前も言ったのはそういう意味なのです。ちゃんとやりながらやって、それで残りがあったら観光でもいいのです。ところが、5番議員が言ったふたをするだけかもしれない、そういうこともあるかもしれないけれども、それはすぐやってもらうというのはあるけれども、ただ長年これやってきたうちのほうの8号線なんていうのは、もうとっくにできなくてはならないのができなかったの、その辺が私は心残りでどうしようもない。

だから、続けてこれもやってほしいなと思っておりますけれども、だから観光もいいけれども、やるべきことがほかにもあるでしょうというのは、そういういろんなことを含めて、工業政策、それで地元のもっとやるべき道路というのがあるから、私はあえてここで質問をさせていただいています。

以上ですが、よろしくお願いします。

〔課長、答弁ある〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 答弁をしますか。

総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 済みません、休憩をお願いします。

○議長（野原武夫君） 休憩をしたいっていうの。

〔あと少しだよ、答弁しちゃってだよ〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） 答弁を求めておるのですか、7番。

○7番（齊藤 實君） いま一度、では課長、8号線について。理由と今後やるかやらないか。

進行形でなく、ほかのところもあるというのはその中に入っているわけなので、悪かったのがはっきりしないので、いずれにしても言ってください。

○議長（野原武夫君） 建設課長。

○建設課長（横山和弘君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

幹線8号線につきましては、ことし63メートル実施予定ですけども、工事費自体は決して昨年度と見劣りする額ではございません。擁壁の区切りがちょうど63メートルございまして、それとその終点の部分がちょうど山になって、ちょうど一番高いところになりまして、それ以上やってしまうとまた水の流れが逆方向になりますので、沢場まで、諸沢までやる、実施する必要がございます。そうすると延長が約150メートルということになりまして、予算もちょっと多額になってしまうということで、63メートルで今回は工事費を計上させていただきました。

〔次、建設するかしないか〕という人あり〕

○建設課長（横山和弘君） 当然まだ全事業終わっておりませんので、諸沢の部分まで8号線は全線今後も計画していく予定でございます。

以上です。

○議長（野原武夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後2時24分

再開 午後2時40分

○議長（野原武夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はございませんか。

6番、大島瑠美子君。

○6番（大島瑠美子君） では、少し質問させていただきます。

今度の予算は自主財源をいかに確保するかということがすごく必要かと思えます。自主財源以外は依存で生きている長瀬町ですので、そうしますと特定財源をいかに、どうに上手にもらってきて利用するかということがありますので、そこのところをいろいろ町の職員さんもありとあらゆるところを探し回って、そして少しでも財源が豊かになるように努力してほしいなと思えます。

それでは、二、三。45ページ、17の公有財産購入費5,753万3,000円が土地購入費であるのですけれども、この今言いましたように、特定財源のところにも3,810万円あります。そうしますと、これは補助金つきの土地購入費か、それともこちらの新規事業のほうのこの国・県支出金になるのでしょうか。そこのところを聞きたいと思えます。

それから、61ページの重度心身障害者医療費助成システムソフトウェア利用料とひとり親家庭等医療費システムソフトウェア利用料というのは、今度は一斉にこれをしなくてはならないシステムになるのでしょうか。今までこれ使っていないということは、郡市の医師会だとか埼玉県医師会でも、それだけでも済んだのではないかなと思うので、それをお聞きしたいと思えます。

それから、71ページの合併処理浄化槽設置整備事業補助金が101万8,000円と皆野・長瀬上水道組合の浄化槽市町村整備型負担金が741万1,000円出ていますけれども、これは件数がわかったら教えてほしいと思えます。

それから、79ページですけれども、きのう岩田のほうでイノシシが出てきて、おりを設置したと言いました。おりを設置しているときにイノシシがうろうろしたということをお聞きしたのですけれども、そのイノシシはとれたのでしょうか、どうなのかということもあわせて聞きたいなと思えます。それで、役場のほうから、町民から連絡があったらすぐにでも対応するように、ひとつお願いいたします。

それから、79ページの下の19の負担金補助及び交付金ですけれども、この地域特産品開発事業補助金50万円出ております。これにつきまして、地域特産品開発ということで、これから申請が出てするのでしょうか、これはもしも、どこで補助金なりなんなり出していますかと言ったら、「ええと、ええと」と言うのではなくて、素直に教えてほしいと思えます。私もそれに一つ乗っかきたいという業者もいるかと思えますし、このところ隠さないで教えてほしいなと思えます。

それから、83ページの15の工事請負費5,913万2,000円ですけれども、この観光費のほうで特定財源のほうの国・県支出金が3,311万円ありますけれども、これは工事請負費のほうに入れて、トイレ改修工事、蓬萊島公園整備工事のほうの補助金なのでしょうか。そこのところよくわからなかったもので、教えてほし

いと思います。



◎東日本大震災の犠牲者に対する黙祷

○議長（野原武夫君） 審議中でございますけれども、場内の皆様に申し上げます。

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災で犠牲になられた方々に対して、午後2時46分に謹んで哀悼の意を表したいと思います。

黙祷をささげたいと存じますので、時間までしばらくお待ちください。

ご起立ください。

黙祷。

[黙 祷]

○議長（野原武夫君） ありがとうございます。

ご着席ください。

---

○議長（野原武夫君） それでは、大島瑠美子君、質問を続けてください。

○6番（大島瑠美子君） 次に、91ページの15の工事請負費、下の段です。都市再生整備計画事業費の工事請負費3,600万円と補償補填及び賠償金の1,500万円の補償金ですけれども、また、特定財源、国・県支出金が出ております。これは、工事請負費のほうのお金2,810万円のほうに該当するのでしょうか。それとも、補償補填のほうに該当するのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

次に、今度は95ページの13の委託料1,162万7,000円ですけれども、地域防災計画改定業務委託料833万8,000円と、これも国・県支出金の特定財源の396万2,000円で補助金が出ているのでしょうか。それとも、この備品購入費のほうの庁用器具購入費のほうの県補助金396万3,000円とあるのですけれども、そちらに入るのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

それから、新井家は、先ほどしたから結構です。では、それだけ質問しますので、お願いいたします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

まず、45ページの町有財産購入費5,753万3,000円と、あと関連しますので蓬莱島公園、それと南桜通りの関係の事業でございますが、これにつきましては国の補助金が充当されております。

補助金の内容につきましては、21ページをごらんいただきたいと思います。14款第2項第3目土木費国庫補助金ということで、第2節のところ都市再生整備計画事業費国庫補助金というのが1億40万ございますが、この事業につきましては全てここの国庫補助金が充当されております。補助率が最大4割ですので、全額ということではなく4割が充当されておりますので、よろしく願いいたします。よろしいですか。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 大島議員のご質問にお答えします。

今回の重度心身とひとり親のシステムウエアは今回が初めてのあれではなくて、その他の賃借料ということで、毎年とっていったものを指示により委託料のほうに振りかえたものでございます。

もう一点なのですけれども、上下水道組合の分担金ということで26年度は50%、そして27年度は増減になりまして、マイナスの13.6%、ちょっと件数のほうはまた後でお知らせしますので、よろしく願います。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、大島議員のご質問にお答えいたします。

産業観光課関係では、イノシシの関係のご質問になろうかと思えます。この件につきましては、岩田地内の白鳥橋付近にイノシシが出没したというような案件で、苦情者の方を訪問して対応しております。

経過を申し上げますと、3月6日の日に現地を踏査しまして内容を狩猟クラブに連絡をしたところ。3月9日に地元の方の要望で、町所有のおりを置いてほしいということですので、同日おりを設置しております。捕獲については、今のところとれていない状況です。

それと地域特産品開発についてのご質問です。利用されている方を教えてほしいということですので、できる限りその内容等をお知らせするようにするとともに、特産品開発についての事業の周知が足りない部分もあったかと思えますので、積極的に周知のほうをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） 大島議員の防災関係のご質問にお答えいたします。

地域防災計画改定業務委託料につきましては、一般財源対応となっております。先ほど議員の申したとおり第18節の町用器具購入費、これが避難行動要支援者名簿の作成ソフトのシステムを導入する予定でございますが、396万2,000円、県の支出金になります。

歳入のほうでは、25ページ上段になります。埼玉県高齢者と地域のつながり再生事業の補助金のほうを予定しております。こちらのほうが、申請して決定になりましたら進める予定でございます。

以上です。

○6番（大島瑠美子君） 終わります。

○議長（野原武夫君） ほかに。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、当27年度予算について大変私がかかったなと思うことについて、まず一点挙げたいと思います。

平成27年度歳入における公債費比率は8.43%となって、比較的低くなったというふうなこと。それから、歳出では10.18%と高くなったということなのですが、27年度末の公債費の残高見込み額が31億9,139万円というふうな残高予定です。ということで、これは少なくなってきているということで、支出面で公債費比率が高くなるということは、将来負担を減らすというふうなことにつながるのではないかなというふうなこと。

ただ、このままいってくればいいのではないかと思いますけれども、今後魅力あるまちづくり等で、またそれがふえていくということがないように、ぜひ予算を組んでいただければと。これは、だから非常に将来負担率も埼玉県でも高いほうなので、こういう予算組みができてよかったのではないかなと思いま

す。これは、質問ということではなくて。

それで、あとたくさんありますので、一般的なところで言います。一般会計、特別会計合計が25年度、26年度、27年度と徐々にふえています。今年度は昨年度に比べて2.01%ふえています。特別会計、一般会計、全部です。そうすると、25年からこう見ていくと、やや3億円、あと5,000万円ぐらいというので上がってきているのですが、この特別会計については、とにかくお金がかかっていくという状況ではないかなと思いますので、下手をするとさらなる財政逼迫という危険性もあると思いますので、その点について展望をお聞かせ願えればと思います。

あとは、この予算についてなのですが、この予算について町民に知らせる義務があるというふうなことで「広報ながとろ」に掲載されております。私も見ます。見るのですけれども、「あれっ、これ何だろう」と非常に内容的に難しいといいますか、財政的な役所言葉が入っていますのでわかりにくいというふうなことで、これの知らせるといことは、もう少し町民目線で知らせるといことが必要ではないかと。特に、このようなのがありますが、これごらんになっていますか。これは皆野町でやっている町民への予算書というのがあります。これについては、63ページにわたって皆野町で比較的わかりやすいことが書いてあります。これは全員に配るのではないと。広報でも知らせますけれども、詳しい予算が知りたい方は役場に取りに来てくださいということで、これ役場で配っております。これは非常に親切ではないかなと思います。これも予算はかかると思うのですが、多分、業者委託しないで何とかできれば、こんなふうなのも町民目線に立った予算の知らせ方ということがあると思いますので、ぜひそんな努力をしていただけないかというふうな質問です。

では、先に行きます。昨年度から都市再生整備計画事業費という新たな項目ができましたが、本年度1億円を超えました。これの使い道とか云々ありますけれども、この中で歳入のほうで1億40万円が歳入ですよね。これ、予算書でそうなっています。

ただ、歳出面で見ると、その同じ項目で見ると5,305万5,000円ということになっているのです。補助率が40%ということであれば、この事業費が2億円を超えてもいいのではないかなと思いますが、どこかに振り分けられているのか、ちょっと私の能力ではわかりませんでしたので、そのところ事業費のほうで、補助率が本当に全て……企画財政課長、大丈夫ですか。

○企画財政課長（齊藤英夫君） はい。

○2番（村田徹也君） 補助率が全て同じなのか、昨日も質問しましたけれども、多分雇用促進住宅跡地については、全く同じ40%ではなかったと記憶しているのです。そのことについて、私が覚えているのは、あれ45だったか、それとも38だったかなとちょっと曖昧なので、申しわけないのですけれども、補助率がほかの事業と全く同じなのかという点を質問します。

あと、ページを言わなくて失礼しました。26ページに財産売払収入見込みというのが5万8,000円計上されています。財産売払収入で5万8,000円、蔵宮団地等も財産売り払いの予定になっていますよね。そういうのが入っていないのか、私の見落とししか、失礼ですが、ここについて、町有財産の売却について質問します。

続いて、これはちょっとページが散らばっているのですが、町の財政調整基金の繰り入れというのは、標準で10%以内と政府のほうで指定されているというふうなことなのですが、私ちょっと町のインターネットで調べましたら、24年度しか、それしか出ていなかったのですよ。財政調整基金全て合わせてだと思っております。ちょっとわからないのですが、5億9,900万3,000円というふうになっていたのですよ。これ

多分、私のほうは財政調整基金だけではないかなという気がします。その他のが載っていなかったのですよ。なぜかという、減債基金とかその他の基金がありますので、皆野町では17億4,211万円なのです、皆野町はですよ。ですので、多分私の調べ方でこれしか出なかったのも、現在の財政調整基金の残高というのですか、それがどの程度あるのかと。これは多くの市町村で、この財政調整基金の切り崩しが進んでいるというふうなことで、ちょっと今後どのくらいになっていくのかを見たいので、それをわかっていたら、ぜひお願いします。

たくさんあって申しわけないのですけれども、公有財産購入費5,753万3,000円ですが、これは長瀬地区の公園整備に係るものなのかなと想像するのですが、もしそうならば、これから魅力あるまちづくり計画でも指摘があるように、住民の意見を聞くという手法をとるべきではないかなと。今後、緑の村近辺も出されるという可能性があるようです。数年たつと、これに緑の村近辺も入ってくるのかなということもありますので、そういう先を見越すと、この長瀬の公園を購入してやるべきなのかなと。ちょっと私は、これに関してはとめたほうがいいのではないかなという気持ちを持っていますので、質問します。

あと、たくさんあって、53ページ、統計調査費というのがあるのですが、人口統計調査費というのが計上されていますが、非常勤職員報酬というふうになっているのです。このやり方としては、特別に非常勤の職員をお雇いして、そこでやるのか、ちょっと非常勤職員を常時置いているということではなくやるのか、そこを質問します。

あと、社会福祉のほうで59ページ、社会福祉費補助費の福祉タクシー利用料金助成金39万9,000円あります。交付要綱では、予算の範囲以内でその利用料金を補助するとあります。そこで、障害者の方の何%の利用率があるのか。また、利用者1人24枚とその切符が規定されていますが、場合によってはその24枚の利用券では非常に満足できないというふうなこともあろうかなと思いますが、ちょっとこの使用頻度というのですか、わかっていたら教えていただきたいと思います。また、これについては、福祉バス運行も視野に入れた政策が必要ではないのかなと。もう今は、バスになった場合には、その乗りおりとかいろいろありますが、町ではそのようなことも検討していかなければではないのかなと、その予定があるかどうか、お聞きしたいと思います。

続いて、67ページです。長瀬町環境美化業務委託料というのが180万5,000円あります。どこに委託し、町のどこを美化していくのか。長瀬町という名目ですから、当然、町内全域を指しているのですかと。多分、昨年度も質問したと思うのですが、長瀬地域へというような話だったような気がします。協働のまちづくりを目指す町長も言われています。各地区で自主的な美化活動を推進するのが筋ではないかなと。長瀬地区観光についても、その趣旨の美化活動、つまり自助努力が望まれ、この業務委託料、長瀬町環境美化というのは、私は要らないのではないのかなと判断しますが、その点についてお聞きします。

あと、先ほど農業関係で大島議員も質問されましたが、ちょっと重複しますが、種苗費の補助金についても25年度、59万5,000円、26年度、41万5,000円で、27年度、21万円と半減以上減っています。これは、ここ数年で実質的な効果がなくて減額したのか。それとも、それでなくて効果があつて、もう進行できたと判断して取り下げたのか。また、特産品開発補助金については、昨年度なかったというふうな先ほどの答弁でしたが、やはり地域特産品開発補助金を1年だけやって、要するに去年度はやったけれどもなかったと、申請がなかったから、実際出していないわけですよ。今年度は50万円に切り下げてしまったというのは、地域特産品として根づいたとはとても思えません。本来的なら、地域の特産品を開発していくことであれば、増額して、もっとPRして、長瀬町の例えば農業製品のお土産はこれですよとか、そういう

ものが農業施策にあって当然ではないかなと思いますので、その点について、ここを減額されましたが、では、それにかえて特産品をどういうふうにしていくのかというものがあつたら、あつたらではない、あるべきだと思いますので、質問します。

あと、観光情報館、これも関口議員から出ましたが、やや微増しているということで、その観光にかかわる予算と、齊藤議員からも出ましたが、これはやはり観光客の入り込み数というのもある程度正確な人数をとる必要があるのではないかなと。外国人観光客を誘致してとかいうふうなこともあります。では観光情報館に、例えば中国語を話せる人を時期的に雇うとか、英語がしゃべれる人を時期的に雇うとか、雇うというのですか、そういうものがなくて、スマートフォンというか、何かピッとつければ何かしゃべってくれると。以前これも観光協会の職員の方に使い方がわからないと言ったら、「こうやるのですよ」と言ってその人がやって、「あれ、おかしいな、しゃべらねえな」といって、結局とうとうできなかったわけですよ。できなかったのです、実際。それで、おかしいな、おかしいなと。外国人が来て「ペラペラ」とこう言って、話にならないですよ。だから、そんなふうなものを本当なら必要ではないのかなと。

特に、費用対効果である税収の統計というのも、これとつてく必要があるのではないのですか。そうではないと、やはり、では観光にこれだけお金がかかっているのだけれども、観光で潤う町になりましたよというものに関しての根拠がないと思うのです。このことしの税収見てもらってもわかると思うのですが、町税を見ても3億9,000万だかが一般の勤め人というふうな額になっていますよね、多分そうですね。そうなってくると、これ全部ということではないと思うのですけれども、そこのところやはりプライバシーとか個人情報とかあろうかと思いますが、個人ではないのだから観光でこのくらいの収入が入ったと。これは、税務課長ですか。そんなふうなものが必要ではないのかと思います。

あと、83ページ、蓬莱島公園についてなのですが、トイレ整備工事に係る予算等を含めて5,800万円かかっていますが、やはりこれについても、昨日も私言いましたが、どの程度の集客を、特に町民はこのくらい来るだろうと、観光客はこのくらい来るだろうというふうな指標があつてしかるべきだと思いますので、再度この点について、やはりこのくらいは見込んでるのだというふうなこと。トイレがなくても済む程度の人であれば、ちょっとトイレ1,000万円かけて、あのトイレがあることによって、周辺の人が使つてはまずいですね、訪れた人はトイレを使えるということもありますけれども、その点について質問します。

あと、公園整備のところ、91ページですか、測量設計監理委託料というのは旧雇用促進住宅跡地かと思いますが、やはりきのうも出しましたが、これから近隣住民の総意を酌むような工夫というのですか、それらを含めて長瀬の公園というものに関して、同じようにといますか、まず最初に町民に問うと。この辺にこういうものをつくりたいのだけれども、どうでしょうかというものがあつて、それから動き出すと。予算が組めたから、それで聞くというのでは、もうつくるよと前提のものになってしまうような気がしますので、その点についてお伺いします。

次、教育委員会について、99ページ、写真使用料30万円というのがありますけれども、ちょっと写真使用料だけではわかりませんので、どんなことに使われるのかなと質問します。

あと、板谷議員と重複しますが、町民プールについてなのですが、あの施設は多分水漏れが激しいと。それから、今は散水に使っているというふうなこと。あと機械が故障しているというふうなこともあります。小学校でプールをやっていると。川では泳いではいけないと。それから、四方を海に囲まれて河川がたくさんある日本の特性というのですか、それをあわせて、私もそういう故障したプールに対して塩化ビニールを全部張ってしまうということで、プール補修を勤めているときにやった学校もあります。



全然漏らなくなりました。機械のどんな循環器を入れるかわかりませんが、私の記憶では180万円ぐらいで、その機械整備ができた、そんなふうな方向が考えられるのか。先ほどの次長の答弁ですと、あれはもう解体していくような方針だというふうなことです、せつかくあって、もし使えるのなら、それをやはり教育に生かすべきではないかなと思いますので、質問します。

あと新井家住宅なのですけれども、これは細かい数字は言いませんけれども、やはりこれは文化財ですから仕方ない面ありますが、収入に対して支出のほうが多いというのが年々続いていて、ここのところ観覧料も徐々に徐々に減っています。私考えるのには、例えば花の里の一部で昔の農具を使って農作業体験ができるとか、機織り体験ができるとか、時期には幾らかのお蚕を飼育するなど、そんなふうな工夫をしていくとか、そういう工夫も必要ではないかなと。新井家住宅だけではなくて、これは資料館をも含めているかなって気がしますが、やはりそういう今は観光も体験的な観光がふえていると。外国人の方は、日本に割と買い物ツアーに来るといえることが多いようですが、やはり体験旅行ということで長瀬町にも宿泊体験の農業旅行ですか、そんなふうなものを取り入れているわけですから、そういう体験的なものを生かしていく必要もあろうかと思えます。

以上、多岐にわたりましたが、質問のほう終わりにします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

5点ばかりあったかなと思いますが、落ちていけば、またご指摘いただきたいと思えます。

まず、予算内容を町民に知らせる義務があるのではないかと、また広報は難しいので、もっと町民目線に立ったほうがいいのではないかと。それと、皆野町でやっているような概要書について発行してはどうかということですが、まず、広報につきまして難しいということであれば、うちのほうでもまた、もう少しわかりやすいような方法で知らせるように努めていきたいと思えます。

また、概要書につきましては、長瀬町にも概要書はありますので、これは議会告示日以降に閲覧は可能になっております。これも、やっぱり同じように難しい漢字がありますので、もう少し簡単な、わかりやすいような方法でできるように、今担当とも話は進めているところでございます。

それと、2点目が都市再生整備計画、歳入が1億40万ということで、全ての事業、40%の補助率が同じかということですが、この事業につきましては、5年間で全事業4割ということで歳入になっております。ですから、最後、事業が完了するときには総額の4割ということで交付される事業でございます。

ことし、事業費がかなり収入が多いのでございますが、これにつきましては、26年度に全額が来なかったものが、ことし、上乗せで請求ができるということになっておりますので、それを請求しているため、今回1億7,000万ぐらいの総額なのですが、1億ということで多い金額になっております。

ただ、これがまた全てもらえるということではなくて、埼玉県の中全体で、全事業のうちで割り振っていきますので、これがまた35%になるとか、そういうふうな形になっていく可能性もございます。その場合は、また翌年度、その足りない部分を上乗せして請求ができると。最終的に、5年後には40%になるという補助金でございます。

それと、27ページの財産売却収入の関係で、土地代が見込まれていないということですが、このほとんどが本の売却収入といえるようになっております。土地、家屋の売り払いで今回、消防署跡地を売り払うわけですが、これは、まだ金額も決定になっておりませんので、売り払いの契約ができた段階で

補正をかけて、ここに収入に入れるということで、とりあえず1ということで、項目の設定をしてあるものでございます。

それと、45ページ、公有財産購入費は長瀬公園で、これは住民の意見を聞く必要があるのではないか、また、緑の村等の整備にかえたほうがいいのではないかという意見があったということなのですが、今回の計画で長瀬地区の公園ということで進めさせていただくつもりでおります。

住民の意見を聞くということなのですが、設計段階になりましたらいろんな人に集まっていただいて、意見を聞いて、よりよい公園にしていければということ考えております。

それと、あと最後に53ページの人口統計調査費でございますが、その非常勤職員報酬でございますが、これは国勢調査に従事していただく調査員の方の費用弁償になっております。かなり人数が多いわけですので、この金額になっております。

この国勢調査につきましては、全額県の委託金ということで、歳入では25ページのところの統計調査費県委託金のところの一番下のところにあります391万9,000円ということで、県からの委託金で実施する事業でございます。

以上でございます。

〔「基金残高」と言う人あり〕

○企画財政課長（齊藤英夫君） あと基金残高でしたか。

基金残高は、今のところ昨年並み、4億8,000万くらいですか。

○2番（村田徹也君） 全部ですか。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 全部です。

財政調整基金です。

○2番（村田徹也君） 財政調整基金。

○企画財政課長（齊藤英夫君） 確かに、ほかの町村と比べると基金残高はかなり少ないものでございます。

例えばほかの町村ですと10億とか十何億とかという積み立てをやっておりますが、基金は基準財政規模の10%ということで、長瀬町の場合、5億あると大体そこでおさまっている金額なのです。ですから少ないというわけではないのですけれども、ほかの町村が何しろ多いですね。基金は多ければ多いほど、将来負担比率を計算するときには有利にはなりますので、町としましてもなるべく多くの基金を積み立てられるように計画してまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番（村田徹也君） 済みません、4億くらい……。

○企画財政課長（齊藤英夫君） ちょっと済みません。今ちょっと探して、また後で報告させていただきます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 村田議員のご質問にお答えをいたします。

一番初めのほうだったかと思うのですけれども、特別会計が年々増加するというふうなご質問があったかと思いますが、これにつきましては健康福祉課、介護保険特別会計を担当しておりますけれども、こちらのほうにつきましても、やはり被保険者等が増加傾向にございますので、サービスを受ける方もふえてまいり傾向にございます。その関係で増加はやむを得ないものかなということで思っている次第でございます。

続きまして、予算書の59ページ、第20節の扶助費の福祉タクシー利用料助成の関係でございますけれども、この利用の助成事業につきましては、在宅の重度心身障害者に対しまして、福祉タクシーの利用料の一部を補助するという事で、障害者の日常生活の利便を図るという事業でございます。今年度20名の利用を見込んでおりまして、24枚つづりでそのつづりがなっております。1枚が830円のつづりでございます。そういったつづりを年度当初にお渡しをしまして、それを使っていただくという形で利用をしていただいているということでございます。一人一人の利用頻度につきましては、詳細なデータはちょっと持ち合わせておりませんので、わかりましたらまたご提示したいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

あと、福祉バスの関係でございますけれども、バスに関しましては、今のところ当課としては考えておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 村田議員のご質問にお答えします。

まず、特別会計の今後についてなのですが、国民健康保険は年度当初に見込まれる支出に応じてその財源収入を確保するという事になっております。年々医療費等が増嵩してはいますが、平成30年度に広域化に向けて、今進んでいます。埼玉県と一緒になれば、当然埼玉県全体で支えるということになるので、幾分かよくなると思っております。そのほか、今進めている特定健診等でメタボリック等を防ぎ、透析とならない患者をふやすことや、医者に行かなくても生きがいを見つけることが必要だと考えております。

それともう一点の環境美化業務委託料でございますが、この業務については春、夏ごみゼロ運動の際のごみの片づけや、一番問題となるのが不法投棄、長瀬には意外と山林、林道がありますので、林道2本がありまして、その中で児玉とかそういう部分に意外とごみが不法投棄になるケースが多いことでございます。こういう巡回パトロールをしておかないと、その場所自体がどうしても、そこにうちゃってあると、どうしてもごみを捨てる量がふえてきますので、その後の処理が大変となるということも考えられます。それと、また犬や猫の死骸の運搬等やっております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

初めに、79ページの農業振興費の種苗の助成についてでございます。この補助の内容につきましては、養蚕の種代、種というのですか、養蚕の種代ですとか、シイタケの種駒代の一部を補助しようというものです。最近この2つの業種というのですか、やる農家さんが高齢化等で減りまして、申請件数が減っているというような状況で、先ほども説明しましたがけれども、26年度の申請の状況に合わせて、今回予算を要求させていただいたということです。

また、地域特産品開発の事業の助成事業ですけれども、これにつきましては助成は対象事業のうち2分の1以内で50万円を限度として助成をしていく事業になっておりまして、26年度におきましては2件、100万円を予定させていただきましたけれども、これについても26年度は申請がなかったということで、1件50万円分を要求をさせていただきました。事業の案内等については、積極的にこれについても案内をしていくという予定であります。

また、観光情報館の案内業務の関連の質問になろうかと思っております。最近、スマートフォンですか、携帯

等の機能が充実していきまして、翻訳機能を取り入れていたり、地図やホームページなどの機能も充実しているような状況は承知しております。

報道などによりますと、東京オリンピック開催に伴いまして、翻訳する機能が充実して、機械同士でできるような報道もされておりますので、これからそういう機能を取り入れた機種がふえてくるというふうなことが予想されております。人が案内することは重要かと思えますけれども、そういう機材も取り入れる必要があると思えますので、どの時点で取り入れるかというのは、これから検討して、その時点で効果的なもので一番いいシステムを採用するのがいいのかなというふうに考えております。

また、蓬莱島工事の関係で、誘客についてどのくらいの人数を想定しているのか、トイレの利用についてどうかというご質問です。誘客の人数につきましては、魅力あるまちづくり総合整備計画を策定した時点で、利用計画の中に利用者の見込みを提示させていただいております。蓬莱島のツツジの開花時期については5,000人程度、遊歩道とか周辺の公園内を散策していただく利用者は1万人程度を見込むということで、事業を進めておる状況です。

トイレについては、周辺にトイレが設置していない状況にありまして、人員が多い少ないということはあろうかと思えますけれども、公園を整備して誘客を図る意味から、トイレの設置は最低限必要と考えております。

以上でございます。

○2番（村田徹也君） 入り込み観光客数を質問したのですがけれども。

○産業観光課長（中畝健一君） 済みません、入り込み観光客数については、ちょっと資料を持ち合わせておりません。通称200万人ということで公表はさせていただいております。

○議長（野原武夫君） いや、蓬莱島だけで。

○産業観光課長（中畝健一君） 蓬莱島ですか。

○2番（村田徹也君） 蓬莱がいいのです。

はい、いいですよ。

○議長（野原武夫君） 税務課長。

○税務課長（林 宜子君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

観光業に係る方の年収の統計をとる必要があるのではないかというご質問でございますが、所得の分類につきましては、所得税法に基づき区分をしておりますので、特に観光業のみについて統計をとることは税務課におきましては考えておりません。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 教育次長。

○教育次長（若林 実君） それでは、教育委員会関係のご質問にお答えいたします。

まず初めに、写真使用料30万円の関係でございますけれども、5年に1度、内容の見直しを行い改訂をしております小学校3、4年生が使用いたします社会科副読本を平成27年度に作成する予定でございますが、この副読本の中で使用いたします写真ですね、特に昔の古いような写真をお持ちの方から写真を借りるというようなことで、30万円を予算計上しているものでございます。

続きまして、町民プールの関係でございますけれども、塩化ビニールを張ってみてはというようなお話もございましたが、プールにつきましては、本体だけでしたらこういった方法もとれるかとは思いますが、水をろ過するために必ずろ過の装置を設置することは必要でございます、これが高価なものに

なりますし、これ以外に配管ですとか、更衣室や管理室を新たにつくりかえるというようなことが必要になります。こういったことでも補助対象となるような事業ではありませんので、予算の関係になりますが、とても金額的に再開は見込めないだろうというようなことで見ておりますけれども、再開する場合には、どの程度予算が必要になるか検討はしてみたいと考えております。

続きまして、郷土資料館の関係でございますけれども、郷土資料館につきましては、農村地域農業構造改善事業を活用いたしまして郷土文化保存伝習施設として建設をいたしました。しかし、約35年が経過いたしまして、老朽化が進んで雨漏りなどもあることから、今の状態を継続していくことは現実問題としても難しくなっておりまして、入館者のほうも減っているというような状況があるわけでございますけれども。

今後の使用につきましては、今までのように施設や設備を補修しながら郷土文化保存伝習施設として使用していくことがよいのか、あるいは別な目的で、先ほど村田議員も提案されておりましたけれども、別な目的で使用していくことがよいのかなど、県の担当部署や、花の里ということになりますと産業課とも協議が必要になるわけございますが、いろいろと相談しながら多方面から検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、先ほどのご質問の財政調整基金の金額でございますが、今現在4億7,163万9,000円でございます。前年比195万6,000円の増加となっております。

一般的に、財政調整基金については、町の標準財政規模の約10%が適正と言われております。まだ26年度は出ておりませんが、25年度でいいますと、町の標準財政規模は22億2,300万程度ですので、10%といえますと2億2,000万ぐらいあれば適正だというふうに言われております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） まず、答弁の中で予算書を閲覧できるというふうなご回答でしたが、多分企画財政課長だったと思うのです。それは不親切ではないかと思えます。閲覧という言葉なのですけれども、前にもあったわけですが、ちょっと介護か何かだったような気がしますが、インターネットで出しますよと、閲覧できますよという話だったのですが、これは見るだけだから多少あると思うのですけれども、ではそれを見て質問したりとかそういう場合に、分厚いものときにそういう回答があったのですよ。それではまずいのではないですかと言ったら、今度はプリントアウトしてお渡ししますよということがあったわけですが、皆野町でこれやっておるわけですよ。これは必要であればとりに来てくださいというようなことで、内容についても写真が入っていたり、本当にわかりやすい文で説明しているわけですよ。だから、予算企画書をどうぞ見ていってくださいではなくて、このほうがわかりやすいのではないのかなというふうな私の質問なのです。ですから、そういうものがありますよ、閲覧できますよではなくて、違うそういう親切な方向に持っていったほうがいいのではないかなという質問ですので、再度お願いします。

あと、財産売払収入見込みなのですが、消防署跡地については出ていない、まだ載っていないと。これ結構だと思うのですが、根岸団地については分譲しているわけですよ。

〔「蔵宮」と言う人あり〕

○2番（村田徹也君） いや、蔵宮、失礼しました。蔵宮については、していると。

ただ、それを売れる見込みをとっていないのかどうかということはありません。根岸については、先ほど町長が、まだ住んでいる人が、こちらにも住んでいる人いますよね、まだいらっしゃいますけれども、そう大きい規模で何か工場とか倉庫とかそういうのを考えているというお話だったのですけれども、これは人口増にはつながりませんけれども、蔵宮もあるわけですから、やはりその売り払い見込みというのは、あってしかるべきなのではないのでしょうか。

あと、今度は財産管理費の委託料、要するに公有地を長瀬に公園として買い取るというようなことで、予算がついたら設計段階で必要な人にお話を聞きますよという話だったわけです。では、必要な人に聞くというもう漠然としたことなのではすけれども、これだと同じように計画が進んでしまうような気がするのです。やはり、だから町政の執行として何か事業を行うというものに関して、やはり少なくともその近隣、例えば長瀬なら宝登山区に住まわれている方とか、その辺のところに関して、こういう状況で、こういうものを、ここに公園をつくることについてはどうですかというふうな問いかけが、私はあって、住民目線の行政が行われるのではないかなと思いますので、その点について、もう一度質問します。

今度は、健康福祉課についてですが、福祉バスについては、今のところ運行する予定はありませんよというお話だったです。これは、体に障害を持たれた方に強く何度も言われています、不便であると。

「福祉バスを運行していただきたいのですけれどもね」と。「これ町のほうに言ってください」と言っただけです。「私が言うべきことじゃありません」と。町のほうに届いているかどうかわかりませんが、やはりそういう要望があると。障害を持って車椅子で生活されているという方だから、普通のバスの乗りおりというのはどうかなとかありますけれども。また、あとは買い物難民となっている老人もかなりいるというふうなことを踏まえて、福祉バス、お金もかかりますよ、お金かかりますけれども、やはり高齢化を見込んで、そういうのは必要ではないのかなと。検討するという、検討してだめだということもあると思うのですよ。町として検討してみても。それが、先ほどの課長の答弁ですと、それはありませんということ。もう、ないということとは全然ないということ、検討する余地もないということですよ。だから、いや、それでは不親切なのではないのかなと私は思いますけれども、少なくとも検討の台の上にのせていただくことぐらいはできないのかなと思いますので、再度質問します。

もう一点だけ、済みません。農業施策については、どうしても納得できないので、14.何%の多分非耕作地というのですか、遊休農地だと思ふのですよ、農業委員会で調べたのは。でも、実際問題として、雑木が生えてどっとなっていると。それで、そこも一応農地として認めようと。私も実際回ったとき、「これ、てっちゃん要らないんだけど、誰かもらってくんねえかね」と、そういうことはとてもではないのですけれども、町のほうのあれで調査に来たのですよという、そういう農地も随分あるわけですよ。とにかく作物をつくっても肥料代にもならない。「これ、何とかなんないんかさ」とか、とにかく私は畑を草を生やしたくないのだと。できる限りはやってくるのだと。もうそろそろ限界だと。息子夫婦に言っても、もう全然やってくれない。勤め人がそんなことできるかと、そういう状況でいるということなのです。

それで、やはり先ほどの特産品もそうですけれども、長瀬へ行って、例えば私、皆さんもそうだと思うのですけれども、観光地へ行きますよね。何か買ってみたいと思いますよね。そうすると、これが特産品というか、ここへ来てこれを買っていくと。もうずっと根づいているところは別ですよ。海べりに行って、静岡あたりでワサビ漬けたとか、これもう当たり前になってしまっていますから、静岡でワサビ漬けを買

ってくれば日持ちもするし、いいなとか。で、長瀬へ行きましたと。長瀬町で、やはり農業生産品として特産とするもの、なるものがないということを見ると、やはり農業振興というのですか、先ほどシイタケをやる人も少なく、高齢化してしまったと、そうですね。あと、蚕を飼っていると。絹織物も非常に衰退していますが、これもだめだと、もう少なくなってしまったと。だけれども、考えてみればガですか、ガから何か緑色のお蚕というのですか、絹糸をとってと、非常に高級だとか、そんなふうな努力もあってしかるべきではないかなと。いや、そういう姿勢があつてですよ。大変お金と努力と必要かもしれませんが、やはり町としてもそういうものに関してやっていこうという姿勢を示していけば、きっとそれは住民にもある程度は伝わるのではないかと。

ただ、これだけ高齢化して農業者の平均年齢が66歳を超えているというふうなことを考えると、厳しい面はあるだろうけれども、もっともっと本当に農地として再生というのですか、活用していくということは必要だと思うのですよね。この狭い中山間地域では、農地の集約というのは非常に難しいわけですよ。法人化してとか、いろんなそういうこともありますけれども、やはり将来的にもっと考えれば、農業で若い人たちがそれをやってみたいと、そういうお蚕をやっているのなら、それを長瀬へ来てやってみたいという人が出てくるような、難しいとは思いますが、そういうものが出れば、これは非常に難しいですよ。では、お前やってみろと言われても、「うん」ということはあると思いますが、そんなような工夫というのは、やはりあってしかるべきではないのかなと。こうなりましたよ、こうやっていますよ、確かに補助金も少なくなりましたよというのはわかります。確かに町の職員の方は少ないところで、農業担当が3名でやるということとか、観光もあるとかいうことがありますと非常に難しいと思いますが、やはり食というのが人間の本能ですよ。ぜひ、そここのところでもう一度、余り長くしゃべっても同じようなことを繰り返していますので、お願いします。

○議長（野原武夫君） 企画財政課長。

○企画財政課長（齊藤英夫君） それでは、村田議員のご質問にお答えします。

まず、概要書、閲覧だけでは不親切ではないか、配布してもいいのではないかとということでございますが、今後配布もできるように検討してまいりたいと考えています。その中には、もう少し見やすい、やっぱり写真もあるとか、そういうのもあって、そういう見やすいものができればいいのかなということで、またちょっと検討させていただきたいと思います。

それと、蔵宮団地と根岸団地、金額が入ってもいいのではないかとということでございますが、まだ売買の募集もかけておりません、契約もできておりません、金額も決定しておりませんので、契約ができて金額が確定した段階で補正予算のほうに計上させていただきたいと考えております。

また、長瀬公園については、もっと意見を聞くべきではないかとということでございますが、その場所かどうかということも含めてなのですが、町としましてはもう今の場所で計画を進めておりますので、その公園がよりよい公園になるよう、若い人やいろいろな方、多くの人の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） 村田議員のご質問にお答えいたします。

福祉バスの運行に関するご質問でございますが、先ほどの答弁では、当課としては考えておりませんというふうな回答であったと思いますが、長瀬町につきましては、地形が中央に国道、鉄道が走っていると

いう状況でございます。財政的などころも非常に出てくるかと思しますので、その運行に對しましては財政サイドともいろいろ協議をさせていただいて、町の方針としてどういうふうにするかということを検討していきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野原武夫君） 産業観光課長。

○産業観光課長（中畝健一君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

農地の有効利用についてのご質問になろうかと思ひます。具体的に、もう利用できなくてほかの方に農地として使つていただきたいというようなご提案もありました。もし、どなたかほかの方に使つていただきたいのだというような具体的にありましたら、大変恐縮なのですが、窓口まで来ていただいてお話をいただければ、ご相談に乗れる状況になっておりますので、もしできたらご紹介をいただければ幸いかと思ひます。

特産品開発についてのご質問です。最近長瀨町の農業は非常に難しい状況になっております。予算書上は、ただいま説明したとおりなのですが、予算書には載りませんが、町として行つてゐる事業もありますので、ちょっと簡単にご紹介をさせていただきたいと思ひます。

長瀨町では、新しく就農を希望される方の受け入れる制度としまして、長瀨町の担い手塾という制度を設けていまして、受け入れ態勢の充実を図つてゐるところです。3月の下旬だつたと思ひますのですが、区長回覧のところでは担い手塾の案内をさせていただきましたけれども、これについても積極的にPRをさせていただいて、受け入れができるように努めてまいりたいと思ひます。

また、平成25年度からなのですが、長瀨駅前におきまして、農産物の即売会を行つております。特に予算上費用がかかるわけではありませぬので、要求はしておりませぬけれども、本年度についても駅前において数回行う予定ですので、なるべく販売できる機会をふやすように、これからも努めてまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませぬか。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） それでは、最後になりますが、産業課長を責めてゐるわけではないのですが、やはり農林水産業費が昨年比マイナス2,575万2,000円なのです。2,500万円多分減つてゐます。ないものをあつるものと、ないものをチャンスにするとか、もしかしたら間伐材が使えるではないかとか、何かそういう発想を持たないと、農林業だめになってしまうと。

特に今、課長が答弁されましたお蚕なんかで若い人が来たりしてゐるということも私も承知をして、女の人が来たりしましたよね。では、その人が果たして今の状況で長瀨へ来て、そのお蚕をやるということになつて、ではそういう土台がまだないと思ひますよ。研修には来れると。だけれども、そういうことをやつてゐるというのはわかるのだけれども、だからそれを進めてという行政をもう少しやつていかないと本当に。

これも名前は出せませぬが、困ると、生活が困ると。要するに国民年金をもらつてゐると、畑をやつてゐると、税金は払わなければいけないと。畑は、とにかく肥料を買つてきて、苗を買つてきてやると。それは売るとか、もう年をとつてゐると売り行くとかそういうこともできないと。本当に肥料代ぐらいにでもなればなど言つてゐる人がゐるのですよ。

だから、そういう人たちもいて、一生懸命やる人はそれで済むのだけれども、もう諦めたという人は、



要するに非耕作地でもないけれども、草ぼうぼうになってしまうと。もう草が生えても、これに例えば誰かを頼んで草刈りをやると、例えば年間3回やれば10万円ぐらいかかってしまうと。とてもそのお金は出せないという方もいらっしゃると思いますよね。幾人も知っているというわけではありませんけれども、あとは所在不明でなってしまうとかいうところはありますけれども。

これから若い人たちが町をしょって立ってもらわなければならないわけですから、もう若い人たちは農業をやらないよではなくて、若い人たちにも少しやる気を持って、会社に勤めているけれども、日曜日に少し畑をやるとか、そういう人もいますけれども、非常に少ないような気がします。だから、そんなふうなのも一つの施策かなと思いますので、諦めないでといいますか、日本の食料自給率は、安倍首相は日本の農業は強いのだよとか、海外へ行っているのだよとか言っていますけれども、それはごく一部だと思うのですよ。そうなるのかなって私は思いますけれども、現状を見ているとね。そんなこと言っても始まりませんが、長瀬町でもそういうところにぜひ、来年度ではなくて、その次の年の予算見たらこうなっていて、遊休農地が減ったなど、ぜひそういうふうに思いたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございせんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思ひますが、ご異議ございせんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議がありますので、これより討論を行います。

まず、本案に対する反対討論を許します。

5番、関口君。

○5番（関口雅敬君） 私は、町長の施政方針に財政がかなり悪化しているとの報告があり、先の見通しも不安であるとのこと、このような時期に魅力あるまちづくり総合整備計画の内容を町民に十分な説明がなされていなく、大型公共工事が進められることは、いま一度検討、見直しが必要で、町民にしっかり説明を示し、理解を求めめるのが優先である。重点的事業を執行するのは大事であるが、町民が望むほかの行政事業等が犠牲になっているので、予算の修正を求め反対討論といたします。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

3番、板谷定美君。

○3番（板谷定美君） 私は、企画財政課長の言葉を信用し、財政状況が厳しいながら、工夫しながら財政運営をするという手腕に期待したいと思ひます。

それと、各事業、蓬莱島公園整備事業、こういう公園、清らかな水が流れ、せせらぎの音が聞こえるような環境整備が心地よい環境づくりの第一歩と言えます。また、見るだけの観光だけではないというふうにも一致しております。庶民の憩いの場となることを期待しております。保育園、幼稚園、小学校の遠足、また高齢者の散歩コース、利用の仕方は千差万別と思ひますが、利用したいと思わせる仕掛けを考えると、大勢の方が活用をすると思ひます。

また、高齢者の健康維持により医療費の削減等十分考えられます。そのために、今つくった後の管理、利用方法を常に考えてもらい、決して無駄にしてはいけないと思ひます。

また、南桜通りに関しては、道路の整備をすることで事故の発生が多くなると思われる方もいらっしゃる

るかもしれません。それは、速度制限と交通規制をすることで解消されると思います。安心して落ちついて歩ける歩道、観光客のニーズとしても大きなまち歩きを促すことと思います。

それと、雇用促進住宅におきましては、若者に分譲することにより、税の徴収または人口増につながり、将来に向けてのメリットがあるような感じがいたします。また、これが分譲が完売できるような施策、宣伝方法をお願いしたいと思います。

また、原区における分譲地も8分譲地ございました。これは2年以内で全て完売しております。立地条件がいいところでございますので、私は期待しております。

以上、私は賛成といたします。

○議長（野原武夫君） 次に、反対討論を許します。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 予算総額は、昨年度より下回っているというふうなことで、評価といたしますか、できるかなというところはあるのですが、毎年度、当初予算と決算といった場合に、かなり3億何千万円ぐらい上乗せがきているのですよ。本年度32億五千六百幾つということになります。実際問題というのは36億ぐらいに昨年もなっているというふうなところで、私は魅力あるまちづくり計画の中で、特に公園、一番ひっかかるのが長瀬の公園です。立地条件が、本当にあそこでもいいのかなという思いが私は非常にあります。

あの計画についてみると、1億5,000万円ぐらいかかっていますが、あの中には、例えば町長はみ～な公園を参考にしたような、同じではないけれどもというお話をいただきました。少なくとも、以前の、12月の議会でも私質問しましたが、あれに遊具等で、遊具だけではないのですが、約8,000万円ぐらいかかっていると、総工費になりますけれどもね。遊具代はちょっとここでもって5,000万円ぐらいだったと思います。あの程度でそのくらいかかります。そうすると、あそこに公園をつくった、1億5,000万でつくりましたよでは済まないわけですよ。それに対して、今年度ではありませんけれども、またその遊具代であるとか、そういうことを上乗せしなければならないと。

あそこに駐車場もつくらなければいけないと。あそこに行くということになると、非常に下に、崖っ縁におりていくような形ですよ。観光客が、近いので、あそこに駐車場つくったそこに車を置いてしまって、非常に混雑するときどこかへ行ってしまおうとか、町営の駐車場をつくるのならそれでいいと思うのですけれども、目的が町民の憩える公園というふうなことであるので、それがここに入っているということ。

また、雇用促進住宅を分譲するというふうな、それもあきという考えはあろうけれども、やはり若者定住というのであれば、あそこを売ったら若者定住が進むとはとても思えません。若者定住は地方創生の中でやり直して、こういう形で長瀬町は若者定住をやるのだよというものをを出して、そこでやっていけばあそこを分譲しなくても、例えばあそこを児童公園にしてもよからうということで、反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（野原武夫君） 次に、賛成討論を許します。

1番、岩田務君。

○1番（岩田 務君） 1番、岩田です。賛成の立場でお話しさせていただきます。

というのも、私が先ほど質問させていただいたときにお話ししましたが、まず、中長期の計画に基づい

た内容になっているということ。その中で、私は4年前にも魅力あるまちづくりというのをやっぱり Motto に自分でもいろいろ考えてきておりました。4年ぐらい前のときに、やっぱり財政をすごく絞っていた部分もあったと思うので、今後どうなっていくのかなという中で、この魅力あるまちづくり計画が国の4割程度の補助金があるという中で出てきて、私としてみれば、これが今チャンスだったのかなと思っておられます。そういった中で検討会を開き、幾つか、8つぐらいあった事業がだんだんいろいろ考えられ減ってきたのかなと思いますが、そういった中で私は今を逃したらこの長瀬の魅力創造の中で、ちょっとこの先もっと難しくなってくるのではないかなと思います。そういった中で、この魅力あるまちづくりについての公園とかの計画は賛成しております。

再三指摘があります。経常収支比率についても、これは自由に使える一般財源に対して毎年継続して支出しなければいけない経常的経費の割合になりますので、当町の課題としましては、財政改革により経常的経費の削減と一般財源の増加が必要なのだと思います。ですので、今回の予算については、こちらはまた別のことと考えて、経常収支比率との問題については、こちらについては待ったなしですので、継続して財政改革を進めていただくようお願いしたいと思っております。

全体的なことにつきまして、私もさっき質問させていただきましたので、予算に対しては賛成させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（野原武夫君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成27年度長瀬町一般会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（野原武夫君） 起立多数。

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第15号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第2、議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計予算「歳入歳出予算」「一時借入金」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により、議会に提出するものがございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ9億8,341万1,000円となり、前年度予算と比較し8,216万4,000円、9.1%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計当初予算についてご説明申し上げます。

まず、被保険者等の状況ですが、平成27年2月末現在、被保険者数は2,309人、1,298世帯の方が加入しております。

それでは、予算書の131ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,341万1,000円とするものでございます。平成26年度と比較して8,216万4,000円の増額、9.1%の増でございます。

次に、予算説明書により説明させていただきます。136、137ページをごらんください。最初に、歳入予算の主なものについてご説明させていただきます。

第1款第1項国民健康保険税、第1目一般被保険者国民健康保険税でございますが、1億4,726万2,000円で積算させていただきました。

第1節医療給付費分につきましては、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額により算出した合計金額でございます。

第2節後期高齢者支援金分につきましては、後期高齢者医療制度の財源として社会保険診療報酬支払基金に納付する後期高齢者支援金に充てるもので、所得割額と均等割額により算出した合計額でございます。

第3節介護納付金につきましても介護納付金に充てるもので、所得割額、均等割額により算出した合計額でございます。

次に、第2目退職被保険者等国民健康保険税でございますが、1,495万5,000円で積算させていただきました。医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を一般被保険者と同様に積算してございます。

次に、1枚めくっていただき、138、139ページをごらんください。第5款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目療養給付費負担金でございますが、歳出の一般被保険者療養給付費等負担金分や介護納付金負担金分、後期高齢者医療費支援金負担金分の法定割合分として1億7,597万1,000円を積算してございます。

次に、第2目高額医療費共同事業負担金でございますが、市町村国保財政の基盤強化のため、費用額で80万円を超える標準高額医療費拠出金の4分の1相当額が交付されるもので、251万4,000円を積算してございます。

次に、第3目特定健康診査等負担金でございますが、平成20年度から各保険者に義務づけられました特定健康診査・保健指導費用の国の負担分90万2,000円を積算してございます。

次に、第2項国庫補助金、第1目財政調整交付金3,897万6,000円でございますが、普通調整交付金につきましては、市町村間の医療費の水準や所得水準によって生じる財政力の不均衡を調整するために交付されるものでございます。

次に、第6款第1項第1目の療養給付費交付金でございますが、退職被保険者の療養給付費に充てるべき財源として社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、3,089万8,000円を積算してございます。

次に、1枚めくっていただき、140、141ページをごらんください。第7款第1項第1目の前期高齢者交付金でございますが、65歳から74歳の前期高齢者の医療費の財源として、加入者数に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので、2億143万1,000円を積算してございます。

次に、第8款県支出金、第1項県負担金、第1目高額医療費共同事業負担金でございますが、国庫負担

金と同様に県からも負担金として交付されるもので、341万6,000円を積算してございます。

第2目特定健康診査等負担金も国庫負担金と同様、特定健康診査費用等に充てるために90万2,000円交付されるものでございます。

第2項県補助金、第1目都道府県財政調整交付金2,678万円でございますが、市町村国保の財政力の不均衡を調整するために交付される普通調整交付金として療養給付費負担金の一定割合が、また特別調整交付金が人間ドック等健康診査に要する経費等に対して交付されるものでございます。

次に、第9款第1項共同事業交付金、第1目高額医療費共同事業交付金の1,562万1,000円でございますが、1件80万円を超える高額な医療費の発生による国保財政の急激な影響の緩和を図るため、国保連合会から交付されるものでございます。

第2目保険財政共同安定化事業交付金の2億2,137万2,000円でございますが、市町村国保間の保険料の平準化、財政の安定化を図るため、県内市町村の拠出額を財源として費用負担を調整するため国保連合会から交付されるものでございますが、平成27年度から事業対象を全ての医療費に拡大されることになりました。

次に、第11款繰入金第1項第1目一般会計繰入金7,816万4,000円でございますが、第1節保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）と、第2節保険基盤安定繰入金（保険者支援分）、第3節事務費繰入金につきましては、国保担当職員3名分の給与費を含みます事務費として繰り入れるものでございます。

1枚めくって、142、143ページをごらんください。第4節出産育児一時金等繰入金、第5節財政安定化支援事業繰入金は、それぞれ法定負担分の繰り入れを行うものでございます。

なお、第6節その他一般会計繰入金は、医療費の支払いに対しまして財源の不足が見込まれることにより、繰り入れさせていただくものでございます。

続きまして、歳出でございますが、146、147ページをごらんください。第1款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の2,820万3,000円でございますが、国民健康保険事業を運営するに当たりまして職員の人件費、国保連合会に対します共同電算処理の手数料やレセプト点検業務委託料等でございます。

第2項の徴税費は、国民健康保険税の収納に要する諸費用でございます。

次に、1枚めくっていただき、148、149ページをごらんください。第2款保険給付費は5億9,095万9,000円で、予算全体の60%を占めております。第1項療養諸費は、一般被保険者や退職被保険者の医療費や療養費として一定割合を保険医療機関等に支払うもので、第2項高額療養費は、被保険者が同一の月内に病院、薬局等で受けた診療に係る一部負担金等が限度額を超えた場合に支給するものでございます。

1枚めくっていただき、150、151ページをごらんください。第3項葬祭諸費は、被保険者が亡くなられた場合、その葬祭を行った方に5万円を支給するものでございますが、20人分計上してございます。

次に、第5項出産育児諸費は、被保険者の出産に対しまして、その世帯主に1人当たり出産育児一時金として42万円を支給するものでございますが、8人分計上してございます。

次に、第3款後期高齢者支援金等の1億1,378万3,000円でございますが、後期高齢者医療制度に係る費用のうち4割相当額を支援金として社会保険診療報酬支払基金に拠出するものでございます。

次に、1枚めくっていただき、152、153ページをごらんください。次に、第6款介護納付金4,390万3,000円でございますが、介護保険第2号の被保険者、40歳から64歳の方から納入いただいた介護保険料について、介護給付費納付金として社会保険診療報酬支払基金に納付するものでございます。

次に、第7款共同事業拠出金1億8,888万4,000円でございますが、保険運営基盤の安定化を図るため国

保連合会で実施している高額医療費共同事業と保険財政共同安定化事業の財源に充てるために拠出するものがございます。

次に、第8款保健事業費の1,084万5,000円でございますが、保険者に義務づけられている40歳から74歳までの被保険者の方を対象とした特定健診、特定保健指導等の費用でございます。また、27年度から人間ドックの費用の一部助成を2万円から2万5,000円に引き上げて、生活習慣病予防対策を図るものでございます。

以上で議案第15号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第15号 平成27年度長瀬町国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。



### ◎議案第16号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第3、議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計予算「歳入歳出予算」「歳出予算の流用」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ7億4,875万8,000円となり、前年度予算と比較し2,832万4,000円、3.9%の増となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について健康福祉課長の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、予算書の165ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総

額を歳入歳出それぞれ7億4,875万8,000円とするものでございます。平成26年度当初予算と比較しますと2,832万4,000円の増額、伸び率は3.9%の増となっております。

次に、説明書の170、171ページをごらんください。主なものにつきましてご説明させていただきます。

初めに歳入でございますが、第1款保険料、第1目第1号被保険者保険料ですが、特別徴収及び普通徴収合わせて1億6,637万3,000円を見込ませていただきました。

次に、第3款国庫支出金1億6,898万3,000円でございますが、この款に係る歳入は、保険給付費や介護予防事業、包括的支援事業や任意事業に係る地域支援事業の財源として、法定割合分に応じて交付される国庫の負担金や交付金でございます。

次に、第4款支払基金交付金1億9,930万6,000円でございますが、保険給付費や介護予防事業に係る地域支援事業の財源として、社会保険診療報酬支払基金から法定割合分に応じて交付される交付金でございます。

次に、第5款県支出金1億651万円でございますが、保険給付費、介護予防事業や包括的支援事業、任意事業に係る地域支援事業の財源として法定割合分に応じて県から交付される交付金でございます。

次のページ、172、173ページをごらんください。第7款繰入金、第1項一般会計繰入金1億602万6,000円でございますが、保険給付費や地域支援事業を実施するための財源としての町の法定割合分を、また認定調査ほかの事務費などを事務費等繰入金として一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、歳出でございますが、176、177ページをごらんください。第1款総務費の1,662万4,000円でございますが、第1項総務管理費は介護保険事業に係る被保険者証の発行や介護保険制度改正に伴うシステム改修委託料及びソフト使用料などの一般事業に係る費用でございます。

第2項徴収費は、保険料賦課徴収のための費用でございます。

第3項介護認定調査費は、介護保険サービスを受けるための認定調査に係る費用や認定調査会の運営に充てるための負担金でございます。

178、179ページをごらんください。第2款保険給付費7億176万2,000円でございますが、第1項介護サービス等諸費は、要介護者の方が介護サービスを受けた場合に係る介護サービス費で、第1目は訪問介護、通所介護、短期入所、生活介護など居宅にしながら介護サービスを受けるための費用となっております。

第3目は、特別養護老人ホームや老人保健施設等への施設で介護サービスを受けるための費用となっております。

第4目、第5目は、福祉用具の購入や住宅を改修した費用の一部を支給する費用となっております。

次に、第2項介護予防サービス等諸費は、要支援者の方が介護予防サービスを受けた場合に係る介護予防サービス給付費でございます。

第1目、第2目は、通所介護予防や認知症対応型介護予防を利用した場合の費用でございます。

第3目、第4目は、介護予防福祉用具の購入や介護予防の住宅を改修した費用などの一部を支給するものです。

180、181ページをごらんください。第4項高額介護サービス等費、第5項高額医療合算介護サービス等費、第6項特定入所者介護サービス等費については、要介護者の負担軽減を図るため、各サービスで自己負担額が一定の上限を超えた場合に法令に倣い、その額と基準との差額について介護給付を支給するものでございます。

第4款地域支援事業費ですが、次のページ、182、183ページをごらんください。第1項介護予防事業費

は1,046万円を見込んでおります。

第1目二次予防事業費は、65歳以上の高齢者で要介護状態になるおそれのある方を把握し、保健センターなどに通っていただき、運動、栄養、口腔などの指導をするための二次予防事業の費用となっています。

第2目一次予防事業費は、65歳以上の高齢者を対象に認知症等の介護予防や元気モリモリ教室、運動、口腔、栄養の各教室、お茶会、お日待ちなどを行う一次予防事業の費用となっています。

第2項包括的支援事業・任意事業費1,154万4,000円でございますが、高齢者が住みなれた地域で安心して生活していくことができるよう要支援者のケアプラン作成やサービス支援、各種相談業務を行う地域包括支援センターの設置費用や、次のページの184、185ページをごらんください、紙おむつ支給、給食サービス事業の実施をしております。

以上で議案第16号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 済みません。以前にも質問したことがあるのですが、176ページの3、看護認定審査会費というところで、認定調査費が510万3,000円かかっているわけですが、これはあれですか、委員さんとか医療機関とかそういう人たちを含めてとか、さもなければケアマネさんとか、そういうちょっと内容的なものについて教えていただければと思いますけれども。

○議長（野原武夫君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（染野真弘君） それでは、村田議員のご質問にお答えいたします。

176ページの認定調査費でございますが、これにつきましては、次のページでございます2目の認定審査会共同設置負担金、ここにありますように、秩父広域市町村保険組合で介護認定審査会が設置されておりまして、そちらのほうに支払う負担金が主な内容となっております。

〔「違う」「1目の2」と言う人あり〕

○健康福祉課長（染野真弘君） 失礼しました。1目2の認定調査費のほうでございます。申しわけありませんでした。

こちらのほうにつきましては、町で臨時職員として雇用しております認定調査員が、現在2名おりますけれども、そちらの2名の方の人件費等の費用となっております。

以上でございます。失礼いたしました。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第16号 平成27年度長瀬町介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。



よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。



◎議案第17号の説明、質疑、討論、採決

○議長（野原武夫君） 日程第4、議案第17号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第17号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算「歳入歳出予算」を調製し、地方自治法第211条第1項の規定により議会に提出するものでございます。

総額は、歳入歳出予算それぞれ8,863万2,000円となり、前年度予算と比較し239万3,000円、2.6%の減となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） 議案の内容等について町民課長の説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） それでは、議案第17号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

この制度の運営は、埼玉県内の全市町村で構成する埼玉県後期高齢者医療広域連合が運営の主体となっておりまして、町ではその財源となる保険料の徴収や保険証の引き渡し、制度の啓発等を行うものでございます。平成27年1月末現在の被保険者数は1,246人となっております。

それでは、予算書の194ページをごらんください。第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8,863万2,000円とするものでございます。平成26年度と比較して239万3,000円の減、2.6%の減となっております。

次に、予算説明書により主なものについて説明させていただきます。

初めに歳入でございしますが、199、200ページをごらんください。第1款第1項第1目後期高齢者医療保険料でございしますが、6,543万1,000円を積算させていただきました。この保険料につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、所得に対する所得割額と被保険者の均等割額の合算額でございします。また、年金からの特別徴収保険料は4,977万7,000円、普通徴収保険料は1,535万4,000円を積算してございします。

なお、保険料につきましては、法律により広域連合がおおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるように保険料率を設定いたしますが、今回は28年度が改定の年に当たります。

なお、現在の保険料でございしますが、均等割4万2,440円、所得割8.29%の保険料となります。

次に、第3款繰入金、第1項第1目一般会計繰入金でございしますが、保険料徴収等に係る経費に充てる事務費繰入金、低所得者の保険料の軽減分の補填財源として繰り入れる保険基盤安定繰入金として2,188万2,000円を積算してございします。

次に、第4款繰越金でございしますが、平成26年度から繰越額として85万円を計上してございします。

続きまして、歳出でございしますが、203、204ページをごらんください。第1款総務費の125万6,000円で

ございますが、後期高齢者医療事業を円滑に運営するための保険料の徴収、被保険者証の交付、被保険者からの給付に係る申請受け付けなどの事務費用に要する費用に充てるものでございます。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金8,571万5,000円でございますが、これは被保険者からいただきました保険料と一般会計から繰り入れた保険基盤安定繰入金を広域連合に納付するものでございます。

次に、第3款諸支出金の保険料の還付金でございますが、所得の変更や被保険者の死亡などにより生じた過年度分の保険料の還付に充てるものでございます。

以上で議案第17号の説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） これより本案に対する質疑に入ります。

2番、村田徹也君。

○2番（村田徹也君） 知識のない質問をして申しわけありません。

65歳から74歳が後期高齢者の保険者ということになりますよね。かかる医療費なのですが、ちょっと勉強不足で申しわけありません。70歳になると自己負担が2割ということで、65歳から69歳までは3割という、そういう仕組みでやっていくわけですか。そうなったときの医療費のかかりぐあいが年代によって違うのかなと思うのですが、そのことがわかりませんので、そのことを予算書とちょっと離れて失礼ですけども、質問させていただきます。

○議長（野原武夫君） 町民課長。

○町民課長（野原寿彦君） 後期高齢者は75歳以上の方で、65歳から74歳の方は前期高齢者ということになります。

○2番（村田徹也君） そうか、書いてありました、はい。

○町民課長（野原寿彦君） それと、70歳の関係なのですけれども、一時話題になりましたけれども、1割がことしの4月1日から上がりまして、それ以降に、今までの方は1割で済むのですけれども、そのほかの方については3割になるというふうになっているかと思えます。よろしく申し上げます。

○議長（野原武夫君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案は討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思えますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、これより議案第17号 平成27年度長瀬町後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。



◎議案第18号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第5、議案第18号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第18号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。  
長瀬町公平委員会委員大野英雄氏の任期は平成27年4月30日で任期満了となりますが、引き続き大野氏を委員として選任することについて同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第18号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



◎議案第19号の説明、採決

○議長（野原武夫君） 日程第6、議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを議題といたします。  
提案理由の説明を町長に求めます。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。  
長瀬町公平委員会委員滝上利彦氏の後任候補者の推薦について同意をお願いするものでございます。

磯田壯男氏は矢那瀬下郷区にお住まいで、民間企業で人事管理を長年ご経験されております。幅広いご見識と行政にも精通された方であり、長瀬町公平委員会委員として磯田氏を選任することについて議会の同意を得たいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

〔「ちょっといいですか。いつからなのですか。いつで決めるのです、任期は」と言う人あり〕

○議長（野原武夫君） 総務課長。

○総務課長（福島 勉君） では、私のほうからお答えさせていただきます。

もともとは4月30日の任期でございました。先にお亡くなりになったわけですが、公平委員会のほうの

定例会につきましては、通常ですと奇数月ということがございます。通常は、ほとんど年に一回も開催していない状況でございますので、予定では5月1日ということで、先ほどの大野氏と同様な選任にしたいと考えております。

ご了解いただければと思います。

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、これより議案第19号 長瀬町公平委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第19号は原案のとおり同意することに決定いたしました。



#### ◎総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件

○議長（野原武夫君） 日程第7、総務教育常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本件について、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることは可決されました。



#### ◎閉会について

○議長（野原武夫君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会期日程はまだ残っておりますが、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

〔異議なし〕という人あり〕

○議長（野原武夫君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

---

◇

### ◎町長挨拶

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、町長より挨拶のため発言を求められておりますので、ここで挨拶を許します。

町長。

○町長（大澤タキ江君） 定例会の終了に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今議会では、新規条例案など19件の重要案件につきまして慎重なご審議をいただき、いずれも原案どおりご承認、ご議決を得ることができました。まことにありがとうございました。これらの審議の過程でいただきましたご意見、ご提案につきましては、十分これを検討し、対応してまいりたいと存じます。

平成27年度は地方創生元年として、町民が主役のまちづくりをさらに進めるとともに、町民の皆様が安心して暮らすことのできるための施策を職員一丸となって進めてまいり所存でございます。

さて、議員の皆様におかれましては、今議会が任期最後の定例議会となったわけでございます。顧みますと、この4年間は長瀬町にとって大変に重要な時期であり、東日本大震災や義務教育施設の耐震補強、防災行政無線のデジタル化など諸問題を執行部とともに果敢に取り組んでいただき、感謝申し上げます。

来月26日には、町議会議員一般選挙が予定されております。立候補を予定されている方々につきましては、明るく公正な選挙を心がけていただき、また悔いのない選挙戦を進めていただき、再びこの場でお会いしたいと存じます。

新年度も当面する事業、課題等に対し議員の皆様のご指導、ご協力をいただき、引き続き町政の円滑な運営へのご協力をよろしくお願いする次第でございます。

最後に、皆様のますますのご活躍とご健勝をお祈りいたしまして、閉会のご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○議長（野原武夫君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、平成27年度当初予算を初め、条例の制定、改正など町政当面の諸議案を審議いたしましたが、議員各位のご精励により、付議された全ての議事が終了し、閉会できますことに感謝申し上げます。

また、町長を初め執行部各位におかれましては、常に真摯な態度をもって審議に協力されましたご苦労に対し、深く敬意を表します。

なお、執行部各位におかれましては、各議案の執行に当たりましては適正な運用をもちまして、町政進展のため一層の努力をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして平成27年第1回長瀬町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時51分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成27年 6月 5日

議 長 野 原 武 夫

署 名 議 員 大 島 瑠 美 子

署 名 議 員 齊 藤 實

署 名 議 員 新 井 利 朗